「施設使用料等の改定案について」に対する区民意見募集の実施結果について

区民利用施設の光熱水費をはじめとする管理運営経費は、利用する方にご負担いただく使 用料等と区が負担する税金で賄われています。

前回(平成30年10月)の使用料等の改定時と比較すると、物価高騰などの昨今の社会情勢を背景として施設の管理運営経費の規模が増大しています。

こうした状況を踏まえ、引き続き区民サービスを維持するため、区民利用施設の使用料等の見直しを進めています。令和6年11~12月に実施した区民意見募集では、116人(116件)の方からご意見・提案をいただきました。

このたび、改定案に対するご意見等と、区の考え方をお知らせします。なお、いただいた ご意見等を踏まえ、4月に改定内容を公表する予定です。

1 閲覧資料

- (1)「施設使用料等の改定案について」に対する区民意見募集の実施結果について 【P1~31】
- (2)施設使用料等の改定額の案について(令和6年11月11・12日常任委員会報告資料)【P32~69】
- (3)施設使用料等の見直しの考え方について(令和6年9月2・3日常任委員会報告資料) 【P70~82】

2 閲覧場所

以下の場所でもご覧いただけます。

- 区のホームページ
- ・政策経営部政策企画課(世田谷区役所東棟4階407番窓口)
- ・区政情報センター(世田谷区役所第二庁舎4階)、総合支所区政情報コーナー
- ・総合支所くみん窓口
- ・出張所、まちづくりセンター
- 図書館

<問い合わせ先>

T 158-8504

世田谷区世田谷4-21-27世田谷区役所東棟4階407番窓口

電 話 03-5432-2192

政策経営部政策企画課

FAX = 03 - 5432 - 3047

「施設使用料等の改定案について」に対する 区民意見募集の実施結果について

1 主旨

施設使用料等の見直しの考え方に基づき、改定額の案を取りまとめ、区民意見募集を実施したため、実施結果と区の考え方について報告する。

2 実施期間

令和6年11月15日(金)~12月6日(金)

3 周知方法

区のおしらせ「せたがや」令和6年11月15日号、区ホームページ、けやきネット、施設使用料等改定対象施設(一部の施設を除く)への閲覧用資料の備え置き、など

4 意見提出人数及び件数

(1) 提出人数 116人

【内訳】区ホームページ106人、FAX6人、郵送2人、持参2人

(2) 提出件数 116件

分類	件数
見直し賛成、概ね賛成	4
見直し反対	8 6
うち施設全般	(35)
うち区民集会施設	(1)
うち公園・スポーツ施設	(50)
見直しの考え方	9
その他要望	1 7
合計	1 1 6

- 5 意見の内容及び区の考え方別紙のとおり。
- 6 施設ごとの使用料等改定額案(令和6年11月11日・12日5常任委員会報告)からの 変更

(1) 区民斎場

令和7年4月1日から実施する葬儀以外での利用について、令和7年10月1日以降の料金を改定する。

区分	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで
式場	1,100円	800 円
洋室	500 円	400 円

(2) 玉川・砧総合支所駐車場

周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、利用時間枠及び改定額案を下表のとおり変更する。

	現	行	改定額案					
区分		(参考)	当	初	変更後			
	利用時間枠・料金	一	利用時間劫, 料入	(参考)	利用時間枠・料金	(参考)		
		1 时间型用した物目の将並	利用时间件·科金 1	利用時間件・科金 1時間利用した場合の料金	利用时间件・科金 1時間利用した場合の料金	時間利用した場合の料金 利用時間枠・料金 1時間利用した場合の料金 利用時間枠・ 1時間利用した場合の料金	利用时间件· 将金	1時間利用した場合の料金
工川‰	入場から退		入場から退		入場から退			
玉川総	場までの時	600 円	場までの時	720 円	場までの時	900 M		
合支所	間 10 分まで	600 円	間 10 分まで	720円	間 8 分まで	800 円		
駐車場	ごと 100 円		ごと 120 円		ごと 100 円			
TL 纵 △	入場から退		入場から退		入場から退			
品総合 支所駐 東提	場までの時	400 III	場までの時	400 III	場までの時	600 III		
	間 15 分まで	400 円	間 15 分まで	480 円	間 10 分まで	600 円		
車場	ごと 100 円		ごと 120 円		ごと 100 円			

(3) 世田谷美術館·文学館

生活保護受給者の料金区分を新設し、高齢者・障害者と同様に一般料金から減免した料金とすることとしていたが、世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第4期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除するよう変更する。

(4) 庭球場(大蔵運動場、大蔵第二運動場、世田谷・羽根木・玉川野毛町公園) 周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、庭球場の改定率を、公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合の約2分の1の割合へと変更する。

			改定	額案
区分	利用時間枠・単位	現行料金	当初	変更後
			(改定率 13.5%)	(改定率 7%)
平日	1面1時間以内	1,440円	1,630円	1,540円
土日祝	1面1時間以内	1,720円	1,950円	1,840円

7 今後のスケジュール (予定)

令和7年 4月 区のおしらせ(料金改定周知) 10月 新料金適用(一部の施設を除く)

8 問い合わせ先

世田谷区政策経営部政策企画課

電 話 03-5432-2192

FAX = 03 - 5432 - 3047

No.	意見内容	件数	区の考え方
	賛成、概ね賛成	4	
1	ふるさと納税で減収の中、使用場所の受益者負担が増える のは止むを得ないこと。子どもや子育て家庭に配慮した変 更も良いと思う。		改定案に基づき見直しを行うとともに、引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいります。
2	昨今の価格高騰の波は様々な箇所で多大な影響があり、それに伴う改定をしようという流れは仕方が無いとも思えます。 しかし一方で、公共施設は区民が気軽に利用し、地域の交流や健康増進の為に活用できる大事な場所です。 利用料が高くなればこれまでより利用しづらくなり、特に年金等で生活されている皆さんにとっては現在の生活を維持していくだけでも大変な中、かなり厳しくなってしまうと思いす。それに伴い、外出の機会が減ったり、人との交流が無くなってしまうなどの弊害も考えられ、健康的な生活が大きく変わってしまう事でしょう。ここでも格差が生み出されていく事になりかねません。お隣の狛江市では、区民と区外の利用料を変えるなど工夫をされているようです。設備はメンテナンス等で運営費がかかるので、その点を見直すのも一つかと思います(実際にテニスコートの利用料は、世田谷区はかなり高い設定になっています)。「施設使用料」という一面だけ見るのではなく、区民がその機会を利用しやすい状況を維持する事により、心身の健康が増進され、区民がここに住み続けたいと思えるようなシステム作りをトータルで考えて頂けると助かります。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、利用を妨げるような急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。ご意見のとおり、施設機能や区民サービスを維持、発展させるためには、使用料の引き上げによってのみ実現できるものではなく、経費削減や増収の取組についても併せて取り組む必要があるため、いただいたご意見を今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。
3	いつも用賀中学校格技室と月に一回程度総合運動場武道場を使用しております。値上げについては、物価高騰で仕方にない面があると思います。 一コマあたりの時間を、例えば総合運動場であれば、3時間から2時間にするなど、見た目に安すく見せることもありかな、とも思います。		利用時間の設定をはじめとする施設の運用については、これまでも利用者の皆様の個々のご事情等から様々なご意見をいただいており、より多くの方々にとって使いやすいものとなるよう配慮をしながら、必要に応じて見直し等を図ってまいりました。引き続き、区民の皆さまのご意見を踏まえ、使いやすい施設となるよう機会を捉えて検討していきたいと考えており、今回いただいたご意見につきましても、その際の参考として活用させていただきます。
4	日頃、大蔵第2運動場の施設を利用し、テニス、ゴルフ練習をして健康増進に努めています。こちらの施設を利用させて頂き、健康の維持に大いに役立っております。今般の価格改定、物価上昇に連れた施設管理費用増加によるとのことで、やむない事と思いますが、年金生活者にとっては、こちらも値上げかと残念な思いです。そこで、以下ご提案いたします。 ① 極力値上げ幅の圧縮をお願いします。 近隣の川崎市や横浜市に比べ高い水準になっている現状を踏まえても、値上げ幅の引き下げをご検討ください。② 65歳以上の高齢者向け料金の仕組みをテニス場、ゴルフ練習場などにも導入する。 いくつかの施設では実施されており、これを拡大。高齢者の健康増進、健康寿命の長期化につながるものと思います。 せめて、高齢者に対しては値上げの対象としないよう、切にお願いいたします。		① 改定の圧縮について テニスコートの利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ② 高齢者向け料金の対象の拡大について 高齢者(65歳以上の方)の個人利用では、高齢者のスポーツを通じた社会参加の意義をふまえ、各スポーツ施設の温水プール、トレーニングルーム等において、これまでも一般よりも低額な料金を設定しております。今回の見直しでは、これを拡大し、新たに各公園施設の洋弓場、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、エアーライフル場等や、大蔵運動場の正におりますので、改定内容をご確認いただきますようお願いいたします。 なお、これらの見直しに加え、テニスコートをはじめとする団体利用施設について、さらに高齢者団体を対象とした割引制度を導入することにつきましては、団体登録制度のあり方を見直す必要があるとともに、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、現状では広く区民の皆さまのご理解を得ることは困難であると考えておりますことから、今後の検討課題とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
見直し	支対	86	
施設全		35	
5	区民利用施設使用料の見直しについて、「区のお知らせ せたがや」で拝見しました。温水プールや美術館など、個人的にも頻繁に活用していたので、今回の値上げは残念です。燃料費などが高騰しているという状況は理解しますが、それに伴い全ての物価が高騰している中で、公共の施設使用料も値上げしてしまうのは、生活の苦しさに直結します。特に子ども達の使用料を設ける、値上げしてしまうことは彼らが芸術やスポーツに触れる機会を減らしてしまうことに繋がると思い、反対です。どうかもう一度考え直して欲しいと思います。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
6	施設の使用料金の値上げは絶対に反対です。区は区民の		No.5と同じ
	健康維持、仲間との交流によっての幸せについて、どのように考えているのでしょうか。施設の使用料金をあげることによって、今まで健康を維持してきたことの回数を減らさなければいけないことに繋がります。区民の幸せのために、施設の使用料金の値上げは絶対に反対です。		
7	諸物価が値上がりして区民の生活も大変になっている現		No.5と同じ
	在、施設利用料金を値上げすべきではないと思います。 区民は税金を納めていますので、公共料金の値上げは抑制的であるべきです。		
8	値上げなんてありえない。		No.5と同じ
1	住民税などの税金を存分に使ってもっと安く運用すべき。 理想は、全ての施設を無料で開放する事。		
9	留まることのない物価上昇の最中、区民の集い、趣味を分		No.5と同じ
	かち合う場となっている施設まで値上げとは。断固反対致します。		
10	価格表を拝見しましたが、いきなり二割強の値上げは驚きました。これは何を根拠に値上げされたのでしょうか?明示していただきたかったです。 今回はけやきネットに加盟して二度目の値上げですが、前回に比べてもかなり割高感があります。 活動内容を吟味し、他区施設の利用も視野に入れて検討したいと思います。		No.5と同じ
11	音楽練習で施設(主に地区会館)を利用させていただいてお		No.5と同じ
	ります。いつもありがとうございます。 今回の施設使用料の改訂案を拝見しました。 様々な事情での改訂案だと重々承知しておりますが、正直 なところ、苦しいです。物価上昇に伴い、生きることに関わる 全てのものが値上がりしました。 我々の収入は上がっていません。むしろ人件費の削減で、 減収になりました。如実に生活が苦しくなりました。 そんな生活のなかで、施設での文化芸術に触れられる時間 はとても貴重で、生きる活力につながっています。あの価格 で利用させていただけていて、本当に感謝しています。私た ちの団体以外の方々も、きっと同じだと思います。 どうか使用料の改訂を見直していただけないでしょうか。 何卒、よろしくお願い申し上げます。		
12	今、どんどんボールを使って遊べる公園がなくなり、運動できる環境が減っている中、体育館等の使用料金が上がれば、さらに子供達が運動できる環境がなくなっていきます。そして、日本のスポーツ界が衰退していくのは、大反対です。運動の機会を、子供も、大人も減らす事は、結果的に健康が損なわれ、医療費負担が増えていく、全く不合理な考えです。 値上げは、絶対に反対です。スポーツ、文化に、世田谷区はもっとお金をかけるべきです。		No.5と同じ
13	値上げせず、人件費を減らすよう取り組んでほしい。		No.5と同じ

No.		区の考え方
14	施設利用料金値上げについて、現状料金継続をお願いしま	No.5と同じ
	す。烏山北体育館は地域住民が安価で交流できる貴重な施	
	設です。	
	10年ほど前より北烏山体育館でエアロビクスレッスンに参加	
	していますが、子育て中の忙しい時間の中で唯一気分転換	
	ができる貴重な時間となってきました。	
	主催者の先生がレッスン代を低く設定してくださるお陰で、	
	幅広い年齢層の地域の皆さんが健康維持し、運動を継続で	
	きています。	
	先生もこちらのレッスン継続にいつも懸命に働いてくださって	
	おりますが、我々に参加者にとっても欠かせない場となって	
	います。施設料金が値上げとなると継続が難しい状況とも聞	
	いております。	
	今後も地域施設について、利用料金の値上げはせず現状	
	の継続してください。	
	どうかよろしくお願いいたします。	
15	いつも大蔵第2、総合運動場のテニスコートを使わせていた	No.5と同じ
	だいています。	
	公共運動場は、他の区に比べて高く、区民、高齢者の健康	
	を考慮していただけたら、これ以上の値上げは考えられませ	
	る。 ころも1 44 平の光切けルイザは1 マハム がされ ハイナ	
1	ふるさと納税の減収は他で補填していただきたいです。	
16		Mo 5 トロド
	いつも施設をご利用させていただきありがとうございます。	No.5と同じ
	施設の方も優しい方ばかりでとても快適に使用させていただ	
	いております。	
	料金改正案の件ですが、我々は普段区民センター、区民会	
	館、区民集会所を中心に利用してます。	
	現在は安価な金額で、とてもありがたく思ってます。	
	できれば現在の金額を我々は希望いたします、ご意見ご参	
17	考にしていただければ幸いです。	No E L EL I
17	区報による施設利用料金見直しに対する意見。	No.5と同じ
	物価高騰などの全てが値上がりの中、利用料金がほとんど	
	上がることは反対です。例えば、自転車置き場が200円に	
	なったら図書館に入りたくても何時間もいないのにもったい	
	ないです。音楽室料金も高くなったら経済的に習い続けなく	
	なることもある。文化的な世田谷ですし、この誇りを保ち続け	
	たいのです。革新区政に見直しを求めます。	
10		No E L ELI
18	世田谷区の公共施設すべて使用料が上がるのには驚きま	No.5と同じ
	した。毎日使用している駐輪場や、文化活動に欠かせない	
	集会室、葬祭所までほんとうに困ります。コロナで活動が停	
	滞している団体、障がい者、高齢者、生活に困難を抱えてい	
	る区民にとって大きな負担です。値上げはやめてください。	
1		
19	いつも体育館、武道場、トレーニングルーム、プールなど世	No.5と同じ
1 '	田谷区の施設は積極的に家族全員使用させてもらってま	
1	す。	
1	毎日のように利用させてもらっておりますので、全ての利用	
1	料金が軒並み上がってしまうのはとても残念です。	
	現状維持でお願いしたいです。	
20	合唱の練習のため、けやきネットを通じて地区会館や小学	No.5と同じ
1	校を使わせていただいております。	
1	週に2、3回の全体練習に加えて個人練習のために平日ほ	
	ぼ毎日利用しております。	
	カラオケでは費用がかかってしまう中で2時間200円で利用	
	できる地区会館により、練習時間の確保ができております。	
	利用回数が多いため、私にとって増額は結果的に大きな負	
	担となってしまいます。	
	物価上昇など運営において苦しい状況があるのは想像がつ	
1	きますが、どうぞ利用者の使いやすさについてもご理解いた	
1	だきたく思います。	
	よろしくお願いいたします。	
21	区民利用施設の使用料等の見直しについて。地区会館と野	- No.5と同じ
"		
	毛公園のテニスコートを利用している者です。年金生活をしたが、ける雑せのか作品を利用されています。	
1	ながら体力維持の為施設を利用させていただいています。	
1	使用料が高くなりますと利用できなくなります。どうか高い料	
L	金でなく年金で支払える金額でお願い致します。	

No.	意見内容	/ 米上	区の考え方
22	いつも学習会、スポーツ、音楽などで施設を使わせていただいており、地域のみなさんとのつながりができていることは有意義でうれしく思っています。この度、使用料金改定案が出されました。利用料金が高くなると、参加費も値上げとなるでしょう。年金生活者にとってはとても厳しく参加することも考えざるを得なくなります。諸活動の参加により地域のみなさんと生き生きと暮らしていくために料金の値上げには反対です。		<u>No.5と同じ</u>
23	お願いです!! しせつ使用料の値上げはやめて下さい。物価が高すぎて、 生活していくだけでも大変なんです。唯一楽しみな自主グ ループ活動まで値上げされた生きていけません!庶民を苦 しめないで。		No.5と同じ
24	区民利用施設は社会教育団体が多く利用し、世田谷の地域 社会の健康増進と市民の健全育成のために貢献する施設 となっており、受益者負担を強制すべきではないと考えま す。東京の各市区町村で利用料にバラツキがあり、高負担 は問題です。引き下げて限りなく無料に近づけていただきた いと思います。		No.5と同じ
25	他の市区町村と比較して、現時点でも高い利用料となっている状況。さらなる価格改訂は理解に苦しみます。都度利用も高いが月額利用料は民間よりも高額、こちらはさらに理解に苦しみます。		施設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
26	使用料値上げに断固反対します 平成30年比で維持管理費の増加を値上げ算出の根拠とされているようですが、そもそも世田谷区の施設使用料は従来から高すぎる 隣接の杉並区や東京都の使用料を比較検討し 使用料の 妥当性を検証し開示すべきではないか 例えばテニスコート代は平日1時間の場合、杉並区は750 円、東京都は1,300円 一方で世田谷区は現状1,440円 値上げ案では1,630円になります 杉並区と比べ現状1.92倍 値上げ後は実に2.17倍となります 洋弓場の使用料も他の区や市と比べて高すぎる、65歳以上 の新規枠設定は是とするが三鷹市では以前から対応中で す		No.25と同じ
27	りいつも運動施設を気持ち良く使わせて頂いてますが、他市区町村に比べると、値段設定が高いです。それなのに更なる値上げとは驚きます。区役所立替の建築会社との齟齬や、ふるさと納税の100億円超流出など、大きな単位のお金で対策をしなくてはいけない事項が優先されるべきです。取りやすいからと言って、何も将来に向けて健康寿命を伸ばそうと日々身体を動かしている人から小銭を取ろうとする政策は間違っていると思います。		No.25と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
28	何もかも高騰して、大変困っています。公共の施設なので、 税金でまかなえないのでしょうか?以前、国分寺市の施設 を無料でかりていました。三鷹市のコミセンや公会堂、消費 者活動センターなど、全て無料で借りる事が出来るのです が、なぜ?世田谷区では、このように高いのでしょうか?		限られた財源の配分は、自治体によって考え方が異なるという背景もあり、他自治体(たとえば三鷹市)に世田谷区が倣うことができるかどうかを検討する場合は、公共施設だけではなく他のあらゆる行政サービスを比較する必要があると考えております。施設の使用料等について、無料としている自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、限られた財源の中で施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。しかし、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上げによってのみ実現できるものではなく、限られた財源の中で、より少ない経費で施設運営できるよう、経費削減についても併せて取り組む必要があると考えております。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
29	武蔵野市には、武蔵野中央公園北ホールという施設があり、市と連携していてコミセンあつかいになっており、無料で借りる事ができました。1F2部屋、2F2部屋、卓球台やピアノもあり、一番大きな部屋は30人以上入っても体操が出来る大ホールでした。武蔵野北ホールだけでなく、コミセンも全て無料でした。世田谷区は公共の施設が有料だし、けっこう高い。さらに値上げですか。世田谷ってけっこう住民税が高いと感じているのですが… 年金くらしの私たちはこれ以上の物価高にはたえられません。値上げには、反対です。ぜひ、いま一度検討して下さい。よろしくお願い致します。		No.28と同じ
	主に、北烏山体育室で活動しています。少し前になりますが、体育室の工事があり数ヶ月間使用出来なくなった事がありました。やむなく、三鷹市北野公会堂という施設を借り、活動しました。(会員の中に烏山から三鷹市に引っ越しした方がいたので、その方が借りてくれました)グループ登録などする必要はなく、すぐに借りる事が出来、使用料は、なんと無料でした。公会堂は、2階建てで、1階は、調理室と運動可能な部屋があり、2階は和室が2部屋。駐車場は、5~6台可能なスペースがあり、これが全て無料で借りる事が出来、ビックリしました。何故?23区と三鷹市では、こんなに違うのでしょうか?施設使用料は、値上げしないで下さい。お願い致します。		No.28と同じ
31	このインフレ状況下で公共施設の利用料まで値上がりするのはご容赦いただきたいです。特に駐車場の値上げ率が高すぎます。ご再考ください。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 ご意見の駐車場についてですが、駐車場は複数の施設に存在するため、ここでは公園施設の駐車場と仮定し回答いたします。公園施設の駐車場については、元々、周辺の民営の駐車場よりも安価な料金が設定されており、目的外利用等の利用実態等も踏まえ、今回の改定額とさせていただきました。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	換 区の≉	≧え方
32	区民集会施設など現行の3割値上げ予定とのことですが、 定期的に利用させて頂いてる立場からすると負担が大きい と存じます。 いつも大変利用しやすく助かっておりますが、実際に3割値 上げとなった場合は利用回数を多少減らしたり、他の施設 の利用も検討する予定です。値上げは致し方ないとは思い ますが、せめて1~2割程度だとありがたいです。もしくは月 に多く利用される方への割引があっても良いのではないで しょうか?よろしくお願いいたします。	て運来要公改則象い引ててな今で、第にで共に割しまき公まが後い、のかに	続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ 性施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね いりますので、ご理解をお願いいたします。 月に多く利用される方への割引に関するご意見については、 の世田谷区における施設運営行政において施策の参考とさせ にきます。
33	値上げ幅が30%にもなり大幅すぎると思われる。 値上げするのなら設備の拡充をお願いしたい。	て運来要一こなと引て、営にで方か施え替きのです。	D施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し 今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 圣費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 隻って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 5り、実施するものです。 公共施設は、区民の福祉の増進を目的として設置されている ら、その目的を達成するためには、使用料等の改定だけでは 設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要がある ております。 き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ 性施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね りますので、ご理解をお願いいたします。
34	ここ最近で2回目の値上げとなります。値上げを実施する前に、経費削減の努力をされていますでしょうか。具体的に今年度の削減項目と削減金額の一覧、及び収支報告をご開示いただきたく存じます。公共施設の管理費が増加したのであれば、例えば公共工事の見直しをされるなど、他の事業での無駄をなくしていくべきだと考えます。現在の税収で運営していく努力をされることが、貴方の仕事であると考えます。	使公用収す以は覧まる理いけ施全用で観今て運来要はし引て用共す入る降、いた施者はま設にす施点回、営にで多いき公式の区が、設力ではのではであります。この区が、設力ですのころ記さの作為退あれい紛斗	科等の算出基礎として用いた、施設別行政コスト計算書では、施設整備・運営の適正化を推進するにあたっての資料として活っために、区が保有管理する施設の概要や施設ごとの費用という。 一覧にまとめており各年度の施設別行政コスト計算書を比較いたで、経費の推移をご確認いただけます。新公会計制度導入の平成30年度決算から令和5年度決算までの資料について、 HP(https://www.city.setagaya.lg,jp/01040/6233.html)からごったけます。 区民センターやスポーツ施設など、指定管理者を導入しているについては、毎年度利用状況や業務の収支に関する指定管からの事業報告を公表しており、区HP S://www.city.setagaya.lg,jp/02005/9241.html)からご覧いただ
35	テニスコート使用料値上げに関しまして、施設の維持管理費がかかるのは理解出来ますが既に数年前に値上げしたばかりでは無いでしょうか? 過去に長年物価が下落していましたが、その時には利用料を引き下げしたのでしょうか? ふるさと納税のせいで税収が減っているというのであれば、世田谷区も魅力的な返礼品を考えたらよろしいのでは無いでしょうか? 利用料の引き上げが簡単に出来る事だからそうしているとしか思えないです。 再考をお願いいたします。	平で前費を今て運来要「ててなまの成は回税図回、営にで引公まおしとなる。」ではいません。	10年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消極が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減5ことで、料金は据え置きとしました。り施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較しず今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理各費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将度って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必らり、実施するものです。 続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとった施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねいりますので、ご理解をお願いいたします。ご意見にありましたテニスコートの利用料金の改定率につきば、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、No.4の①のより当初案から見直すことといたしますので、ご確認いただきまお願いいたします。

		T 1.1 .111	
No.	意見内容	件数	区の考え方
36	子供たちの使用するグラウンドが値上げされるのは勘弁してほしい。部費など予算は決まっています。値上げするということは子供たちから運動する場所、機会を奪うことに繋がります。 せめて小学生いくら、大人いくらと値段設定を分けるのはいかがでしょうか?		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。子どもの団体利用の値段設定については、ご意見として承りました。なお、少年団体が学校施設(夜間照明代を除く)、少年野球場、少年サッカー場を利用する場合は、現在無料としており、今回の改定後も引き続き無料となります。少年団体等の登録手続きについては、(公財)世田谷区スポーツ振興財団(203-3417-2829)にお問い合わせください。
37	今、物価が高くなり、生活が大変になっています。食べ物しか買わないようにしていますが(節約の為)、それでも生活が苦しいです。 施設使用料まで値上げされては、ますます困窮してしまいます。 値上げは、見送って下さい。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
38	施設使用料の値上げは簡単にしてはいけないと思う。コロナ禍においては、人数や時間帯、使用不可の期間があるなど区民センター・地区会館の使用はかなり制限された。やむ得ない事情ではあったが、その数年の間に地域のサークル活動や交流活動は低下した。サークル等をたたんでしまったところもある。やっと以前の活動に戻りつつあるときに、今度は施設使用料の値上げによってさらに活動が制限されることが懸念される。区民利用施設は大多数が世田谷区民が利用しているもので、学習、交流、社会性・運動機能の向上などに広く貢献している。区民の学習教育、文化水準の向上のためにはむしろ値下げしても良いと思うくらいだ。区の財政状況からみたらそれほどの負担とは考えられない。得られる対価の方がはるかに大きいと思う。11/15付け「区のおしらせ」にはホールや会議室、運動場しか値上げ対象が示されておらず、役所で閲覧するかれるページを参照しないと全容がわからない。実際には駐輪場やファミリー農園、美術館等まで全般的な値上げ案となの使用料が改定案のように一日100円から倍の200円にするというのは値上げによって自転車を減らすという意図だろうか。むしろ無断駐輪がさらに増えるのではないだろうか。大幅な施設使用料の改定には断固反対したい。		公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、施設ごとに、ご意見のような学習、交流、社会性、運動機能の向上など設置目的が設定されています。区では、その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりませんが、施設の維持運営には、施設使用料等の算出基礎となる経費である管理運営経費に加え、建設・賃借料など様々な経費を要します。施設全体にかかる経費は年間117億円程度であり、持続可能な財政基盤を築くためにもこれを全て税金で賄うことは難しいと考えております。このことは、をて税金で賄うことは難しいと考えております。このことは、をで見担していただく必要があると考えております。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。また、周知方法に関するご意見ですが、改定対象となる施設や料金区分が多く、全ての内容を掲載することが困難だったため、今回の周知方法とさせていただきました。いただいたご意見につきましては、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。

意見内容 件数 区の考え方 39 「施設使用料等の見直しの考え方」について次のとおり意 ①行政は物価高騰等で苦しむ区民に寄り添い支えるという考え方 に立つべき、とのご意見について 見・考えを表明します。 この度、区のから出されている「施設使用料の見直し(値上 ご意見のとおり、どのような時代背景にあっても、生活に困窮してい げ)案」に反対します。 る方々の暮らしを支えていくことが、行政としての重要な役割だと認 反対の理由は下記のとおりです。 識しております。 ①施設使用料の改定(値上げ)理由として、「物価高騰等の 区民の暮らしを支える方法として、短期的な視点では、給付金の 昨今の社会情勢を背景として施設の管理運営経費規模の 支給など困窮世帯への家計を緊急・直接に補助するものがありま 増大」を挙げているが、区民も3年以上続いたコロナ禍や異 す。一方、長期的な視点では、公共施設の維持管理を行うことで、 常な物価高騰のもとで苦しむ区民(施設利用者)に寄り添い 参加を促すためのコミュニティ創出の場や災害時に安全に活用でき る避難スペースの確保などといった方法もあると考えております。 支えるという考え方に行政は立つべきであり、区民の負担 増になる利用料値上げは実施すべきではない。また、区の 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し 財政も切迫した状況に無い。 て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 ②区民利用施設は、区民の社会教育活動の拠点場所に 来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 なっている。社会教育活動振興を行政として考えるならば、 値上げではなく、むしろ値下げこそすべきと考える。 要であり、長期的な視点から区民の暮らしを支えるために実施する ③会議室の利用時間枠のコマ割りが、区民生活慣習時間と ものです。 ずれているため、例えば午後1時半から3時間程度の会議を ②区民利用施設の値下げに関するご意見について 開催するためには二枠(コマ)が必要となり、利用料が2倍(2 公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、区では、 コマ分)に嵩んでいるという状況がある。この問題の改善も その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりませ んが、持続可能な財政基盤を築くためには、運営にあたり、管理運 必要である。 営経費の一部についてご利用する方に負担していただく必要があ ると考えております。このことは、施設の機能を維持するため、税金 で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定 する考えに基づくものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ③施設の開放時間枠に関するご意見について 施設の開放時間枠に関するご意見は、今後の区民利用施設の利 用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。 区民集会施設等 健康増進交流施設の改定理由に、貸室利用率が低いため 健康増進・交流施設は、区民以外の利用も可能であり、区民集会所 とありますが、利用者が気軽に利用できない最大の理由 等の近隣住民の利用を主とする施設と異なるため、使用料規定に が、キャンセル料を支払うリスクが高いことだと思います。例 ついては区民会館に準拠しており、キャンセル料についても区民会 えば、せたがやがやがや館の多目的室を予約した後に、や 館の集会室と同様の取扱いになっています。 むを得ずキャンセルしたい場合でも、使用日の2か月前以降 今回の改定では、交流室・多目的室については区民会館と同様の は全額返金されません。多目的室を土日の夜間使用で予約 築年数・利便性に基づく使用料等の額の算定に係る一定の調整に した場合、2か月を1日でも過ぎたら、11,000円のキャンセル 基づき、改定率は「管理運営経費の増加割合」の2分の1とし、また 料を支払わなくてはいけないので、気軽に予約できません。 運動室・娯楽室は区民センター等他の集会施設における会議室の しかし、直前に予約したのでは、多人数での予定がたちませ 基準に変更するなど、改定率や改定方法に一定の上げ幅抑制を行 ん。結果、民間の貸室なら、キャンセル料は1週間前まで発 います。なお、キャンセル料に関するご意見は、今後の区民利用施 設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。 生しない所がほとんどなので、そちらを利用する選択になり ます。 貸室利用率が低い理由を精査してから、料金改定を検討す るべきだと思います。 ポーツ施設 公園・スポー 50 大蔵第二運動場のトレーニングルームを利用しています。 利用時間の設定をはじめとする施設の運用については、これまでも 41 総合運動場の方は1時間や2時間の料金設定があるのに、 利用者の皆様の個々のご事情等から様々なご意見をいただいてお り、より多くの方々にとって使いやすいものとなるよう配慮をしなが なぜ第二運動場は3時間の設定しかないのでしょうか?是 非とも設定していただきたいです。毎回1時間しか利用しな ら、必要に応じて見直し等を図ってまいりました。 いのでかなり割高に感じます。 引き続き、区民の皆さまのご意見を踏まえ、使いやすい施設となる また、現在の3時間660円も他の市区町村に比べて高いで よう機会を捉えて検討していきたいと考えており、今回いただいたご 意見につきましても、その際の参考として活用させていただきます。 す。江戸川区は210円です!400円前後が多いのではない でしょうか。 それなのにさらに値上げになるのは非常に困ります。 なんとか値上げはやめていただきたい。どうしてもダメなら、 せめて2時間の料金設定をお願いします!! 近隣の区と比較しました。港区500円、新宿区600円、目黒区 ①月極料金に関するご意見について 300円、杉並区500円、文京区600円(月2,800円)、そして世田 今回ご意見いただきました施設は、大蔵第二運動場のトレーニング ルームかと推察いたします。本施設のトレーニングルームにつきま 谷区660円、高すぎます。 現状でも高額なのに値上げになってしまったら利用できませ しては、1か月利用定期券を設けておりますので、ご利用をご検討く ん。また、月極利用や短時間利用などの柔軟な対応も必要 ださい。 ②利用時間に関するご意見について と思います。

No.41と同じ

意見内容 件数 区の考え方 ①改定の考え方等に関するご意見について まず、意見募集期間に関するご意見についてですが、区では区民 43 料金値上げに反対いたします (主にテニスコート利用しています) まず初めに意見公募期間が短すぎます!! 意見募集の期間を「公表の日から最低3週間以上」としております。 形ばかりの意見公募としか思えません 期間の設定にあたっては、前回改定時や他の案件の募集期間を参 世田谷区は他と比べても元々高い価格であるにも関わらず 考にしながら設定いたしました。いただいたご意見につきましては、 値上げするということに疑問です。値上げ前に見直しする事 今後の施設使用料等の見直しにあたって参考とさせていただきま が多々あるように思います テニスコート 次に、施設使用料等の見直しに関するご意見についてですが、施 ※冬季の照明利用16-18時は30分単位にする 設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があること ※受付等の人件費削減(2人携帯いじってて受付で待ってる は認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあた のにも気づかないなど、受付人数多すぎでは?) り、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいて ※施設管理委託を一本化するべきではないでしょうか いるところです。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負 余計な経費の削減 担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する 考えに基づくものです。 (委託料の内訳を公開するべきだと思います) 区民の健康促進、憩いの場、等の権利と利益の保護ができ 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し るよう料金値上げではない方法で模索していただきたいで て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 要であり、実施するものです。 また、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上 げによってのみ実現できるものではなく、経費削減についても併せ て取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ②利用時間に関するご意見について No.41と同じ テニスコートの利用料金について。 ①改定の圧縮について 44 健康維持のためにジムやテニスコートを利用していますが、 テニスコートの利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区 民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことと ジムには65歳以上の料金が別枠であるのにテニスコートは いたします。 年齢関係なく一律料金となっています。テニスをしている仲 間は全員後期高齢者であり年金生活者です。民間のテニス ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設におけ コート利用料に比べると確かに安いとは思いますが、年金 る管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営 はほとんど上がらず介護保険料など少しずつ負担増になっ ているため実際の年金手取りは少しずつ減っており物価高 経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) 騰も続いています。テニスコートにも65歳以上の料金設定を 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と することはできないのでしょうか。 比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体 の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していること から、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるた めに実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコスト を極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在と なるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたし ます。 ②高齢者向け料金の対象の拡大について 高齢者(65歳以上の方)の個人利用では、高齢者のスポーツを通 じた社会参加の意義をふまえ、各スポーツ施設の温水プール、ト レーニングルーム等において、これまでも一般よりも低額な料金を 設定しております。今回の見直しでは、これを拡大し、新たに各公園 施設の洋弓場、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、弓道場、エ アーライフル場等や、大蔵第二運動場のゴルフ練習場、尾山台地 域体育館の個人利用にも広げることとしておりますので、改定内容 をご確認いただきますようお願いいたします。 なお、これらの見直しに加え、テニスコートをはじめとする団体利 用施設について、さらに高齢者団体を対象とした割引制度を導入す ることにつきましては、団体登録制度のあり方を見直す必要がある とともに、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランス などの観点から、現状では広く区民の皆さまのご理解を得ることは 困難であると考えておりますことから、今後の検討課題とさせていた だきます。 テニスコート利用料金の値上げに反対します。 45 No.44の①と同じ 世田谷区は他区ではない登録料金も支払っていて、更にそ の更新料も払ってますが、なかなか当たらずそれで尚且つ コート代も上がるなんてとんでもない! テニスは健康にも 大変良いと立証されています。区民が元気になる事が一番 ではないでしょうか! 中野区は区民の健康の為にテニスコートの利用料を減額し

<u>て600円との事です。区民を思う良い区長です。</u>

No	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14 坐	ロのネラナ
No.	意見内容		区の考え方
46	世田谷区のテニスコートを毎週利用しているものです。		No.44の①と同じ
	今回の"施設使用料等の改定案"に関して、テニスコートも 13%程度の値上げとなっていますが、		
	施設や利用区分に考慮した個別検討が必要ではないでしょ		
	一部 一部 一名 10 1		
	テニスコートに関しては、非常に利用率が高く、かつ近隣の		
	他市区や都営のテニスコートと比較して、現状でも世田谷区		
	は料金設定が高い状況です。		
	維持管理費の削減努力もより行い(過度な保守で費用がか		
	かっていると感じますし、受付などの事務も手書き印鑑が多		
	いものをDXで効率化可能)料金据え置きを希望いたします。		
47	テニスコートの料金については、既に他区よりも高いので、		No.44の①と同じ
48	<u>これ以上の値上げは反対です。</u> 総合運動場と大蔵第二の庭球場を利用しています。		 No.44の①と同じ
	最近値上げしたばかりで再びの値上げはひどいです。		Mu.4407()
	健康の為仲間作りのため、心身共に健康の為日々頑張って		
	いる高齢者にとって、昨今の値上げラッシュは経済的に厳し		
	いものです。		
	日々の暮らしを豊かにという考え方に立ち返っていただきた		
	くお願い致します。		N
49	これ以上、テニスコート代を増やさないでください。老後の楽		No.44の①と同じ
	しみとして細々続けているテニスですが、倍率が高くやっと		
	当選したコートも代金が他のどの区よりも高く、更に当選確 率が少ないのに2年に一度更新料まで取られて、酷すぎま		
	学が少ないのに2年に一及史利やよく取られて、曲りさよす。		
	ッ。 これ以上高くなると経済的にも厳しいし、当選確率も低いの		
	で、テニスの回数が減っていくと健康面も心配です。		
	どうぞ最低でも現状維持、できたら減らして欲しいです。よろ		
	しくお願い致します。		
	テニスコートを使わせていただいてます。		No.44の①と同じ
	他の23区のコートに比べても東京都と比べても使用料が高		
	いのに更新料も払っています。 整備を短触にしていただけるのけたり難ですが同数が多い。		
	整備を頻繁にしていただけるのは有り難ですが回数が多い のでは?その分閉鎖時間が増えていますよね。大会に貸出		
	のでは、その方は頭時間が増えていまりよね。人芸に真正 すのは仕方ないですが優先的に貸出するならそれに見合う		
	料金を取ったらどうでしょうか?		
	安易に上げ易いところから取るのは止めていただきたいで		
	す		
<u> </u>	税収が減っているとしても近隣格差が大き過ぎます		N
51	テニスコートの使用料について		No.44の①と同じ
	コートの使用料は2H基準になっており、世田谷区は、2880 円です。この金額は千代田区が3000円で都内23区では		
	円です。この金額は十代田区か3000円で都内23区では 現在、2番目に高い使用料です。(千代田区はコートが2面		
	しかありませんが、そこにそこに管理1人付いてるので高い		
	です。)		
	荒川区、江戸などなど同じ条件で1000円前後で運営して		
	いるところも多く見られます。渋谷区などはちょっと前までは		
	60歳以上はただでプレーをさせてくれたようです。		
	世田谷区はなぜ他の区に比べて、区施設を値上げする必要がある。		
	要があるのか丁寧に説明する必要があります。納得がいき		
	ません。 エ川野チ公園のラニスコートの移塾工事が始まっていま		
	玉川野毛公園のテニスコートの移設工事が始まっていま す。我々お金を払いいつもコートを使用している人達には説		
	す。我々ん金を払いいうもコートを使用している人達には説 明会やアンケート調査など何もありません。夏が暑くなり40		
	度近くなります。是非ナイター照明が必要です。もう夏は今		
	後昼間は出来なくなると思います。		
	目黒区も区民センター2面の移設工事が計画されていま		
	す。目黒区テニス協会やテニス関係者の意見を取り入れて		
	くれているようです。		
	コートの使用料を上げるなら、今後のコート改修は全天候性		
	の冷暖房完備の雨でも出来るインドアコートにして貰いた		
52	い。 ・総合運動場のテニス場の料金について、現行料金が高い		 No.44の①と同じ
32	「総合建動場のゲース場の料金にういて、現り料金が高い。		INV.TTV/ () CIPIO
	・他区のテニス場料金は世田谷区よりも安価である。		
	・例えば、雨天時もテニスができるよう屋根を設置する等、		
	サービス向上に伴う値上げ改定であれば理解はできるが、		
	現状、そのようなサービス向上もなく、ただ値上げというのは		
	反対である。		
		_	

No.	意見内容	件 数	区の考え方
	<u> </u>	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	No.44の①と同じ
"	コートに比べて、格段に高すぎます。信じられない程、高す		
	ぎます。それを更に値上げするなど、はっきり申し上げて断		
	固同意できません。		
	最近では、コート使用の厳格化もされ、使いづらいこと甚だ		
	しいです。		
	税金を使って区で運営されているのであれば、もっと区民に		
	わかりやすく使いやすい施設であることを望みます。		
	私の見る限りですが、お金を持っている高齢者の施設利用 が多い気がします。そういう人たちでないと利用する気にな		
	か多い気がします。そういう人だらでないと利用する気になれないからだと思います。		
	もっと就職氷河期世代や子育て世帯など、あまりお金が自		
	由に使えない区民でも気軽に利用できる区の施設なりの安		
	心な料金設定を望みます。		
	90万人超の様々なバックグラウンドを持ったたくさんの世田		
	谷区民がいます。もっとみんなが気軽にスポーツ施設を使		
	える環境を整えていただきたいと思います。		
	ふるさと納税等で、税収が減っているのはとても大変なこと		
	だと思います。		
	しかしその穴埋めをこういった形でされてしまうと、本当に悲しいです。		
54	区がらり。 庭球場は今でも高額		No.44の①と同じ
	いつも楽しく世田谷区テニスコートを利用させていただいて		No.44の①と同じ
	います。円滑な運営、ありがとうございます。		
	この度の利用代金値上がりの件、大変残念です。テニスを		
	元気にプレイするのが現在の生きがいですので、金銭的負		
	担が増すことに今後の不安を感じます。		
56	<u>ご一考いただきたくお願い申し上げます。</u> 私はプールや世田谷区の大蔵総合運動場、第2運動場等を		 No.44の①と同じ
30	利用させて頂いている区民です。		NU.4407()と PJC
	リタイアした後に利用して、健康維持・増進になっています。		
	今は主としてテニスコート利用させていただいておりますが、		
	今回の利用料金等の引き上げ幅が大きく困惑しておりま		
	す。特にテニスコートは現状でも高いと思われるのに更なる		
	値上げするのは納得がいきません!		
	何故、世田谷区だけがこんなに高い料金を設定するのか分		
	かりません!隣りの目黒区は2時間は2,400円、杉並区は同		
	じく1,500円、因みに東京都でさえも2時間2,600円です!単に 料金を上げて増収を図るような策ではなく、もっと稼働率を		
	上げたりして増収を図るような泉ではなく、もうと修働学を 上げたりして増収アップ等を考えるべきではないでしょう		
	か!例えば、案として、稼働率の悪い冬期の早朝や夜間の		
	料金を変更して利用率を上げる等です。		
	テニスはスポーツ競技のなかでも一番健康を維持し、長生		
	きのスポーツと言われています(デンマークのデータで平均		
	寿命+9.2歳)		
	強いては、健康維持や増進に依って医療費の削減にもつな		
	がり、区の財政等にも良い影響を与えるものと思います。		
57	<u>何卒、料金等の再考をお願い申し上げます。</u> テニスコートの高騰について。		 No.44の①と同じ
3,	アースコートの高騰について。 何故区の施設なのに値上がりするのですか?世田谷区だ		INU.TTV/ / C H
	けが私の周りでは利用者カードの維持費がかかり、数年前		
	に値上がりしたばかりなのにまた値上がりするなんて酷いで		
	す。新しい料金だとレクセンターのコートと料金があまり変わ		
	りません。区の施設なのに値上がりする意味が分かりませ		
	ん。こんなに書いていてもどうせ値上がりする事だとみんな		
	言っています。 日里区はずっ - ト/姉 ト が川 ていませんと		
58	<u>目黒区はずっ一と値上がりしていませんよ</u> 総合運動場と大蔵第二運動場のテニスコートを利用させて		 No.44の①と同じ
30	総合理動場と人蔵第二連動場のデースコートを利用させていただいております。		INU.TTV/ / C H
	利用料値上げ予定とのことですが、今でも世田谷区の利用		
	料は他の市コート、都コートに比べて高く設定されておりま		
	す。		
	高齢社会において、高齢者が健康を維持していくことは、医		
	療費の削減のためにも重要なことだと思います。学生でも、		
	年金生活者でも、区民が安心して健康維持のためにテニ		
	ス、野球、バレーボールなど楽しく続けられますように、再考		
	をお願いしたいです。 世田谷区のコートは都立コートに比べてメインテナンスもと		
	世田谷区のコートは都立コートに比べてメインテナンスもと てもよく、ケガも少なく済んでいると思います。		
	てもよく、ケカも少なく遅んといると思います。 ふるさと納税での流出を防ぐなどで、ぜひともこのままの料		
	金で利用できることを願っています。		
	よろしくお願いいたします!		

意見内容 件数 区の考え方 ① テニスコートの料金に関するご意見について 59 現在けやきネットのテニスコート利用料金は、平日2時間 2880円。他の区のテニスコートの利用料金をご存知でしょう №.44の①と同じ か?渋谷区1300円、新宿区1500円、中野区600円、港区 ② キャンセル料金に関するご意見について 1200円都立コート2600円(2時間料金)です。世田谷区異常 テニスコート等の施設では、申込後に使用できなくなった場合は速 やかにキャンセルの手続をお願いしております。 に高いです。 中野区は、中野区の区長さんが、昔1200円を600円に値 キャンセル料につきましては、より多くの団体に利用機会を提供す 下げしたのです。理由はスポーツで健康にし社会保険料を るために必要不可欠な制度であり、引き続きご理解ご協力をお願い 使わない様にという事です。 いたします。 また、けやきネットのテニスコートは、キャンセル料金が1週 なお、屋外施設については、天候不良等の際、利用施設に電話連 間前からかかります。急な病気等ありますよね?その度に 絡することで無料でキャンセルができる場合があります。あらかじめ キャンセル料金を支払うことになります。おかしくないです これらの条件等をご確認のうえご予約をいただきますようお願いい か?営利目的ではない区の施設で、キャンセル料金を取る必 たします(無料キャンセルの条件は施設ごとに異なりますので、詳細 については各施設にお問合せください)。 要がありますか? また、午後から大雨で電車も止まるような日でも、2時間前 からしか雨の無料キャンセルは受け付けず、2時間前に電 話をすれば話し中で、1時間かけ続けやっと繋がるということ もありました。諸々不満に思うこともある中、今回の突然の 値上げ予告です。 区民に値上げを強いる前に、経費の見直し、人件費の使い 方等見直すべき事はないのでしょうか?総合、大蔵のテニス コート受付を見ていると、受付にやたら勤務者がいますが必 要な人達なのでしょうか? 先日は引き落し先変更について質問してもマトモに答えられ ないような人がスタッフとして働いていました。 テニスコートに関しては、一部のスクールが牛耳っており -部のスクール生のみ安く有利にコートを使用しています。 区民のコートであるはずが、一部の人だけ特別扱いはやめ ていただきたい。 運営方法を抜本的に見直していただき、まず値上げという考 え方ではなく、無駄をなくし、世田谷区民のために使用しや すい施設運営にしていただきたいです。値上げ反対です。 ① テニスコートの料金に関するご意見について 施設使用料等の改定案について №.44の①と同じ 大蔵第二をメインに使わせて頂いています。 使用料値上げについて反対です。 ② 施設の老朽化に関するご意見について 理由は、以下の2点 シャワー等の老朽化につきましては、ご不快な思いをさせてしまい ①都営テニスコート使用料と比較してさらに高額になる。 大変申し訳ございません。引き続き日々のメンテナンスや老朽設備 ②都営コートと比較して脱衣所、シャワーも老朽化しており の更新を行うとともに、必要に応じて休館を伴う施設改修なども実施 サービスの低下を感じる。 し、区民の皆様が快適にお使いいただけるよう努めてまいります。 以上のような状況で諸物価の上昇を理由に値上げの検討を 進めるのは妥当とは思えません。 ① テニスコートの料金に関するご意見について 土日にテニスコート利用しています。 改定案では約13%超の値上げとなっています。現行でも杉並 No.44の①と同じ 区(現行1,500円?)などと比べても高い使用料金が、更に高 ② 駐車場の料金に関するご意見について 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と くなることになります。加えて、駐車料金も30分100円から 比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体 20分100円と、2時間コート利用した場合、利用前後に来場、 の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していること 出場考慮すると、現行500円程度の負担から40%~60%の負 から、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるた 担増へとなり、昨今の物価高に比べても、かなりの料金増と めに実施するものです。 なります。健康で健やかな生活を過ごすためにスポーツはと ても重要な要素と思っています。人件費や管理費用の上昇 その一環として、スポーツ施設の駐車場料金につきましても、近隣 の公共施設やコインパーキングなど周辺相場との比較検討のうえ、 はあるとは思いますが、これと言った付加価値の向上無い 中でのこれだけの値上げ、負担増を利用者である区民に強 当初案でお示ししたとおり改定を行うものとなります。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ いるのは反対です。せめて激変緩和措置などの導入など、 て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね 再考を求めます。宜しくお願いします。 てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 No.61の②と同じ 62 健康のため、運動不足解消のために週1、2回体育館を利用 させていただいております。改革案には駐車場も値上がり対 象ですが、うちから体育館が遠い場所の場合、車の燃料費 に加えて、そもそも高い駐車場代金がさらに値上がりするの は納得できません。 エネルギー高騰で団体利用の体育館の値上げは幾分か理 解できますが、駐車場は値下げするべきだと思います。もし くは特定施設利用者(大蔵のゴルフ)だけでなく、施設利用

者全員割引対象にするべきです。

No.	意見内容	从十米石	区の考え方
63	<u> 思見内谷</u> 区民利用施設使用料金の値上げには反対です。	计蚁	
03			(1) ナースコートの料金に関するこ息見に ソバ C No.44の①と同じ
	やサークルでの仲間作りを楽しみにしております。		② 駐車場の料金に関するご意見について
	全ての物価高騰、期待できない年金額で生活をやり繰りす		No.61の②と同じ
	るのはたいへんです。		
	特にテニスコートは他の区より使用料金は高額ですし、さら		
	に駐車料金、照明代金もの値上げをされると使用に躊躇し		
	てしまいます。		
	人員の削減やその他の財源見直しで、区民利用施設使用		
	料金の値上げをやめ、区民の健全な生活を守っていただき たい。		
64	たい。 日頃テニスコートを使用させていただいております		
•.	コート代値上げに関して意見を申しあげたいとおもいます、		No.44の①と同じ
	世田谷区のコートは他区のコート代と比較しても 現時点で		② 駐車場の料金に関するご意見について
	も高いようです		No.61の②と同じ
	お誘いして 港区や中野区等からいらしてくださる方々に		
	伺っても皆さんそう言われます 他区の状況も見ていただき		※区のスポーツ施設では、年会費は設けていません。ご意見に記
	たいと思います		載された「年会費」は、けやきネットの新規登録料及び更新料のことを指すものとして、受け止めました。
	年会費も数年前から支払うようになり 昨年よりは本人確認 が厳しくなり さらに値上げと聞いて 区の利用者もみなとて		を拍りものとして、受け止めました。
	お一般してなり とらに値上げと聞いて 医の利用するがなこと も不満が多いです		
	平日の昼間コートではかなり高齢の方々がテニスを楽しん		
	でいらっしゃいますが、皆さん年金生活での健康維持、コ		
	ミュニケーションのために 区のコートを利用されているのだ		
	と思います 手軽に使える区民のコートならではです		
	キャンセル料派生も1週間前で他と比べて厳しく 重ねて駐		
	車場も高くなるのでは、ますます区民にきびしく 使いにくく		
	なるのではないでしようか		
	気軽にできるスポーツとして テニス人口は増えているよう		
	です 区民の健康増進のためにも また万人のための開かれたス		
	ポーツ施設として 今一度ご検討をお願いいたします		
65	普段使用している施設はテニスコートと駐車場です。以前値		① テニスコートの料金に関するご意見について
	上げをした時の理由では都立公園のコート代に準ずるため		No.44の①と同じ
	としての値上げをしました。その後すぐに都立公園よりさらに		
	値上げ。無駄な費用を削ることは考えないのかとがっかりし		② 駐車場の料金に関するご意見について
	ています。例えば国体の時に大蔵第2のコートを2回も張り		No.61の②と同じ
	直したこと、昨年の総合運動場の張替えもまだ痛んでいないのに全面張替え。9-11時の必ず使用される時間帯での		
	コート整備。休日のコート料金の高いこと、近隣の区や市に		
	比べると驚くほどの差があります。今でさえこの状態でそれ		
	以上の値上げには反対です。ご意見をください。といったと		
	ころで反映されることは全く期待していないです。今まで何		
	回もこのようなことがあり、反対意見が80%以上あっても実		
	施されちゃったのですから。馬鹿にされているみたいで腹立		
- 00	たしいです、、、が意見は言わせていただきました。		ニーフュートの料会に即せてご会員について
66	テニスコートや駐車場の値上がりに反対です。ただでさえ更 新料までかかるようになっていて、昔よりコートの取りにくさ		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ
	おおまでかかるようになっていて、		MC44000020月0 ② 駐車場の料金に関するご意見について
	コートとしてはありえないと思います。お友達から他の区の		<u>(2) 駐車場の付金に関すると思元について</u> No.61の②と同じ
	コートの方が安いと聞きますし、今の現状のままが良いと強		
	く思います。		
67	私はテニスとスイミングで大蔵運動場、大蔵第2運動場を利		① テニスコートの料金に関するご意見について
	用させて頂いています。		No.44の①と同じ ② 財本提の料合に関するご会員について
	今回の利用料金ならびに駐車場料金の引き上げの案には 絶対反対です。		② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ
	紀刈及刈です。 1. テニスコートは抽選倍率が高く、稼働率が極めて高いと		NU.U V/と/C P]し
	思います。		
	テニスコートのように利用率の高い施設も稼働率の低い施		
	設も一律で113%引き上げるのは納得がいきません。		
	また、113%引き上げは、管理経費の増加率をもとにしてい		
	るとのことですが、経費の増加率をそのまま引き上げ幅にす		
	るのは、おかしいと思います。		
	2. 駐車料金を30分で100円から20分で100円に引き上げる のは、引き上げ率が150%となります。		
	のは、510年17年か130%となります。 区民がテニスやスイミング、その他のスポーツに訪れる公共		
	施設でありながら、駐車料金を一挙に150%も引き上げるの		
	は全く納得できません。		
	例えば、2時間テニスをした場合には、前後の時間もあるの		
	で、現在は500円(30分×5×100円)ですが、20分100円とす		
	ると700円ないしは800円になる可能性があります。		
	年金生活の高齢者や家族連れにとっては大きな打撃です。		
	駐車料金は据え置きを強く望みます。		

意見内容 件数 区の考え方 68 今回の改定案について、意見を申し上げます。世田谷区の ①改定の考え方について 大蔵運動場や大蔵第2運動場等を利用させている70歳代の 公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、区では 区民です。施設の環境は素晴らしい環境にあり、完全リタイ その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりませ アした後に利用させて頂き、健康維持・増進になっていると んが、持続可能な財政基盤を築くためには、運営にあたり、管理運 思います。今後ともテニスやスイミング等で利用させて頂き 営経費(人件費、光熱水費等)の一部についてご利用する方に負担 たいと思っています。しかし、今回の利用料等の引き上げは していただく必要があると考えております。このことは、施設の機能 引き上げ幅が大きく反対です。反対理由および詳細は下記 を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などか の通りです。 ら、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 1. 引き上げ幅113%の算定根拠に妥当性がありません。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し 今回の陸上競技場、野球場、庭球場、体育館等々の利用料 て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 の引き上げ幅を113%程度とする算定根拠は「平成30年度 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 決算と令和5年度決算の管理運営経費の増加割合に平行し 来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 てスライドさせる」とのことですが、管理運営経費の増加割 要であり、実施するものです。 合をもとに増額するというのは、全く合理性がありません。そ 他自治体や民間類似施設の使用料については、特に選択的かつ もそも管理運営経費自体の削減努力はされているのでしょ 私益性が高い施設の使用料について、改定時に参考にする場合が あります(資料にある「類似施設のグループごと」とは、世田谷区の うか。 また、類似施設との比較を行っているとの記載がありました 区民利用施設の中で、性質が類似する施設について、経費算定に おいてグループとしてまとめたものです。)。 が、類似の公共施設(都営、近隣区市の施設等)の利用料 金等の比較を行った上での改定ですか。 また、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上 因みに、ご存じと思いますが、渋谷区テニスコートは、2時間 げによってのみ実現できるものではなく、経費削減についても併せ 1300円、杉並区テニスコートは、平日2時間で1500円、大田 て取り組む必要があると考えております。 区テニスコートは2時間1800円(大田区民)です。これらの区 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ と比較して現在でも高額なのにさらに113%引き上げるのは て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 納得できません。反対です。 2. さらに、特に納得がいかないのが、駐車場料金の大幅 ② 駐車場の料金に関するご意見について 引き上げ(150%UP)であり、絶対反対で、据え置きとすべき No.61の②と同じ です. 駐車場料金については、大蔵運動場、大蔵第2運動場等 は、従来30分100円だったものを20分100円に変更する案に なっていますが、引き上げ幅は、150%となります。駐車料金 の突出した大幅引き上げとなっている点は納得できず見直 すべきである。 2024年11月11日付けの「施設利用料等の改定額の案につ いて」にあるように、「子ども・子育て家庭への配慮」「高齢 者・障碍者への配慮」との記載がありながら、家族連れや高 齢者がマイカーで施設に来場する際に、これだけの大幅な 引き上げを行うのは全く納得できません。家族連れや高齢 者は車での来場が多いにもかかわらず、駐車場料金がこの ように大幅に上がるのは、「配慮」は全く見られず、利用の大 きな阻害要因になると思います。また、11月11日付けの文 書で「駐車場について、料金は据え置きとし、代わりに利用 時間枠を「30分ごと」から「20分ごと」へと変更する」との説明 は、引き上げ幅を敢えて分かりにくくしているとしか思えませ ん。駐車場料金は基本的には据え置きとすべきです。 69 施設利用料の値上げは絶対に反対です。最近値上げした No.35と同じ ばかりですよね。特にテニスコートの利用料は現時点でも高 過ぎます。安易に取れるところから取ろうとしているだけでは <u>ありませんか。よく考えてください。区長の責任です</u> 70 ニスコート使用していますが、最近値上げしてしかも年会 No.35と同じ 費も取って、さらに値上げするとは何考えているんですか? ※区のスポーツ施設では、年会費は設けていません。ご意見に記 ふざけているとしか言いようがない。 載された「年会費」は、けやきネットの新規登録料及び更新料のこと を指すものとして、受け止めました。 公園施設のうち、庭球場(世田谷公園など)の利用料金がも 庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見 71 ともと高いのに、さらに値上げというのは納得いきません。そ 募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたし もそも砂入り人工芝なので維持費は多摩川玉堤広場のク ます。 レー庭球場より安価で、クレーは雨の日は稼働せず利用率 ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設における は落ちるのに、多摩川玉堤の料金は半額以下ということ自 管理運営経費の増加割合13.5%を適用) 体、価格設定が間違っていると感じます。 ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経 また、使用面積が圧倒的に広い軟式野球場の価格と比較 費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) (平日1630対2280)しても庭球場は高く、軟式野球場は安す 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比 較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の ぎると感じます。 是非、適正な価格設定をお願いします。 管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることか ら、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるため に実施するものです。 なお、多摩川玉堤広場の庭球場については、共同で運営を行って いる大田区と調整の上、料金を設定しておりますので、区立公園の 施設とは料金設定が異なっております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね <u>てまいりますので、ご理解をお願いいたします</u>

No.	意見内容	件数	区の考え方
72	公園施設のうち、庭球場(世田谷公園など)の利用料金がもともと高いのに、さらに値上げというのは納得いきません。そもそも砂入り人工芝なので維持費は多摩川玉堤広場のクレー庭球場より安価で、クレーは雨の日は稼働せず利用率は落ちるのに、多摩川玉堤の料金は半額以下ということ自体、価格設定が間違っていると感じます。また、使用面積が圧倒的に広い軟式野球場の価格と比較(平日1630対2280)しても庭球場は高く、軟式野球場は安すぎると感じます。 是非、適正な価格設定をお願いします。		No.71と同じ
73	大蔵第二運動場のトレーニング施設を利用しています 前回の値上げからあまり時間が経っていないのに、再度の 値上げ検討で残念に思っています 他の区が500円ほどなので、これ以上の値上げはしてほしく ありません また、高齢者の利用料との差が開き過ぎていると思います ある程度の公平な負担を検討してください		平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。個人利用施設における高齢者区分の使用料等につきましては、高齢者のスポーツを通じた社会参加促進の意義をふまえ、設定しているものです。今後も、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツを楽しみ、スポーツによって健康を増進し、スポーツが地域の活性化に寄与できるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでまいります。
74	世田谷区内のゴルフ練習場の来場者においては、約30~40%が65歳以上の方となっております。 今回の改定案において、ゴルフ施設の65歳以上の方の入場料を大変優遇した金額へ変更となっております。 民間施設としては格差が出ることから非常に心配しております。ご配慮の程、宜しくお願い致します。		個人利用施設における高齢者区分の使用料等につきましては、高齢者のスポーツを通じた社会参加促進の意義をふまえ、設定しているものです。 今後も、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツを楽しみ、スポーツによって健康を増進し、スポーツが地域の活性化に寄与できるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでまいります。
75	大蔵第二運動場のトレーニングルーム利用に関して。現在の料金設定が、一般と高齢者の差が激しすぎます。高齢者の料金があまりにも安すぎです。銭湯の料金より安いということでお風呂屋さんがわりに使用されている方がたくさんいます。一般の料金は今でも区の体育館としてはかなり高いので、一般料金は値上げせず、高齢者の料金を改定すべきです。一般より2割から3割安いぐらいで良いと思います。今後高齢者が増えますし、高齢者料金を見直さなければいつまでも収益改善しないと思います。また、30分しか利用しなくても3時間料金を支払わなければいけないのも改善してほしいです。短時間でも気軽にちょこちょこ利用できるようにした方が健康増進につながると思います。ですので1時間、2時間の料金設定を作っていただきたいです。		① 高齢者料金に関するご意見について No.74と同じ ② 利用時間に関するご意見について No.41と同じ

意見内容 件数 区の考え方 76 「区民利用施設における使用料の改定額の案」(値上げ)に 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 ついての意見書 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 主にテニスコート、体育館などスポーツ施設の利用者です。 改革案の公表資料は読み解くのが難しく、値上げが適正 |来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 か、みなさんもなかなか意見を出しにくいと思います。私たち 要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ は物価高騰、電気・ガスの値上げ等の中で生活費をやりくり して、仲間作り、健康増進を目指してスポーツをしています。 て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね 世田谷区のスポーツ施設はたいへん充実をしていてありが てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 たいですが、この度の値上げにより利用者の金銭的負担が また、スポーツ施設における経費削減やサービス向上の取組みに ついてですが、これまで設備更新による管理経費の削減やキャッ 増えると活動が減少する恐れがあるので値上げに断固反対 します。今までもテニスコート使用料金は他区よりも割高だ シュレス決済の導入によるサービス向上の取組みなどを実施してま と感じておりました。例えば土日祝車で行き、夜間照明利用 いりました。合理的で質の高い施設運営を実現するために、引き続 をした場合、駐車料金・コート代金・照明代金それぞれの値 き様々な検討を進めてまいります。 上げとなると利用者はかなりの金銭的負担増です。値上げ により利用が減った場合「利用率の向上による施設収入の 増加の推進」は余計難しくなるのではないでしょうか。値上 げは容赦なく急にですが、運営サービスの向上は何をどうし ているのか知りにくい部分もあります。私の利用している施 設に限られてしまいますが、施設の自動受付、雨天時の キャンセルなどのデジタル化により人件費を見直せないで しょうか。ふるさと納税を活用したりできないでしょうか。 世田谷を愛する老若男女みんなで使う施設です。今後も健 やかに暮らるように、施設使用料金値上げの見直しを希望 77 世田谷区スポーツ施設の利用料金値上げ案に関して、以下 ①テニスコートの料金に関するご意見について の通り意見を述べます。 №.44の①と同じ 私たち利用者は、物価高騰や電気・ガス料金の値上げに直 <u>②スポーツ施設における経費削減やサービス向上の取組みに関す</u> <u>るご意見に</u>ついて 面する中でも、健康増進や仲間づくりを目的にスポーツ活動 を続けています。 私も利用しておりますが、今回の値上げ No.76と同じ により金銭的負担が増えることで、利用回数を減らさざるを ③高齢者向け料金の対象の拡大に関するご意見について えません。 No.44の②と同じ 特にテニスコートの料金は、他区と比較しても割高に感じら れます。たとえば、土日祝日に車で施設を利用し、夜間照明 を使用する場合、駐車料金・コート代・照明代すべての値上 げが利用者に重くのしかかることになります。この結果、施 設収入の増加どころか、利用者低下を招き、ひいては区民 の健康増進と逆行し医療費の増加を招くことにもなりかねな いのでは、と懸念します。 また、値上げが急である一方で、運営サービスの向上につ いては利用者に伝わりにくい部分があります。たとえば、自 動受付や雨天時のキャンセル手続きをデジタル化すること で人件費を削減するなど、運営効率化の取り組みが考えら れます。さらに、ふるさと納税による税金流出対策等、他の 財源確保策の検討も必要ではないでしょうか。 世田谷区のスポーツ施設は、老若男女問わず、多くの区民 に愛される貴重な場です。利用者の声に耳を傾け、料金値 上げ案を否決する、またもし可決される場合は、65歳以上に スポーツ利用券や駐車券を配布していただくことを強く希望 いたします 北烏山の体育館で体操教室に通っています。 区ではより多くの区民の皆さまにスポーツの機会を提供できるよう、 世田谷区は広く、住民も多く、決して恵まれたスポーツ施設 様々な機会を捉えてスポーツの場の整備検討を行っております。 を有していません。区の総合体育館は電車を乗り継がない ー定程度の面積を有するスポーツ施設の整備用地の確保は、区内 と行けません。 においては非常に機会が限られるところでありますが、区内大学や スポーツに親しみ、健康的な暮らしをするには持続して通え 民間事業者との連携、学校施設などの既存施設の有効活用などに るところが必要ですが、その数が足りません。 努めるなど、様々な工夫を重ねながら、スポーツの場の拡充に取り ですので民間に通っております。 組んでまいります。 また、今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と 場所代があがれば当然会費も上がります。どうぞ会場費の 値上げを見送るよう、また区民の参加するスポーツクラブを 比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体 優遇、補助金、または区の主催の教室の拠点を増やすな の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していること から、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるた ど、区民の健康を考えていただければと思います。 めにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね <u>てまいりますので、ご理解をお願いいたします。</u>

No.	意見内容	件数	区の考え方
79	いつも区民のためにご尽力頂きありがとうございます。	11.20	① 施設整備に関するご意見について
'	昨今いろんな物が値上がりしているので、値上げも仕方な		No.78と同じ
	いかもしれませんけれど…やはり施設利用料金が上がるの		② シニア割の導入に関するご意見について
	は辛いです。		No.44の②と同じ
	世田谷区でもスポーツ推進計画を進めていて、スポーツを		1.00.1.00
	通して生きがいや健康づくりを勧めているにも関わらず、そ		
	のスポーツ施設が値上がりをすることは、とても残念です。		
	他の区に比べて、体育館などの利用料金も高いように感じ		
	ます。		
	また日中使える体育館が少なく、倍率が高くなっているのも		
	現実です。運動施設(特に体育館)の増設を希望します。		
	また子どもに対して、割引があるように、高齢になっても体を		
	動かすことができるように、シニア割の導入など検討して欲		
	しいです。		
	チームでスポーツを楽しむことで、よりコミニケーションも広		
	がり、健康維持に繋がると思うので、何卒よろしくお願い致し		
	ます。		
80	世田谷公園洋弓場の利用料値上げの検討について、意見		施設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があるこ
	致します。		とは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあた
1	世田谷公園洋弓場は、日本一利用料の高い公共アーチェ		り、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいて
	リー場だと言われています。		いるところです。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負
	私も各所のアーチェリー場を利用していますが、公共アー		担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する
	チェリー場としては最も高額な利用料だと認識しています。		考えに基づくものです。
	他の都内の市営や区営のアーチェリー場は、利用料はもつ		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し
	と安価で、受付も厳格に実施することで、利用し易さと安全		て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理
	を担保しています。		運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将
	世田谷公園洋弓場は、残念ながら受付管理が杜撰で、安全		来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必
	の担保が危うい状況です。		要であり、実施するものです。
	つい先日も、インターネットで購入した弓を使用した外国人		また、洋弓場では受付の際に、皆様に安全にご利用いただけるよう
	が利用して、注意した大学生利用者とトラブルに発展した		利用者にルールの確認などを行っています。
	と、聞いています(そのため洋弓場には、中国語の注意書き		引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑えるとともに、利
	が掲載されるようになりましたが、受付後/利用料支払い後		用マナーやルールの周知を行いながら、区民にとって公共施設がよ
	に見ても、全く意味が無いのです)。		り身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますの
	きちんと受付管理も出来ていないのに、一方的に利用料を		で、ご理解をお願いいたします。
	値上げするのは、おかしいと思います。		
	世田谷区アーチェリー協会メンバーは、世田谷公園を利用して研鑚して、全日本選手権大会等へも出場して、勢いがあり		
	と妍顗して、宝日本選子権人会等へも出場して、努いかめり ます(世田谷区を宣伝していることにもなっているかと思いま		
	まり(世田谷区を重伝していることにもなっているかと思いま す)。		
	~ 。 そのモメンタムを鈍らせるような、一方的な値上げにつきま		
	しては、見直しを頂けますと幸いです。		
	よろしくお願い致します。		
81	値上げ反対!仕事終わり、休日、テニスを楽しんでおりま		庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見
	す。		募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたし
	ナイター設備があるにも関わらず、世田谷公園は冬季営業		ます。
	しておりませんでした、		・当初案でお示しした改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設における
	改善していただき、今はオープンしております。		管理運営経費の増加割合13.5%を適用)
	駐車場も機械なのに何故か、人もおり、ず一つと利益追求、		・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経
1	営業努力を怠っていたのに、予算の関係かコートの張り替		費の増加割合13.5%の約2分の1を適用)
	え頻繁に行い、今度は駐車場まで値上げ!		今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比
	コート代はどの区や市よりも高いと聞きます。		較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の
	区民や区に在勤者への恩恵があってもいいのではないで		管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることか
1	しょうか?ご検討、よろしくお願いいたします。		ら、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるため
			に実施するものです。
			なお、現在世田谷公園の駐車場については、職員等は常駐せずに
			営業しております。
			また、コートの張り替えは、安全・快適な利用のため、適正な頻度で
			実施しております。
			引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっての共体記載といれた。
			て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね
82	 いつも大変お世話になっております。		てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比
02	いっも人変の世話になってあります。 この度は施設使用料改定案への意見を記させていただきま		
	この反は他設使用料以上来への息見を記させていたださます。		致して、昨っの初回高騰寺の社会情勢と背景に、公共旭設主体の 管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることか
	9 。 あらゆる物価が上昇している折、区民健康増進の為のス		自住建る経貨(人) 行貨、ル熱が負等/の放僕が増加していることが ら、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるため
	ポーツ施設利用料の値上げまでされるのはいかがなものか		に実施するものです。
	と存じます。現状でも都立の施設の方が安価な状況で、さら		引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ
	に区の施設が値上げされるのは承服しかね、料金据え置き		て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね
1	の再考をお願い申し上げます。		てまいりますので、ご理解をお願いいたします。
·	マーコ・J C 00 MR マート・レート・ノ の フ o	1	こい・ / 5 / 7 / 2 / 二十/注意の原文・2 / にしか 7 0

No.	意見内容	件数	区の考え方
	世田谷公園の庭球場を利用しています。 区民利用施設使用料を見直すなら、合わせてコート整備の 内容やコート整備の日数の見直しもお願いします。 度々コート整備日が設けられますが、何かしてくださる様子 は全くありません。 草を刈ったり野球場との間のフェンスの隙間を埋める等改 善してくださるのであればコートを閉鎖して整備して頂く事も やむを得ないと思いますが、全く改善されません。 コートは使えないし改善もされない、それなのに使用料は値	计数	庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の
	上げとは何の為の値上げですか?		管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。また、庭球場は維持管理のため、定期的に人工芝に充填されている砂の敷き均しや補充を行っています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
	総合運動場の温水プール料金の改定案について反対いたします。子供たちもプールが好きで、よく利用しています。現状は世田谷区民もそれ以外の人も同じ料金です。他の区民や市民も同じ金額です。他の多くの地域では、区別して料金を設定しています。まず、区民とそれ以外に区別し、区民以外の人の金額を上げて、それでも成り立たないのであれば、区民も上げて欲しいです。駐車場を見ると、世田谷ナンバー以外の車が多くあります。全てがプール利用者ではないにしても、区民以外の人が利用しているのも事実です。もう少し区民に寄り添う改定案にして頂きたいです。		区のスポーツ施設では、区内に住所を有する方を対象に運営しておりますが、施設の使用状況に余裕がある場合は、区内に勤務先・通学先を有する方の利用も可能としています。区民以外の利用によって区民の利用に支障が生じていることが明らかとなれば、現在の運営方法を見直すなどの改善を図っていきたいと考えており、いただいたご意見を踏まえながら、引き続き状況把握に努めてまいります。
	体育館代の値上げがありますと 健康増進として体育館を利用していますが、大変困ります。 是非据え置きてお願いいたします。		今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
86	公園施設スポーツ施設 使用料の改定案に反対のご意見を申し上げます。 理由1. 前回の値上げから期間が近すぎる 理由2. 世田谷近隣区の料金と比較して既に高い 理由3. 区民の健やかな生活は経済の動向と密接であり、 利用しやすい金額であることが大切 よろしくお願いいたします。		①前回の値上げから期間が近すぎるとのご意見について 平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。②世田谷近隣区の料金と比較して既に高いとのご意見について各自治体において、それぞれ適正な利用者負担に努める中、自治体ごとの財政状況や、施設の更新時期、維持管理コストなどの諸事情により、利用料金の差が生じることとなります。 ③区民利用施設は、利用しやすい金額であることが大切とのご意見について公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。

意見内容 件数 区の考え方 87 【大蔵第二テニスコートの照明代について】 テニスコートの照明は、使用する時期や天候状況に応じ、プレ[・] 照明利用は1時間単位になっていますが、30分単位にでき の安全を確保するために必要な照度となるよう点灯・消灯を行って ないでしょうか。早朝6-7時に任意で照明をよく利用します おります。団体ごとの任意により点灯・消灯を行いますと、テニス が、冬至近くでない限り6:30迄で充分です。環境面からみて コート全体で十分な照度を確保できない恐れがあることから、現時 も無駄な電力消費を防げるので良いと思います。 点におきましては、現行の運用を継続することとさせていただきま また、その上で、夕方の照明も早朝と同様に"任意"にできな いでしょうか。灯りをつけるのは17時30分や18:30からでも十 なお、環境への配慮や利用者の負担軽減も大切な視点であると考 分な期間もあると思います。受付の方の作業が煩雑になる えており、いただいたご意見は、今後の検討にあたっての参考とし とお考えかもしれませんが、早朝の照明利用は当日窓口に て活用をさせていただきます。 て口頭で伝えているにも拘らず請求で今まで一度もミスはあ りません。 諸事情による値上げは致し方ないと思いますが、区民の健 康促進の為にも、利用者負担を減らす工夫をお願いしたい 世田谷区のテニスコート使用料土日3,440円は高すぎます。 ①更新料とは何のために徴収しているのかとのご質問について 杉並区:2時間1,500円 けやきネット登録に関する更新料を指した質問と解釈してお答えし 調布市:2時間700円、2,400円 ます。 けやきネットの利用者登録料及び更新料は、抽選予約を有利にす 狛江市:2時間1,400円 ることを目的とした複数の団体登録を抑止するため、平成30年度 新宿区:2時間1.500円 中野区:2時間1,000円 に導入しました。一定の効果を上げていることから、趣旨をご理解い ただき、ご協力くださるようお願いいたします。 しかも、世田谷区以外で更新料など徴収している市町村は ありません。 ②値上げの頻度が高いとのご意見について 平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」 そもそも、更新料とは何のために徴収しているのでしょう では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、 平日コートの使用を止めてまで、しょっちゅうコートの手入れ 前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消 をしているようですが、そのためですか? 費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減 あんなに頻繁に手入れは必要な無いと思いますし、全くの を図ることで、料金は据え置きとしました。 無駄使いです! 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し 値上げの頻度も高すぎます。 て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 区民の楽しみのための施設ですのに、区民に赤字の負担を 押し付けないで下さい。 来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 断固値上げには反対します! 要であり、実施するものです 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ③テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ 子どもの個人利用では、各スポーツ施設の温水プール、大蔵第二 |私は、総合運動場温水プールでコースをお借りして、子ども たちと水泳のレッスンをしております。施設使用料改定に伴 運動場の屋外プール、尾山台地域体育館の個人利用等において、 い、お願い申し上げます。 これまでも一般料金よりも低額な子ども料金を設定しております。今 かつて、小学校の水泳授業は6月中旬から始まり、夏休み 回の見直しでは、これを拡大し、子ども料金の対象を「中学生以下」 は10日間くらい、二学期は中旬まで行われてきました。しか から「18歳以下」まで大幅に広げるとともに、対象施設として、新た し近年の異常気温のため近隣校では夏休みの練習は中止 に各公園施設の洋弓場、各スポーツ施設のトレーニングルーム(利 になることが増え、二学期は設定されず子どもたちの水泳授 用は15歳以上から)、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、弓道場、 業時間が減少しているという実態があります。水の事故から エアーライフル場等や、大蔵第二運動場のゴルフ練習場の個人利 命を守るという基本的な水の対処の指導が減っている状況 用にも広げることとしております。 これらの見直しに加え、さらに団体利用における子どもを対象とした のなか、子どもたちの公営プールにおける水泳指導の大切 さを痛感しております。 割引制度を導入することにつきましては、団体登録制度そのものを 見直す必要があるとともに、区民全体の税負担と施設利用者の受 当クラブは大蔵運動場温水プールが創設され、団体貸し出 しを始めたときに発足し、現在に至っております。 益者負担のバランスなどの観点から、現状では広く区民の皆さまの その間、コース使用料は改定されておりますが、コーチたち ご理解を得ることは困難であると考えておりますことから、今後の検 の指導料は30年間一度も値上げせず何とか運営している状 討課題とさせていただきます。 況です。 今回の改定案によると、「ホール」や「集会室」の3割に比 べ、プールの値上げ率は1.13割と低いですが、使用頻度が 圧倒的に違うため大きな打撃です。 兄弟姉妹で通っている家庭も多く、今後短絡的に会費値上 げを施行することは絶対に避けたいと思っております。 今回の使用料見直しのあらましの中に、「こども、子育て応 援都市」として子どもや子育て家庭に対する経済的支援を 進める観点から という文言がありました。 個人利用は、新たに子ども料金の設定がされたり、対象年 齢も引き上げるということです。これを機に是非団体利用に も子ども料金の導入をしていただけるよう、強く希望いたしま

No.	意見内容	企 粉	区の考え方
90	プール使用料値上げに反対する意見 当会は、高齢者の体力推進、維持を目的に、毎週、水中ウォーキングを烏山中学のプールを1コース使用しています。構成員は、70代・80代で、4月平均年齢79.1歳です。私たちは生活機能低下を防止し、寝たきりにならないように、膝痛や腰痛にならないように取り組んでいます。整形外制にもなり、私たちの誇りでもあります。今回の値上げは大幅であり、とても容認出来ません。現在毎週行っている練習の回数を減らさざるを得なくなるか、大幅な開披の値上げをしなければなりません。過去の値上げのたびに、今までいた団体が姿を消し、あひるの会もその度に値上げし、やめる人が出てきています。そのものの存在も危ぶまれます。世田谷区は、団体使用料の高齢者団体使用料が無料だったり、団体使用料が半額となっている区がほとんどで、世田谷区は、65歳以上の高齢者団体使用料が無料だったり、団体使用料が半額となっている区がほとんどで、世田谷区が1番高い使用料を払っています。高齢者の個人の使用料は、2時間150円と安く設定されていて、良いことと思います。どこの世界でも団体料金が安いというのが常識ではないでしょうか。 是非、プールの団体使用料を値上げしないでください。高齢者・子ども・障害者の団体使用には、料金の減免をお願いします。		施設の機能維持のためには、人件費や光熱水費など、管理運営経費がかかっており、施設利用者には、その一部を使用料・利用料金としてご負担していただいているところです。この間、事業の一層の効率化に取り組み、各施設のコスト削減を図っておりますが、昨今の人件費や光熱水費等の高騰に伴い、将来にわたって区民サービスを提供し続けるためには、全庁的に施設使用料・利用料金の改定が必要な状況であり、ご理解をお願いいたします。高齢者のスポーツを通じた社会参加の意義をふまえ、高齢者(65歳以上)の個人利用料金につきましては、一般よりも低額な料金設定をさせていただいております。 団体利用については、構成員の年齢確認等を含め定義づけが困難であり、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、今後の課題とさせていただきます。
目直しの	願いします。 D考え方	9	
91	総合運動場のプールを利用してます。 区民が維持費用を負担するのであれば、値上げ前に、区民 以外の利用者からは割増利用利用料金を取るべきだと思い ます。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合、区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としている施設が多くあるものの、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えています。今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討してまいります。
92	一般の料金を上げるのなら、高齢者も上げた方がいいのでは? 前回の値上げでも一般だけだったと思います。せめて定期 券は上げないでほしいです。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据え置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差額がさらに広がった状態にございます。今回の改定にあたっては、一部の施設の高齢者の料金については、外出や社会活動への参加をより一層促したいという観点から、一定の配慮を行っておりますが、原則、高齢者、障害者、子どもの個人利用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていただきます。ご理解をお願いします。
93	大藏温水プールをいつも利用させて貰っています。近年のエネルギー価格、人件費高騰、さらにふるさと納税による税流出などで、今の入場料で持続可能なのか?と、いつも思っています。価格改定は納得です。問題は大人料金と、高齢者及びその他の料金の差が大きすぎること。高齢者はフローの所得が少なくとも、資産が多い方も場所柄多くいるはず。 私は70歳ですが、私から観ても大人と高齢者の料金が乖離しすぎ。乖離巾を縮めるべきと思う。地方税の主たる負担者		No.92と同じ

No. 意見内容

94-1 施設使用料見直しの考え方について

平成22年12月の「適正な利用者負担の導入指針」について、改めて見直しを行っていただきたい。

施設使用料見直しの理由について、経費全体は令和4年度 で105.5億円、利用者の使用料等の負担は約4.5億円で 経費全体の6%とされている。これはたいした負担ではない という印象操作だと感じる。これについては平成4年度では なく、令和5年度の決算に基づくデータで表示して頂きたい。 なぜなら、令和4年度では新型コロナの影響がまだ残ってお り、区民の施設利用が少なかったからである。経費に土地 購入費や減価償却費を算入しないということになったことに ついては歓迎したい。なぜなら、区民利用施設は利用する 区民だけで設置されるものではなく、区民全体の税金によっ て設置されて然るべきものと考えるからである。その施設を 利用するか利用しないかは区民のニーズによって異なるも のであり、利用するつもりがないから施設設置費用を自分 は負担しないということを主張することはあり得ないことであ る。そんなことを許容したら、子どものいない区民は学校設 置の経費は負担しないということまで許容されることになっ てしまうからである。

そこで次の問題は、施設利用料を利用者が負担すべき経費はどの程度かという問題である。その考え方としては2つあると考える。一つは、利用者が利用しなかったら発生しなかったであろう経費に限って利用者が負担するという考え方で、利用したことによる経費相当額を受益者である利用者が負担するという考え方である。利用しなくても発生する経費負担まで利用者が負担する筋合いはないという考え方である。

もう一つは、人件費等を含む管理運営経費全体に対する 負担は施設利用者が負担することは許容しても、1年間の 時間軸の中で、一コマ2時間という時間的な割合と、全館貸 切ではなく、占有した空間に応じた部分を負担をするという 空間に対するコストを考慮して負担額を計算するという考え 方である。

第一の考え方から考えると、利用者が利用してもしなくても 発生するコストを利用者が負担する必要はなく、利用者が負 担すべきコストはせいぜい照明や空調に対する使用時間に 応じたコストを負担すれば良いということになる。電気料金 は、全国家庭電気製品公正取引協議会「電力料金目安単 価」から1kWhあたり31円(税込)とされている。2時間使って も62円だ。利用する空間の大きさによって、仮に2倍になっ ても124円だ。その程度の利用料で済むということになる。 第二の考え方では、受益者負担を求める場合、利用され なかった分のランニングコストの分まで、たまたま利用した 者に負担させるというのは受益者負担とは言えない。実際 に利用しなかったのだから受益者ではないからだ。利用者 は施設全体を借り切って全コマ、全部屋を利用したわけでは ない。利用されなかった施設のコストは、施設利用を受益し なかった全区民が負担すべきであるというのが文字通りの 「受益者負担原則」であると考える。そういう施設を設けた以 上、結果的に受益しなかったことについては全区民で負担 すべきものである。それをたまたま利用した区民に上乗せ負 担させようというのは間違っている。つまり受益者負担の・ コマ当たりの計算式は全区民利用施設のスペースの大きさ と、1日で利用可能な9時から22時までの13時間の一コマ 分を負担すれば良いということになる。烏山区民センターの 事例ということで計算すると総コスト×全コマの13分の2× 全7部屋の7分の1=0.22=2.2%となる。つまり6%の負 担は利用されなかった分のコストを利用者に上乗せする不 当に過大であり、2~3%の負担が妥当な施設利用料とな

件数 区の考え方

①令和5年度決算で算出した、利用者負担割合について 令和5年度決算で算出した施設の管理運営経費における利用者の 負担割合については、約4.3億円で管理運営経費全体の約5.4%と なります。

②「適正な利用者負担の導入指針」の見直し等について 平成22年12月に策定した「適正な利用者負担の導入指針」につい ては、策定時からこの間改訂を行っていないことから、今後、今回の 改定方法を参考としながら標準的な改定方法について記載するな ど、見直す予定でございます。

適正な利用者負担割合の考え方については、ご意見のとおり、コスト×利用者負担率の額を施設使用料等で確実に埋めようとすると、利用率が低い施設ほど使用料等が高くなるという結論になってしまい、公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているという設置目的からしても妥当ではなく、また、使用料等が高いことを理由に、施設が使用されなくなってしまう結果となることは望ましくないと考えております。

区としては、適正な利用者負担割合は施設使用料等の改定のみで 達成するものではなく、施設に係る経費の削減や施設運営における サービス向上による利用率の改善に併せて取り組み、達成するも のであると考えております。

今後、いただいたご意見も参考にしながら、「適正な利用者負担の 導入指針」について改訂してまいりたいと考えております。

意見内容 件数 区の考え方 94 - 2先日当団体の会の会合を持った際、参加した方から施設 使用料を参加者から徴収するのに負担感があって、活動を 継続することに難しさを感じているとのことだった。したがっ て、今回の施設利用改定については、値下げするか、無償 化に踏み切るかが世田谷区としての選択肢であると考えま す。 教育の無償化か問われている昨今、文科省は、「社会の 変化に対応した学習機会の提供として、学校卒業後に生き る期間が人生の7~8割に達し、社会変動の影響を受ける 期間もまた長期化することを踏まえ、人々に多様な学び直し の機会を提供していくことが求められます。」としている。学 校教育の無償化に合わせ、社会教育の無償化にも世田谷 区が全国的に先進的な取り組みを行っているということを心 から期待したいところです。 平成22年12月の「適正な利用者負担の導入指針」につ いて、改めて見直しを行って、社会教育の無償化により、世 田谷区民が生き生きと社会教育を享受することで地域の活 性化を実現できるようにしていただきたい。そのことによるク ロスセクターメリットはより大きくなると考えます。 95 1 基本的なスタンス、 Q1について ・受益者負担が原則と考える。併せ、使用する人、しない人 民間類似施設における使用料等やサービス水準の比較について は、区の施設使用料等改定の算定基準そのものではございません がいるのだから、料金的にも類似民間施設と大きくかけ離 が、駐車場料金やスポーツ施設など、選択的かつ私益性の高い施 れることのない料金設定であるべきと思う。即特定の利用者 の為に、区が大きな負担をすべきではないと思う。 設においては、使用料等の設定において参考とすることもありうると Q1 それぞれの施設料金につき、類似民間施設との比較は 考えております。 Q2について どうなっているか? 現在、たとえば各区民会館のホールについては、営利目的で使用する際、使用者が入場料その他これに類する料金を1,000円以上徴 Q2 施設の使用の仕方は多種多様で、単なる趣味の集まり から結構な会費を取っての集まりがあると思う。一律料金で よいのか?(英会話教室、学習塾等々) 収する場合は、「基本使用料×5割増し」の料金をお支払いいただい Q3 使用を禁ずる使い方の基準は何か?またそれらを ており、既に営利利用と非営利利用で異なる料金が設定されていま チェックしているのはどの部門か?過去に使用を禁じた例 す。 は? Q31= ついて 入館等の制限については、各施設の条例に規定されています。 2 例示として、船橋公文書庫、 Q4 施設の一部を"独占的"に特定団体が利用していること Q4について はないか?ある場合、その理由は何か? 世田谷区音楽活動団体支援要綱に基づき、練習会場として使用し Q5 当該利用団体は、HPにおいて、「練習会場は一箇所 K ています。 Q5について です。」と表示しており、あわせ練習日程においても、会場名 の具体的明記はなく、単に K と表示している。斯様表現を 団体のホームページのご質問については、該当団体にお問い合わ しなければならない背景は何か? せください。 Q6 他世田谷区の団体で、区民ホールを"優先的"に利用 Q6について いる団体がある。ただ、この施設は並行して利用の申し込み 区民会館、区民センター等の区民利用施設の使用について、区と を受け付けている。斯様優先的適用を受けられる要件は何 共催して実施する事業や公共に資する事業(公共的団体が実施す る公共的事業)につきましては、通常の予約期間よりも優先して予 か? 3 例示として、陶芸室、 約をしております。 Q7 (4陶芸室それぞれについて)施設の維持経費と当該陶 Q7について 芸室からの徴収金額はどういうバランスとなっているのか? 陶芸窯の維持経費のみで見れば各陶芸室の使用料でまかなえて とてつももない区の費用負担となっていないか?類似民間 おりますが、陶芸室全体の維持経費については当該陶芸室を含む 施設との比較は? 区施設(学校・地区会館など)全体の維持経費として区が負担して おります。民間施設の場合はこのような施設全体の維持経費も利 用料等に上乗せして徴取していると考えられます。 96 初めて世田谷区に意見をいたします。 長らく区政にご協力いただき、また、この度はご意見を頂戴しありが 私は世田谷区に1996~1998年と2001年~現在までお世話 とうございます。 施設の管理運営経費が増加しているため、施設使用料等の改定 になっております。 国策のふるさと納税は最初から世田谷区のサービスの低下 は、施設機能を将来にわたって存続させるためには必要なものと認 に繋がるのはわかっていて、私はふるさと納税せずに納税 識しております。また、使用料に関して、ふるさと納税を行ったかどう しています。 かを基準として異なる料金を適用する案については、ふるさと納税 納税データーからわかるのだから、利用料の一律は不平等 制度が、ふるさとやゆかりのある自治体を応援するために法制化さ れており、その趣旨に照らしながら慎重に検討すべきものと考えま に感じます。 なぜふるさと納税した方々と同じ金額になるのでしょうか。 私は世田谷区の今回の料金改定は、大変不愉快です。 今回のご指摘は、使用料に限らず世田谷区におけるふるさと納税 による財源流出対策全般にわたると思います。ふるさと納税による わかっていて対策できない区政を残念に思います。 もっと区民の為に使う地方にはないサービスのあり方を打ち 財源流出については区としても危機感を持っており、寄附の使い道 出してください。 の明確化や返礼品等の拡充による寄附獲得に取組むとともに、本 このままで行けば危機感を感じています。ゴミ回収とか減り 制度の問題点の周知や、廃止を含めた制度の抜本的な見直しにつ

いて国への要望を行っております。

たします。

今後も区民の福祉向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いい

そうで怖いです。生活の安全を第一に、考えてもらいたいで

よろしくお願いします。

意見内容 件数 区の考え方 97 区民施設を日頃から利用しています。現在、他区や都の施 施設は特定の方が利用したとしても、その結果として区全体の教 設と比べても高いと感じながら利用しています。議会で決定 育、健康、文化水準が向上した環境は区民全体が利益を享受して される前に一言申し上げます。そもそも、スポーツ施設であ いるのだから、利用者にだけコストの一部を負担させるべきではな れ文化施設であれ、福祉施設であれ、区民のニーズがある いというご意見と解釈いたしました。そのような考え方も当然あるも ところで施設がつくられ、区民の福祉や教育、健康、文化を のと受け止めております。区としても、公共施設は住民の福祉の増 進のために設置されているため、なるべく低廉な料金で使用してい 向上させるために活用されています。そうした施設に公的な 資金が投入されるのは当然のことですが、それによって区 ただき、区全体の福祉の増進を図りたいと願っております。 全体の福祉や教育、健康、文化が向上していくことは、区民 しかし、施設が利用された結果として生み出される区全体の環境向 全体が総体として利益を受けているのです。その意味では 上とは別に、施設利用によってそのとき直接的な利益を得ることが 区民全体のための施設活用に、個々の利用者が受益者負 できるのは利用者自身であると考え、区の公共施設では、運営にあ 担を今でも続けていること自体が、区民の利用をより一層妨 たり、管理運営経費の一部をご負担いただくこととしております。 げる要因になっているとも言えます。そのうえ、昨今の物価 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し 上昇に便乗して区民施設の利用料を値上げするのは、区民 て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 の利用控えを促し、区民の福祉、教育、健康、文化の向上 に逆行すると言わざるを得ません。ただでさえ、物価上昇に |来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 よって現在の生活のみならず、将来の生活に不安を覚える 要であり、実施するものです 区民が多いなか、区民施設の値上げは止めるべきです。区 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ 全体の福祉や教育、健康、文化の向上は、私益ではなく公 て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね 益です。さらに言えば、区民生活の基盤と言える区民施設 てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 の利用を妨げるようなことは避けるべきです。福祉や教育、 健康、文化の向上に逆行しています。地方自治体は区民生 活の向上のために存在しています。今一度、区の存在意義 はもちろん、税金の使い方も見直す必要があると考えます。 公益性が極めて高い区民施設の利用に受益者負担を持ち 込まないことが重要であり、これ以上の区民負担は認めるこ とは到底できません。以 「世田谷区の区民利用施設使用料等の改定案」について 1. 改定案に対するパブリックコメン募集に関わる要望事 いて 項。 ①「世田谷区の区民利用施設使用料等の見直しの考え方 について」と「施設使用料等の改定額の案について」 令和6年9月と同年11月に発表されているが、世田谷区の施 設使用料等の基本的な考え方を知らないのでこれを機に区 民に改めて説明願いたい。(基本的な考え方は何時定めら れ、時代の変化に応じてどのように見直されてきたのかを知 りたい。) ②世田谷区が区民へ提供している施設については、経年の 中で新たな分野(例.ゴルフ練習場等)が加わっている。新し い分野についての施設使用料等の定めの基本的な考え方 を改めて説明して頂きたい。 ③区民利用施設と同じような施設は他区、東京都や近隣市

町村にもある。また、民間企業経営施設と競業する施設が ある。今回の改定案にはそれらの施設との利用料比較資料

が必要。利用料改定の検討には比較資料は欠かせない。

に東京都や近隣市町村と比較資料が必要。

の存続の必要性等検討資料を公開願いたい。

④施設利用料以外のナイター照明利用料金についても同様

⑤区民利用施設の利用状況、経営状況の資料が無い。区

財政の負担が大きく且つ区民の利用が低調な施設について

①②「適正な利用者負担の導入指針」の策定及び見直し時期につ

平成22年12月に策定した「適正な利用者負担の導入指針」」におい て、世田谷区の施設使用料等の基本的な考え方を示しており、区H P(https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/6050.html)からご覧いた だけます。この指針を策定後、今回の見直しを含め、過去3回に渡り 区民利用施設の使用料等の見直しを行っておりますが、見直しにあ たっては、この指針に基づき実施しております。

なお、この指針は策定時からこの改訂を行っていないことから、今 後、今回の改定方法を参考としながら標準的な改定方法について 記載するなど、見直す予定でございます。

③④施設使用料等の見直しにあたっては、他自治体や民間類似施 <u>設の料金を比較したうえで決定すべき、とのご意見について</u>

他自治体や民間類似施設における使用料等の比較については、区 の施設使用料等改定の算定基準そのものではございませんが、駐 車場料金やスポーツ施設など、選択的かつ私益性の高い施設にお いては、使用料等の設定において参考とすることもありうると考えて おります。

⑤区民利用施設の利用状況や経営状況が分かる資料の公開につ

区民利用施設の利用状況については、世田谷区統計書に掲載して おり、区HP

(https://www.city.setagaya.lg.jp/01110/5388.html)からご覧いただ けます。

また、経営状況に関する資料については、使用料等の算出基礎とし て用いた、施設別行政コスト計算書では、公共施設整備・運営の適 正化を推進するにあたっての資料として活用するために、区が保有 管理する施設の概要や施設ごとの費用と収入を一覧にまとめてお り、経費の推移をご確認いただけます。新公会計制度導入以降の 平成30年度決算から令和5年度決算までの資料については、区HP (https://www.city.setagaya.lg.jp/01040/6233.html)からご覧いただ けます。

さらに、区民センターやスポーツ施設など、指定管理者を導入してい る施設については、毎年度利用状況や業務の収支に関する指定管 理者からの事業報告を公表しており、区HP

(https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/9241.html)からご覧いただ けます。

Vo. 意見内容

98-2 2. 今回の施設使用料等の改定は物価高騰や施設の管理 運営費の増加が主因との説明であるが、

①施設運営の管理運営が非合理的且つ管理不十分な施設や運営委託先への監督が不十分と思われる事象が垣間見られる。区が把握している施設の管理状況について説明願いたい。(Ex.総合運動場と大蔵運動場の受付業務を2か所に分かれたままにしている。

同じくテニスコートの営業時間帯を別区分にして、使用抽選も複雑にしている。経営合理化の検討が必要。高齢の警備員を受付付近に配置している意義が使用者から見ていると不明。民間のゴルフ練習場は受付民間施設では無人にして経費節減しているケースがある。

現状の大蔵ゴルフ練習場の料金レベルでは区が行う意義がない。且つ市場レベルより低くすると民業圧迫になる懸念がある。Ex.井山ゴルフ場)

②学校施設の管理経費も増加しているとのことであるが、その内容を具体的に説明願いたい。プール等安全管理の為の監視委員が必要なケースがあるが、テニスコートについては現状のサービス内容に鑑みても管理経費が増加しているとは思えない。他の区市町は公立学校の公開は原則無料で行っている例がある。テニスコートの設備管理状況は極めて劣悪な状態で放置されている物件がある。(烏山中学校テニスコートはサーフェイスの修理状況劣悪、ナイター照明を邪魔する木立の伐採管理が全くなされていない。管理者に注文しているが区に上申しているが改善せずとの回答で放置されている。)

③ふるさと納税による財源の枯渇は区民としても憂いているが、地方税交付金を拠出している世田谷区の区民が利用する公共施設利用料金が交付金を受領している地方公共団体の施設使用料よりも大幅に高い水準の世田谷区現状に区民は大いに不満がある。

④世田谷区の公園・スポーツ施設及び付帯駐車場を世田谷 区以外の居住者が利用していて、区民の使用が妨げられて いる。世田谷区は面積が広く、公園、競技場は交通が不便 な地域に立地しているので、区民の駐車場利用については 区民の優先権や利用料の便宜が必要。

⑤スポーツ施設利用については、例えば野球場の利用料とサッカー場とテニスコートの利用料を比較すると1人のプレイヤーの負担がテニスコートの方が何倍も高い。プレイする人数によっても比較が難しい側面はあるが、野球一面はゲームを主体に考えれば2チームのベンチ入りは36名~40名である。また、サッカーは30名内外である。テニスはシングルスでは1面2名。ダブルスでは4名。ゲーム時間は内容によるが2時間で多くても6人が最大限。プレイヤー1人当たりの利用料負担という観点を検討して貰いたい。

夜間の照明代についても野球場、サッカー場とテニスコートの利用電力を価格に反映している現状とは思えない。照明代は明確な料金算出が可能であり、区民が比較しやすい料金でもあるので納得性がある精緻な比較資料が必要、且つ近隣区の施設との照明料金比較が欠かせない。尚、地球温暖化の影響で5月~11月中旬までのナイタースポーツ施設の利用ニーズが急速に高まっていることを付け加えておきた

件数 区の考え方

①総合運動場と大蔵第二運動場の運営に関するご意見について 総合運動場と大蔵第二運動場につきましては、同一の法人を指定 管理者に指定することにより、柔軟な人員配置が可能になるなど管 理運営面での効率化に取り組んでおります。両施設をご利用する場 合の利便性の向上につきましては、いただいたご意見も踏まえなが ら、今後いっそうの工夫を図ってまいります。

総合運動場と大蔵第二運動場の運営にあたりましては、各種業務の統合・共通化や、キャッシュレス決済の導入など、管理運営面での効率化とサービス向上に取り組んでまいりました。

そのうえで、今回の利用料の見直しは、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、施設の機能維持のために必要な人件費や光熱水費、委託料などの実際にかかる管理運営経費を踏まえ、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。

今後に向けましては、ご意見を踏まえ、さらなる運営の効率化により施設の維持に要する区のコストを極力抑えるとともに、両施設をご利用いただく際の利便性の向上を図ることにより、区民にとって施設がより身近で、魅力的な存在となるべく、一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

②学校施設に要する経費に関するご意見について

施設の機能維持のためには、人件費や光熱水費など、管理運営経費がかかっており、施設利用者には、その一部を使用料・利用料金としてご負担していただいているところです。この間、事業の一層の効率化に取り組み、各施設のコスト削減を図っておりますが、昨今の人件費や光熱水費等の高騰に伴い、将来にわたって区民サービスを提供し続けるためには、全庁的に施設使用料・利用料金の改定が必要な状況であり、ご理解をお願いいたします。

また、設備の管理状況につきましては、改めて状況を見直し、区民の皆様が快適にお使いいただけるよう努めてまいります。

③他区よりも施設使用料等が高い、とのご意見について

限られた財源の配分は、自治体によって考え方が異なるという背景もあり、他自治体と比較する場合は、公共施設だけではなく他のあらゆる行政サービスを比較する必要があると考えております。施設の使用料等について、世田谷区よりも安価としている自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、限られた財源の中で施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。

④区民外料金の設定に関するご意見について

区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としていることが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えております。

今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えております。

⑤施設使用料等の見直しにあたっては、室場ごとの利用者一人あたりの負担額の考え方を適用すべき、とのご意見について施設使用料等の見直しにあたっては、施設の管理運営に要する経費を算定基礎としておりますが、いただいたご意見は、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
98-3	3. 施設ごとの利用状況と使用経費を公開願いたい。そのうえで必要な施設、存続が不要な施設等の検討や管理の合理化の検討・実績等もお知らせ頂きたい。一般に野球・サッカー等多人数のプレイヤーが必要な競技種目の施設は平日の日中に空きが多いが、夜間や土日祝は利用者が多い。今回の改定案は施設総体の管理費議論だけで個別施設の必要性、管理の向上合理化等の区が行ってきた努力が区民に伝わらない。あるべき施設利用料の利用者負担がどうあるべきかを総合的に検討した結果であるべきと思料。		区では、世田谷区公共施設等総合管理計画において、公共施設の 適切な管理、保全、更新等への取組みを定めております。 施設における管理の合理化等については、各施設で取り組んでお り、今後も引き続き、施設の維持に要する区のコストの削減に取り 組んでまいります。
99	担当者様 区政への日々ご尽力お疲れ様です。 今回の施設利用料を中心とした価格見直しは、国政が推進する価格転嫁の方針とも沿っておりますので、利用者としてはやむなしかと捉えています。 しかしながら、以前より解せないのが、区民、非区民(都民/非都民)での施設利用料金設定に差が無いことです。多くの自治体で区内在住・勤務者とそれ以外の利用者で、施設利用料の差を設けている実態があります。当方勤務先の港区在学していた新宿区など、特別区でも的設利用時においては1.5倍程度の差は良く見受けられますが、その差額を当然として支払っておりません。これは、区外利用者による区民ファシリティへのフリーライドではないでしょうか。 区報を拝見しても、施設利用料は、料金に占める利用者するのではないでしょうか。 区報を拝見しても、施設利用料は、料金に占める利用者であることが分かります。これは、区民税を納めていない利用者への利益供与においてしょうか。事実、当方が良く利用する大蔵の運動施設は、駐車場にの利用者であることが分かります。大蔵プールの夏期野外プール利用者に至っては、その大が狛江や川崎方面からの利用であるようです。区外利用者により満員となり、区民児童の利用に支障が出ている状況も鑑みれば、料金差設定は当然の対応かとよが狛江や川崎方面からの利用であるようです。区外利用者により満員となり、区民児童の利用に支障が出ている状況も鑑みれば、料金差設定は当然の対応かと表に提示いただきたいと考えております。		他の自治体では、区内在住・在勤の方とそれ以外の方で、施設使用料に差を設けている施設があることは認識しております。 一方、区の区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としていることが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の方が施設を利用する際には、管理運営経費の一部について施設使用料等として負担いただいており、利益供与にはあたらないと考えておりますが、区民以外の利用が多いなどにより、民民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えております。今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えております。
その他 100	祖師谷、千歳台地域の区民集会所等を利用させて頂いております。午後は2時間ごとに区切られていて多くの団体グルーブが利用できるし使用料も200円で、手頃と思っていますが、午前は3時間ーコマのみで300円となっているのは負担感が大きく感じます。お昼の時間帯も含めて2時間ごとの区分けにし、調理、講演会等では2コマ使えばいいし話し合いのみは2時間1コマで済みますので、検討をお願いします。とにかく区民が安価に施設利用できるようにしてください。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、施設の開放時間枠に関するご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。 No.100と同じ
	時30分からのこま時間設定にも困っています。12時30分からの時間は一般的には昼食時間。そのため、集まるのには無理があります。また、1こま2時間以内で、準備・本会・後始末などを時間内に納めることが難しい。結果、2こまを予約しなければならない。2こまをフルに利用するわけではないのに、時間オーバーを避けるために2こま分の使用料を払うのはきついです。		
102	配総合支所の駐車場料金について ①15分100円→15分120円とあるが10円単位は細かすぎる。100円単位にしてほしい ②近隣の駐車場料金と比べて安すぎる。区は近隣の駐車場料金は調査しているのか。 周りより安いことで車が集まり、支所に来た人が止められないという事はないのか。 ③今時、現金しか使えないというのはいかがなものか。 クレジットカード、バーコード決済、鉄道系ICカードが使える様にしていただきたい。		駐車場料金につきましては、周辺の民間駐車場や他の公共施設料金とのバランスを考慮の上、設定しております。 しかしながら、いただいたご意見等を踏まえ、今回は設定時間の単位を見直すことで、バランスを図ることといたしました。 なお、総合支所を利用される方に不便が生じることのないよう、引き続き各駐車場の適正な管理・運営に努めてまいります。 決済方法など設備に関するご意見につきましては、今後の駐車場の管理・運営の参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
	^{思えい谷} 砧総合支所における駐車場に関して		No.102と同じ
	15分100円→15分120円とあるが10円単位は細かすぎる。100円単位にしてほしい。 近隣の駐車場料金と比べて安すぎる。区は近隣の駐車場料金を調査しているのか。 周りより安い事で車が集まり、支所に来た人が止められないという事はないのか。 ナンバー自動読み取りや、クレジットカード、バーコード決		NO. 102 P. C
104	<u>済、鉄道系ICカードを使える様にしてほしい</u> 砧総合支所の駐車場について意見を述べさせていただきま		No.102と同じ
	は、お金を15分100円を120円にするとの事ですが以下の点が気にかかります。 〇10円硬貨を使用するので煩雑になります。単位は100円単位として時間で調整できませんか。 〇近隣駐車場と比較して安すぎるため自動車が集中します。よって総合支所に用件があっても満車で入れない事があります。 (近隣並みに値上げしても、総合支所利用者は無料になるので問題ありません。)解決先としての提案 〇100円単位の支払いとし、無理ならばカードやQRコード決済を可能としてください。 〇一般用の駐車場はやめて、砧総合支所、成城ホール専用の駐車場とし、砧総合支所の利用者が利用できない事がないようにしてください。 以上意見を述べさせていただきました。		
	以えばない。として、1/1/1/2よび/1。 いろいろな施設を利用したいけど、近くに施設がない。奥 沢、二子玉川地区は見放されてる施設は世田谷の中央に かたまっている。世田谷区は都内でも大きい区なのに、施設 が少なすぎる		区では、区内全28地区における公共施設の配置状況や施設種別ごとのニーズを踏まえ、「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)(令和6年~18年)」にお示している施設整備の考え方に基づき、取組みを進めております。例えば、ご意見いただいております奥沢及び二子玉川地区は、児童館の未整備地区に該当するため、児童館整備の検討を行っており、奥沢地区では令和9年度に奥沢児童館の開設を目指し、整備事業を進めているところです。また、二子玉川地区においても、玉川地域内にある野毛青少年交流センターの今後のあり方とともに検討していくこととしております。引き続き、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、必要な公共施設の整備を着実に進めてまいります。
	施設かどうか分からないのですが、区の予約制乗合ワゴンについて。何度か利用しようとしたことはありますが、ほとんど予約が取れない状況で、必要な時間の2時間3時間先なら取れるというような返事で、一体どのくらいの方が利用しているのかも不明です。ごく一部の利用者に区の予算を使うような配分はまずやめて欲しいと思います。まあ施設利用というのも一部なのでしょうが。		区では、公共交通不便地域対策として、令和5年5月1日から、砧・大蔵地区において、地域や運行事業者と協働しながら、Alとワゴン車両を活用したデマンド型交通による実証運行に取り組んでおります。運行開始から約1年半年を迎え、1か月あたり600人程度の方にご利用いただいている一方で、利用日時の直前になるにつれて、予約が取りづらい状況が生じております。ご利用されたい方にはご不便をおかけしておりますので、区では予約が取りやすくなるように、利用者の方の需要に応える対策に努めております。また、予約はご利用の1週間前から30分前まで可能ですので、早めにご予約をいただくこともご検討願います。
	ふるさと納税をせず、全額世田谷区に納税している人は、料金割引の特典があってもよいのではないでしょうか。		ふるさと納税を行ったかどうかを基準とした割引適用については、ふるさと納税制度が、ふるさとやゆかりのある自治体を応援するために法制化されており、その趣旨に照らしながら慎重に検討すべきものと考えます。一方で、区民の皆様に対する割引メニューの充実については、利用率を上げて収入を確保し、公共施設におけるサービスを向上させることにもつながりますので、今後の施策の参考とさせていただきます。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
108	各区民ホールの利用料は、営利のための利用と非営利目 的での利用とで別料金にしたらいいと思います。		現在、各区民会館のホールを営利目的で使用する際、使用者が入場料その他これに類する料金を1,000円以上徴収する場合は、「基本使用料×5割増し」の料金をお支払いいただいており、既に営利利用と非営利利用で異なる料金が設定されています。

意見内容 件数 区の考え方 109 概ね物価上昇率に即しており、妥当な範囲内と考えるが、下 ・高齢者価格の見直しについて 記については見直してほしい。 高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据 高齢者価格の見直し。 え置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差 →今の高齢者は恵まれているので、一般利用者も使う施設 |額がさらに広がった状態にございます。 今回の改定にあたっては、原則、高齢者、障害者、子どもの個人利 で優遇する必要性を感じない。せいぜい既存で高齢者価格 が設定されている施設のみ平日日中の利用料を3割引程度 用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていただきま とし、土休日や学校休業日は混雑緩和も兼ねて一般料金適 すが、一部の施設の高齢者料金については、外出や社会活動への 用で良いのではないか。また、新規設定は不要。特にス 参加をより一層、促したいという観点から、一定の配慮を行っており ポーツ施設については民間の安価なジムも多くなってきたの で、区が積極的に割り引く必要はないのではないか。 なお、若年層で経済面において困窮する方への支援については、 それよりも学生や社会人とはいえまだ収入が不安定な30歳 施設使用料等に限らず重要な要素と考えていますので、引き続き課 未満の若年層への優遇が必要ではないか。18歳以下の割 題を整理したうえで、検討してまいります。 引価格設定は子育て支援という面からも妥当。 自転車駐輪場の価格について ・ 自転車駐輪場の価格について 自転車駐輪場の月ぎめ・日ぎめ・時間ぎめ価格は、条例上限額を示 →月極は妥当だと思うが、日極については数時間使う際の しています。 民間駐輪場との価格差が大きいのではないか。今後駐輪場 そのため、各駐輪場の料金については、周辺の民間駐輪場の価格 管理員の人材確保が難しくなることも見込まれるので、今回 等も参考に、条例上限額内にて決定いたします。 は価格を据え置く代わりに、今後時間極管理が出来る機械 ・健康増進・交流施設のシャワー室の料金について 式駐輪場に置き換えていくことも検討されたい(例えば小田 健康増進・交流施設のシャワー室の料金についてですが、区民意 急線の高架下駐輪場は10時間100円だが、長時間置けば 見募集でお示しした資料に誤りがあり、正しくは10円単位の料金に 200円になるので、管理合理化も含めてこれ位が妥当では 改定した場合、取り扱う小銭が増え、管理の煩雑さが増すため、料 ないか)。 金は据え置くこととしておりました。お詫びして訂正いたします。 シャワー室の料金について 施設利用時のキャッシュレス決済の導入について →130円という単価は中途半端なので、100円のまま利用時 今後も施設機能を維持するためには、使用料等の改定だけでなく施 間を4分にするといった施策は出来ないのか。 設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要があると考 また、その他の施設の個人利用の支払については、半端な えております。世田谷区では、施設使用料等のお支払いに限らず、 金額を支払うための小銭の用意が利用者・施設管理者とも 様々な場面でキャッシュレス決済を利用できるよう順次拡大を進め 煩雑になることが見込まれるので、極カキリの良い単価に ております。 いただいたご意見も参考に、引き続き、サービスの向上に取り組ん するか、キャッシュレス決済(有人支払施設についてはせた がやPav)を必ず導入してほしい でまいります 管理運営経費の増加とありますが、具体的な経費一覧や、 ①・管理運営経費の具体的な経費一覧について 少なくとも3年間分の変化がみることは可能でしょうか? 使用料等の算出基礎は、施設別行政コスト計算書に記載の「物件 何が増加しているのかを定量的に把握できないと、一律 費(うち土地建物設備賃借料のみ除く)」、「扶助費・補助費等」、「人 件費」を合算したものを「管理運営経費」としております。 130%の値上げが妥当なのかがわかりません。 数字を見ただけの個人的な意見ですが、累進的に、金額の 使用料等の算定にあたっては、①平成30年度決算と令和5年度決 高い部屋は増加の割合を下げることが必要だと感じていま 算の管理運営経費を類似施設のグループごと(区民集会施設等、 文化施設)に比較し、その増加割合に平行して各施設の使用料等 ご検討いただけますと幸いです。 の額を一律スライドさせ、額を算出します。②次に①で算出した額に 急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、 高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を 行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を加えます。③さらに各 施設の実情に応じた調整を加え、改定額を算定しております。 なお、使用料等の算出基礎として用いた施設別行政コスト計算書 は、公共施設整備・運営の適正化を推進するにあたっての資料とし て活用するために、区が保有管理する施設の概要や施設ごとの費 用と収入を一覧にまとめたものです。新公会計制度導入以降の平 成30年度決算から令和5年度決算までの資料については、区HP (https://www.city.setagaya.lg.jp/01040/6233.html)からご覧いただ けます。 ②累進的に金額の高い部屋は増加の割合を下げるべきとのご意見 について

いただいたご意見は、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせ

ていただきます。

意見内容 件数 区の考え方 111 ①増加したコストに関して人件費の割合がわかりませんが、 <u>①経費削減とサービス向上の取組みに関するご意見について</u> まず、施設スタッフの接遇に関し、ご不快な思いをされたことにつき かなり態度の悪い方がいらしたりとても対面のサービスとし まして、お詫び申し上げます。 ては悪い状況があります。 よりオンライン化やシステム化に投資し、人を減らし、人件費 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し を削減しコストを抑えるか優良なサービスに変わるのであれ て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 ば利用料金の改訂に納得できます。 いまだに使用ごとに用紙への記入がアナログであるのは環 |来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 境への配慮もされていませんし、無駄が多いと感じます。 要であり、実施するものです。 目に見える無駄がある状況で利用料金の改訂は受け入れ しかし、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き 上げによってのみ実現できるものではなく、ご意見のとおり、経費削 難いです。 減についても併せて取り組む必要があると考えております。 ②子ども料金などの使用料の変化には賛成です。 いただいたご意見も参考にさせていただき、今後もコスト削減に取り 組んでまいります。 それができるのであれば人気のある時間帯ごとに価格の調 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとっ 整をしていただきたいと思います。 利用率を見た際に利用している実感としてはこんなに低い て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね のか?という感覚です。なかなか予約が取れないと思ってい てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 るので全然使われていない時間や施設があるのでは?と思 ②時間帯ごとの需要に応じた価格設定の導入に関するご意見につ います。(例:日曜の20:00~22:00は大体どこも空いている。) いて 料金に差をもたらすことで現在、不人気な施設や時間帯にも 人が流れる理由ができ、資産の有効活用ができるのでは? ます。公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、 施設の設置目的などを逸脱しないよう注意する必要はありますが、 と感じます。 いただいたご意見も参考に、公共施設で稼ぐ手段として検討してい <u>きたいと考えております。</u> ①高齢者価格の見直しに関するご意見について 112 大蔵第二運動場のトレーニングルームを利用させていただ いています。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し コロナ以降、昔よりサービス品質が落ちている状態の利用 て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 料金値上げにはがっかりです。 世の流れで仕方がなく賛同しますが、高齢者の利用料金も 来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 もう少しあげてください。 要であり、実施するものです。 現在、3時間利用が660円と250円では差がありすぎます。今 高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据 は高収入の高齢者が多いので、 え置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差 所得に応じた利用料金にしていただきたいです。 額がさらに広がった状態にございます。 私は現在57歳ですが、私が65歳以上になった際に、私の年 今回の改定にあたっては、一部の施設の高齢者の料金について は、外出や社会活動への参加をより一層促したいという観点から、 代以降はバブル崩壊でまともに働いていない人が 多い状態で、高齢者が増えすぎて1,000円以上支払うことに - 定の配慮を行っておりますが、原則、高齢者、障害者、子どもの なると思います。 個人利用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていた もつと将来を見据えた試算をお願いします。 だきます。ご理解をお願いします。 なお、ご指摘の通り、社会構成員の年齢構造は今後変化してまいり またふるさと納税で減収しているなら、ふるさと納税を世田 谷区以外にしている人は別料金とするなど ます。高齢者料金の対象年齢を見直すなど社会構成の変化に合わ 考慮をお願いしたいです。私はずっと世田谷区に高い税金 せた使用料の在り方について、今後の検討といたします。 ②区外料金の設定に関するご意見について をお支払いしています。 区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以 また東京都の他の市や区は在住、在勤以外は別料金を 取ったりしているのに、なぜ、世田谷区はそうしないのでしょ 外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としている ことが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別 が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多い 余裕がなく区民に負担を強いるなら、納得いく説明をお願い などにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているよう したいです。 値上げするためにサービスを強化するなどの記載が一切な であれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えて おります。 いのも不満です。 よろしくお願いいたします。 今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用について は、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用に かかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えておりま ③サービス向上に関するご意見について 公共施設は、区民の福祉の増進を目的として設置されていることか ら、その目的を達成するためには、使用料等の改定だけではなく施 設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要があると考 えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとつ て公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 113 |利用料の値上げに伴い、けやきネットの利便性をあげて欲 けやきネット対象施設の内、一部の施設(260中60施設)が無人管 理のため、地域の方の協力の下で施錠管理していることから、当日 しいです。 特に当日キャンセルが電話でなければならないのが不便で のキャンセル・予約を電話での受付とさせていただいております。ま た、特定の施設のみ当日キャンセル・予約を受付ける設定が困難と 具体的には、当日キャンセルもネットで対応できるようにす なっておりますので、ご理解とご協力くださるようお願いいたします。 なお、いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向 る、雨天や強風の時の当日無料キャンセルのガイドラインを 作って、当日の連絡が不要となるようにして欲しいと思いま けた取組みの参考とさせていただきます。 す。 また、今年度、台風に伴う当日連絡を不要とし、無料キャンセル扱 いとする試行運用を行いました。今後、試行結果等を踏まえて、運

用を整備してまいります。

意見内容 件数 区の考え方 114 施設利用料の改訂にともない、実質的に各種料金の引き上 将来にわたり持続可能な施設運営を行っていくには、利用料金の見 げをされることは止むを得ず、概ね提案内容が妥当かと思 直しだけでなく、施設運営におけるさまざまな工夫を行って利用者 います。同時に提案されている既存制度の料金額の改訂に の利便性向上を図ることが大変重要だと考えています。 とどまらず、区民・利用者の利便性・厚生が増すような料金 区はこれまで各設備の更新や施設改修、キャッシュレス決済の導入 などのサービス向上に取り組んできたところですが、これにとどまら 制度の見直しを実施していただきたいと希望します。 ず、ご提案の総合運動場と大蔵第二運動場の併用割引の導入や、 ひとつは、世田谷総合運動場と大蔵第二運動場の料金が 定期利用の見直しなどについて、今後、両施設の将来的なあり方を まったく別立てになっており、両施設を連続して利用する際 検討していく中での課題とさせていただきます。 に、二度購入する必要があり、なんら併用割引もありませ ん。両施設を連続して円滑にできるような共通券のような仕 組みを付加していだだくことを希望します。 ひとつに、大蔵第二運動場の一か月定期利用券現行1380 0円の扱いです。本定期では、駐車料金3時間が無料にな ると承知しており、駐車場利用者であれば一回あたり600 円相当の補助をうけているイメージと推察します。月20回の 車による利用者は、駐車料金だけで12千円のメリットがあ ることになります。自動車利用促進は、環境負荷を増大して いないか、また相対的に高所得者への補助になっていない かと懸念します。徒歩あるいは自転車による利用者も多く、 駐車場補助分を除いた定期券を創設していだだくよう希望し ます。料金イメージとして、12千円の半分程度値下げする、 あるいは高齢者利用促進のために高齢者用として創設する などの工夫の余地があるかと思います。 単純に料金改訂を行うだけで、区民・利用者の利便性・厚生 拡大の労をおとりいただいけないかお願い申し上げます。 115 施設がなかなか当選しません。 抽選予約を有利にすることを目的とした複数の団体登録を抑止する 一度も当選しないにも拘らず登録手数料を徴収されてしまう のは、残念な気持ちになります。せめて、その場合は登録手 数料を免除していただけないでしょうか? ようお願いいたします。 けた取組みの参考とさせていただきます。 116 この様な意見募集の機会を作って頂きありがとうございま ●区民会館等の活用方法に関するご意見について •要望1)

色々と利用させていただく中で、改善いただきたい点がいく つかあります。ちょっとトゲのある様な書き方になってしまう かもしれませんが、文句を言いたいわけではなく、一区民の 意見として見ていただけると幸いです。

●区民会館等の活用方法について

・要望1) 砧地区会館では、畳の武道利用が禁止とされてい ますが、これを許可していただきたい。

·理由

①汗などで畳が傷む為とありますが、その他の利用(机や椅 子を並べての利用など)と比較した際に著しく傷むとは思え ません。同様の観点で考えるのであれば、裁縫、などの利用 による「針の落とし物」の方がその後の利用者の怪我等の 危険性は高く、是正されるべきかと考えております。

また畳は一定期間利用した場合に交換が必要な消耗品で ある認識ですので、その交換等に工数や費用が必要である ことが問題である場合、一般的な畳ではなく耐性の強い畳 への交換が望ましいと思います。

②区民会館の用途を減らした場合に、施設の利用者や利用 時間帯が減少し、せっかくの施設が活用されず単純にもった いないと思います。さまざまな活用が可能である様にルール や設備を更新いただけるとありがたいです。

要望2)

利用後にほうきなどで掃除をするのですが、ゴミ箱がなく、 集めたゴミの捨て方に苦慮しています。管理人の方の負荷 が増えてしまい恐縮ですが、ゴミを捨てる場所を小さくて良 いので、作っていただきたいです。

要望3)その他

コロナの貼り紙はもう剥がしていいんじゃないでしょうか? ●けやきネットについて

く要望>

とても使いづらいです。使いやすく更新して頂きたいです。 こを変更して欲しいという指摘ができないレベルで全体的 に使いにくいです。)

外注すればパッケージでサクッといいもの作ってもらえると 思います

当日予約もできる様にしていただけると嬉しいです。(シス) テム上そうなっているだけな気がしていますが、当日予約が NGな理由があるなら伺いたいです。)

ため、平成30年度に利用者登録(更新)料を導入しました。一定の 効果を上げていることから、趣旨をご理解いただき、ご協力くださる

なお、いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向

砧地区会館の大広間・和室につきましては、汗などによる畳の劣化 のほか、建物の構造上も武道を想定した構造にはなっておらず、施 設の損傷にもつながる可能性があるため、大変申し訳ございません が、引き続き武道利用は禁止とさせて頂きます。

ご指摘を頂きました裁縫の「針の落とし物」については、怪我等の危 険性があるため、今後も引き続き利用者に対して管理徹底を指導し てまいります。

施設の用途の制限については、改築等により施設の環境に変更が 生じた場合に、拡充を検討してまいります。

·要<u>望2</u>)

利用後の自主清掃については、ご協力頂きましてありがとうございます。ご意見のとおり清掃後のごみを捨てる場所がなく、ご迷惑をお 掛けしております。現在、施設利用者の方々には、ごみの持ち込み 防止のため、ごみは持ち帰りとさせて頂いております。なお、清掃後 に集めた砂埃等については、集めて頂いた後に施設内の掃除機で 吸い取ってください。

•要望3)

新型コロナウイルス感染症に関する表示物については、ご意見を頂 きましたとおり撤去を致します。

●けやきネットに関するご意見について

けやきネットは、複数の自治体が導入しているパッケージシステム を使用しておりますが、ご指摘のとおり改善の余地があることは認 識しております。

いただいたご意見は、今後のシステム更新時の参考とさせていただ |きます。

・けやきネット対象施設の内、一部の施設(260中60施設)が無人 管理のため、地域の方の協力の下で施錠管理していることから、当 日のキャンセル・予約を電話での受付とさせていただいております。 また、特定の施設のみ当日キャンセル・予約を受付ける設定が困難 となっておりますので、ご理解とご協力くださるようお願いいたしま

いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取 組みの参考とさせていただきます。

令和6年11月11日 政策経営部 生活文化政策部 保健福祉政策部 都市整備政策部 教育委員会事務局

施設使用料等の改定額の案について

1 主旨

令和6年9月の5常任委員会で報告した「施設使用料等の見直しの考え方について」に基づき、改定検討対象とした各施設の使用料等の改定額の案を取りまとめた。

- 2 使用料等の算定方法(令和6年9月2日・3日5常任委員会報告)
- (1) 平成30年度決算と令和5年度決算の管理運営経費を類似施設のグループごと(区民集会施設等、文化施設等)に比較し、その増加割合に平行して各施設等の使用料等(利用料金上限額含む)の額をスライドさせる。原則として10円未満切り捨てとする。
- (2) 前記(1)の額に、以下の観点から一定の調整を加える。
 - ① 子ども・子育て家庭への配慮
 - ・個人料金で、子ども料金の設定がない使用料等について、18歳以下を対象とする料金を設定する。
 - ・個人料金で、子ども料金の設定があるが中学生以下を対象としている使用料等について、子ども料金の対象年齢を18歳以下に引き上げる。
 - ② 築年数・利便性(区民会館のみ) 各館の築年数及び利便性に応じて、改定額に傾斜をつける。
 - ③ 高齢者・障害者への配慮
 - ・高齢者・障害者の外出や社会活動への参加をより一層促す観点からの配慮
 - i 以下の施設利用については引き続き無料とする。

【対象施設】敬老会館、高齢者集会所(大広間・洋室)

【利用時間】午前9時から午後5時まで

【利用者】 区内に住所を有する60歳以上

- ii 障害者休養ホーム(ひまわり荘)の改定率を、管理運営経費の増加割合の2分の 1の割合とする。
- ・高齢者・障害者の生活基盤を確保する観点からの配慮 以下の施設については改定を行わない。

【対象施設】知的障害者生活寮(松原けやき寮)、身体障害者自立体験ホーム(なかまっち)、高齢者一時生活援助施設(ほのぼの)

④ 区民生活への配慮

区民生活への影響に配慮し、急激な改定とならないよう、改定後の使用料等は原則、現 行の使用料等の概ね3割を上限とする。ただし、選択的かつ私益性の高い施設について は、この限りでない。

(3) さらに各施設の実情に応じた調整を加えて、改定後の額を確定する。

- 3 各施設の使用料等改定額
- (1)施設ごとの使用料等改定額の案別紙のとおり。
- (2) 各施設の実情に応じた改定額案等の調整を行った事項
- ① **区民会館** ≪管理運営経費の増加割合 137.4% → 改定割合 15%~36% (※) ≫ ※前記「2 (2) ② 築年数・利便性 (区民会館のみ)」を適用。

特になし。

- ② **区民集会施設等** 《管理運営経費の増加割合 137.2% → 改定割合 30%≫
- ※1 前記「2 (2)③ 高齢者・障害者への配慮」を適用。
- ※2 前記「2 (2) ④ 区民生活への配慮」を適用。

【健康増進・交流施設】

・交流室、多目的室

現行の玉川・砧区民会館(集会室)の料金を基準として利用率や立地を考慮し、<u>改定率を</u>管理運営経費の増加割合の2分の1の割合とする。

理由は以下のとおり。

- ・貸室利用率が、公用利用等を含んでも5割を下回っているため。
- ・設備の不具合が多発し区民の利用への影響が出ているため。
- 運動室

<子ども・高齢者・障害者の個人料金>

スポーツ施設のトレーニングルームの改定率を考慮し、2.5割改定にとどめる。

<団体料金>

算定基準を従前の区民会館から区民センター等他の集会施設における会議室の基準に変更 する。変更後の使用料等の額は、使用する面積にて算定する。

• 娯楽室

<子ども・高齢者・障害者の個人料金>

運動室の個人料金と合わせた料金を設定する。

<団体料金>

算定基準を従前の区民会館から区民センター等他の集会施設における会議室の基準に変更 する。変更後の使用料等の額は、使用する面積にて算定する。

- ・ 温水シャワー室 (附帯設備)
- 10円単位の料金に改定した場合、取り扱う小銭が増え、管理の煩雑さが増すため、料金は据え置きとする。
- ・カラオケ機器(附帯設備)

機器老朽化や利用実績が少ないため、使用料等の対象から除外する。

【保健医療福祉総合プラザ】

駐車場

10円単位の料金に改定した場合、精算機の早期故障に繋がる釣銭不足の頻発が想定されることから、料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「20分ごと」から「15分ごと」へと変更する。

【保健センター(運動指導室)】

利用時間枠について、「午前3時間・午後4時間・夜間3時間」から「1時間につき」へと変更する。

③ 公園・スポーツ施設 ≪管理運営経費の増加割合 113.5% → 改定割合 13.5%≫

【区立公園】

・庭球場

スポーツ施設(大蔵運動場・大蔵第二運動場)の庭球場と合わせた料金を設定する。

• 洋弓場

スポーツ施設(大蔵運動場・大蔵第二運動場)の洋弓場と合わせた料金を設定する。

・駐車場

<世田谷公園、羽根木公園>

周辺相場や目的外利用等の利用実態を踏まえ、<u>「30分ごと100円」から「30分ごと</u>200円」へと料金を改定する。

<玉川野毛町公園、次大夫堀公園>

周辺相場を踏まえ、料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「30分ごと」から「20分ごと」へと変更する。

<二子玉川公園>

周辺相場や目的外利用等の利用実態を踏まえ、「60分ごと300円」から「30分ごと200円」へと利用時間枠の変更及び料金を改定する。

【多摩川玉堤広場】 ※共同管理を行う大田区との調整を踏まえ料金改定を実施(新料金適用は令和8年4月)

・庭球場及びサッカー場

<u>約1.5割改定</u>とする。

・温水シャワー室

料金変更には改修が必要となる一方、歳入は年間6万円程度であり、費用対効果の観点から、料金は据え置きとする。

・駐車場

周辺相場を踏まえ、<u>料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「30分ごと」から「20分ごと」へと変更する</u>。

【大蔵運動場、二子玉川緑地運動場、大蔵第二運動場、千歳温水プール、地域体育館・地区体育室】

- ・利用者促進の観点から、<u>子ども(18歳以下)、高齢者(65歳以上)及び障害者の個人</u> 利用料金を、大人料金の3割程度に揃える。
- ・個人料金が設定されている施設で高齢者(65歳以上)及び障害者の料金区分が設定されていない施設について、高齢者及び障害者のスポーツ推進の観点から、<u>高齢者(65歳以</u>上)及び障害者の料金区分を新設する。
- ・駐車場について、<u>料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「30分ごと」から「20</u>分ごと」へと変更する。
- ④ 文化施設 《管理運営経費の増加割合 113.4% → 改定割合 13.4%》

【美術館・文学館】

生活保護受給者の料金区分を新設し、高齢者・障害者と同様に一般料金から減免した料金とする。

⑤ 高齢者・障害者施設 ≪管理運営経費の増加割合 108.3% → 改定割合 4.1%≫※前記「2 (2)③ 高齢者・障害者への配慮」を適用。

【障害者休養ホーム(ひまわり荘)】

- ・改定率を管理運営経費の増加割合の2分の1の割合の4.1%とする。
- ・宿泊室の食費が管理運営経費に直接影響を与えるため、宿泊室を利用する子ども(18歳以下)のうち、大人と同じ食事メニューを選択する場合は、追加料金により、大人の宿泊室と同額の料金区分を設ける。

【松原けやき寮、身体障害者自立体験ホーム(なかまっち)、高齢者一時生活援助施設(ほのぼの)】

高齢者・障害者の生活基盤を確保する観点から、料金は据え置きとする。

⑥ 子育で施設 《管理運営経費の増加割合 108.2% → 改定割合 8.2%》

【産後ケアセンター】

・現在、国・都の補助により、住民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯含む)の利用料を変更(0円)し、課税世帯は1枚あたり原則2,500円の減額となる「産後ケア事業クーポン券」の配付(5枚)を行っている。

今回利用料の改定を行う場合、クーポン券配付開始後1年で利用料の引き上げを行うこととなり、国の方針及び区が昨年度に進めていた方向性と逆行することになるため改定せず、料金は据え置きとする。

- ・世帯の税区分によって利用料を決定することで、困窮している世帯に対しては適切に利用 料の減免を行うことができることから、<u>18歳以下を対象とする料金は新たに設定しな</u> い。
- ⑦ 駐車場・駐輪場 ≪管理運営経費の増加割合 122.7% → 改定割合 22.7%≫

【区立自転車等駐車場】

- ・自転車(定期月額、日ぎめ、時間ぎめ、回数券)、原動機付自転車(定期月額、日ぎめ、時間ぎめ、回数券) 原動機付自転車の定期月額を除き、これまで料金改定を行っていないため、管理運営経費 の増加割合以上の3~10割の改定率とする。
- ・自転車(日ぎめ、時間ぎめ)、原動機付自転車(日ぎめ、時間ぎめ)、自動二輪車(日ぎめ、時間ぎめ) 管理人が常駐していない無人の施設が多く、適正な料金運用の確保が難しいため、<u>18歳</u>以下を対象とする料金は新たに設定しない。

【レンタサイクルポート】

令和7年度中に事業廃止を目指しているため、<u>料金を据え置き</u>とする。

(8) 教育施設 《管理運営経費の増加割合 250.9% → 改定割合 30%≫

※前記「2 (2) ④ 区民生活への配慮」を適用。

特になし。

⑨ 観光施設 《管理運営経費の増加割合 547.4% → 改定割合 30%≫

※前記「2 (2) ④ 区民生活への配慮」を適用。

特になし。

⑩ その他施設 《管理運営経費の増加割合 109.0% → 改定割合 9.0%≫

【区民農園】

- ・1 区画あたりの管理運営経費の増加割合 132.9% → 改定割合 32.9%
- ・利用待機者の状況も鑑み、新たに1区画あたりの面積を10 mの料金区分を新設する。 ※改定前:1 mあたり64 H/H → 改定後:1 mあたり85 H/H

【区民健康村】

・「休日等料金」の料金区分を新設するとともに平日料金の改定率を3%にとどめ、利用料

金にめりはりをつけ、平日利用者数の向上を図る。

- ※「休日等料金」を設定する日…土曜日、翌日が休祝日または土曜日である休祝日、年末年始($12/29\sim1/3$)、GW($4/29\sim5/6$ のうち、指定管理者が必要と認め、区長の承認を得て定める日)
- ・宿泊施設の管理運営経費は体育館などのハード施設の管理運営経費と異なり食事やアメニティなどサービス提供に係るものが多く、対象者の属性が管理運営経費への影響がより直接的であることや、宿泊業においては小学生以下を子ども料金とすることが一般的であることから、「18歳以下」に引き上げず、現行どおり「小学生以下」とする。
- ・年末年始に提供する食事を特別メニューに含めるため、「特別メニュー」の名称を<u>「特別</u> メニュー(年末年始、充実食等)」に変更する。
- ⑩ 学校開放施設 ≪管理運営経費の増加割合 128.2% → 改定割合 28.2%≫

特になし。

② 空き時間利用施設 ≪管理運営経費の増加割合 137.2% (区民集会施設等の増加割合を適用) → 改定割合 30%≫

※前記「2 (2) ④ 区民生活への配慮」を適用。

【児童館、母子生活支援施設、デイホーム内会議室、奥沢福祉園】 行政財産使用料条例で定める料金と合わせた料金設定とする。

4 今後のスケジュール (予定)

令和6年11月 区民意見募集(区のおしらせ11月15日号)

令和7年 2月 区議会第一回定例会(条例改正案)

10月 新料金適用

【別紙】

① 区民会館

				(単位:円)
区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
世田谷区民会館【A】	ホール(平日)	▼午前 午前9時から正午まで	55,000	74,800
	77 (1 47	午後 午後1時から午後4時30分まで	82,650	112,400
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	137,660	187,210
		全日 午前9時から午後10時まで	220,320	299,610
	ホール(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	65,950	89,690
		午後 午後1時から午後4時30分まで	99,070	134,730
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	165,160	224,610
		全日 午前9時から午後10時まで	264,240	359,340
	集会室A(平日)	午前 午前9時から正午まで	6,760	9,190
	**ムエハ(T ロ /	午後 午後1時から午後4時30分まで	10,170	13,830
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	16,940	23,030
		全日 午前9時から午後10時まで	27,110	36,860
	集会室A(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	8,110	11,020
	スエハエロル/	午後 午後1時から午後4時30分まで	12,170	16,550
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	20,300	27,600
		全日 午前9時から午後10時まで	32,470	44,150
	集会室B(平日)	午前 午前9時から正午まで	3,990	5,420
		午後 午後1時から午後4時30分まで	6,010	8,170
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	10,000	13,600
		全日 午前9時から午後10時まで	16,010	21,770
	集会室B(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	4,790	6,510
	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	午後 午後1時から午後4時30分まで	7,190	9,770
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	11,990	16,300
		全日 午前9時から午後10時まで	19,180	26,070
	練習室A(平日)	午前 午前9時から正午まで	3,200	4,350
		午後 午後1時から午後4時30分まで	4,820	6,550
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,020	10,900
		全日 午前9時から午後10時まで	12,840	17,450
	練習室A(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	3,840	5,220
		午後 午後1時から午後4時30分まで	5,760	7,830
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	9,610	13,060
		全日 午前9時から午後10時まで	15,370	20,890
	練習室B(平日)	午前 午前9時から正午まで	1,880	2,550
		午後 午後1時から午後4時30分まで	2,830	3,840
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	4,720	6,410
		全日 午前9時から午後10時まで	7,550	10,250
	練習室B(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	2,260	3,070
		午後 午後1時から午後4時30分まで	3,390	4,610
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	5,650	7,680
		全日 午前9時から午後10時まで	9,040	12,290
世田谷区民会館別館	第1集会室	午前 午前9時から正午まで	9,290	12,630
(三茶しゃれなあどホール)	(平日)	午後 午後1時から4時30分まで	14,060	19,120
[A]		夜間 午後5時30分から午後10時まで	23,380	31,790
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	27,910	37,950
		全日 午前9時から午後10時まで	37,440	50,910
	**************************************	全日 午前9時から午後11時まで	41,970	57,070
	第1集会室	午前 午前9時から正午まで	11,040	15,010
	(土日祝)	午後 午後1時から4時30分まで	16,790	22,830
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	27,990	38,060
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	33,360	45,360
		全日 午前9時から午後10時まで	44,780	60,890
	ケ0年 4 中	全日 午前9時から午後11時まで	50,150	68,190
	第2集会室	午前 午前9時から正午まで	3,530	4,800
	(平日)	午後 午後1時から4時30分まで	5,340	7,260
		夜間 午後5時30分から午後10時まで 夜間 午後5時30分から午後11時まで	8,870	12,060
			10,590	14,400
		全日 午前9時から午後10時まで	14,210	19,320
	<u> </u>	全日 午前9時から午後11時まで	15,930	21,660

① 区民会館

				(単位:円)
×	经分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案
	第2集会室	午前 午前9時から正午まで	4,190	5,690
	(土日祝)	午後 午後1時から4時30分まで	6,370	8,660
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	10,620	14,440
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	12,660	17,210
		全日 午前9時から午後10時まで	16,990	23,100
		全日 午前9時から午後11時まで	19,030	25,870
	第3集会室	午前 午前9時から正午まで	2,920	3,970
	(平日)	午後 午後1時から4時30分まで	4,420	6,010
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	7,350	9,990
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	8,770	11,920
		全日 午前9時から午後10時まで 全日 午前9時から午後11時まで	11,770	16,000
		宝白 十前9時から十後日時まで 午前 午前9時から正午まで	13,190	17,930
	(土日祝)	午後 午後1時から4時30分まで	3,470 5,280	4,710 7,180
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,800	11,960
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	10,480	14,250
		全日 午前9時から午後10時まで	14,080	19,140
		全日 午前9時から午後11時まで	15,760	21,430
	第4集会室	午前 午前9時から正午まで	4,090	5,560
	(平日)	午後 午後1時から4時30分まで	6,190	8,410
	, , , , , ,	夜間 午後5時30分から午後10時まで	10,300	14,000
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	12,290	16,710
		全日 午前9時から午後10時まで	16,490	22,410
		全日 午前9時から午後11時まで	18,480	25,120
	第4集会室	午前 午前9時から正午まで	4,860	6,600
	(土日祝)	午後 午後1時から4時30分まで	7,400	10,060
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	12,330	16,760
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	14,700	19,990
		全日 午前9時から午後10時まで	19,730	26,820
 北沢区民会館	+ 11	全日 午前9時から午後11時まで 午前 午前9時から正午まで	22,100	30,050
北沢区氏芸郎 (北沢タウンホール)	ホール (通常舞台)	午後 午後1時から午後4時30分まで	30,170 45,330	39,220 58,920
【B】	(平日)	夜間 午後5時30分から午後10時まで	75,500	98,150
rp3	(+4)	全日 午前9時から午後10時まで	120,830	157,070
	ホール	午前 午前9時から正午まで	36,170	47,020
	(通常舞台)	午後 午後1時から午後4時30分まで	54,340	70,640
	(土日祝)	夜間 午後5時30分から午後10時まで	90,510	117,660
		全日 午前9時から午後10時まで	144,850	188,300
	ホール	午前 午前9時から正午まで	39,180	50,930
	(通常舞台以外)	午後 午後1時から午後4時30分まで	58,910	76,580
	(平日)	夜間 午後5時30分から午後10時まで	98,090	127,510
		全日 午前9時から午後10時まで	157,010	204,090
	ホール	午前 午前9時から正午まで	46,900	60,970
	(通常舞台以外)	午後 午後1時から午後4時30分まで	70,640	91,830
	(土日祝)	夜間 午後5時30分から午後10時まで	117,540	152,800
	第1·2·3集会室	全日 午前9時から午後10時まで 午前 午前9時から正午まで	188,180 3,140	244,630 4,080
	(平日)	午後 午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310
	(T U)	夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400
		全日 午前9時から午後10時まで	12,870	16,710
	第1・2・3集会室	午前 午前9時から正午まで	3,710	4,820
	(土日祝)	午後 午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430
	,,	夜間 午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450
		全日 午前9時から午後10時まで	15,300	19,880
	第4集会室	午前 午前9時から正午まで	7,150	9,290
	(平日)	午後 午後1時から午後4時30分まで	10,860	14,110
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	18,010	23,410
	hele . 44- A -1-	全日 午前9時から午後10時まで	28,880	37,520
	第4集会室	午前 午前9時から正午まで	8,580	11,150
	(土日祝)	午後 午後1時から午後4時30分まで	13,010	16,910
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	21,590	28,060
		全日 午前9時から午後10時まで	34,600	44,970

① 区民会館

(報丘パーケホール) 【B】			T	1	(単位:円)
(報丘パークホール) 【B】	区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
(報丘パークホール) 【B】 年後 千後 1時から千後 1時まで 22.590 29 29 29 42	北沢区民会館別館	集会室	午前 午前9時から正午まで	9.000	11,700
(直目)					17,650
金目 午前9時から子後10時まで 38,170 47 集会室 (土日祝)		1`' -′			29,360
集会室					47,010
(土日祝) 年後5時30分から年後10時まで 27,020 35 金目 午前9時から午後10時まで 27,020 35 金目 午前9時から午後10時まで 43,320 56 目標 7年 10月		集 全 安			13,930
夜間 午後5時30分から午後10時まで 27,020 35					21,190
全日 午前9時から子後10時まで 30.700 39 「B] 「B] ボール(平日) 午前9時から子後1693で 46.200 50 夜間 午後5時30分から午後10時まで 76.800 59 ホール(土日祝) 午前 中前9時から上年後10時まで 76.800 59 ネール(土日祝) 午前 中前9時から上年まで 36.840 47 中夜 午後169から子後10時まで 75.800 159 ホール(土日祝) 午前 中前9時から上半まで 36.840 47 中夜 午後169から子後10時まで 92.160 119 第1・2・3・4・5集会室 (平日 中前9時から上生まで 31.400 4 中後 午後169から子後10時まで 31.400 4 中後 午後169から子後10時まで 32.000 100 第1・2・3・4・5集会室 (中前 午前9時から上半まで 4.860 6 夜間 午後5時30分から午後10時まで 32.000 100 第1・2・3・4・5集会室 (中前 午前9時から上後10時まで 12.700 16 第1・2・3・4・5集会室 (土日祝) 午後 中前9時から子後10時まで 12.700 16 第1・2・3・4・5集会室 (土日祝) 午後 中前9時から上半まで 4.860 6 夜間 午後5時30分から午後10時まで 12.700 17 「日日 年後5時30分から午後10時まで 17.700 19 正川区民会館別館 (上田賀アートホール) (平日) 午後 中前9時から上後4時30分まで 10.720 12 東合室 中前9時から上後4時30分まで 10.720 12 東信 年後5時30分から午後10時まで 17.7870 20 東会室 中前 中前9時から上半まで 7.150 8 (エ日祝) 午後 年後1時から子後4時30分まで 10.720 12 東信 中前9時から上半まで 36.800 30 東会室 中前9時から上半まで 34.200 30 東会室 中前9時から上半まで 34.200 30 東台 中前9時から上半まで 34.200 30 ホール 午前 午前9時から上半まで 30.0170 39 中後 年後10時まで 34.320 30 末ール 午前 中前9時から上半まで 30.070 39 本ール 午前 中前9時から上半まで 30.070 39 本ール 午前 中前9時から上半まで 30.070 39 本ール 午前 中前9時から上半まで 30.070 39 本日 午前9時から上半まで 12.830 157 ホール 午前 中前9時から上半まで 30.070 30 東会室A・B 午前 中前9時から上半まで 144.880 188 年令を持ち0分から午後10時まで 144.880 188 本会 日 中前9時から上半後10時まで 30.000 10 東会室A・B 午前 中前9時から上半後10時まで 20.000 2 東会室C・D・E 中前9時から上半後10時まで 30.000 17 東会室C・D・E 中前9時から上半後10時まで 30.000 17 東会室C・D・E 中前9時から上半後10時まで 30.000 10 東会室C・D・E 中前9時から上半後10時まで 30.000 10 東会室C・D・E 中前9時から上半後10時まで 30.000 10		(1)			35,120
本一ル(平日)					56,310
日日	工川区足合統	+(亚口)			39,910
夜間		小一ル(十口)			60,060
# 中	I PD				99,840
# 一ル(土日祝)					
中後 千後1時から千後4時30分まで 55,440 72 72 72 72 72 73 74 74 74 74 74 74 74		<u> </u>			159,900
大田		ホール(エ日祝)			47,890
全日 午前9時から正在まで					72,070
第1:2:3:4:5集会室					119,800
(平日) 午後 午後1時から午後4時30分まで 4,860 6 夜間 午後5時30分から午後10時まで 12,870 16 16 16 16 17 17 17 18 18 18 19 19 18 18 19 19		45			191,870
技術 平後5時30分から午後10時まで 12,870 16 16 17 17 17 17 17 18 18 18					4,080
全日 午前9時から子後10時まで 12,870 16		(平日)			6,310
第1・2・3・4・集会室			夜間 午後5時30分から午後10時まで		10,400
(土日祝) 年後 午後1時から午後4時30分まで 5,720 7 夜間 午後5時30分から午後10時まで 9,580 12 全日 午前9時から日後10時まで 15,300 19 年後 午後1時から正午まで 7,150 8 (平日) 午後 午後1時から正午まで 7,150 8 (平日) 午後 午後1時から正午まで 7,150 12 で 17,870 20 全日 午前9時から子後10時まで 17,870 20 全日 午前9時から子後10時まで 17,870 20 全日 午前9時から子後10時まで 28,600 32 集会室 (土日祝) 午後 午後1時から午後10時まで 28,600 32 年前 午前9時から子後10時まで 21,450 24 年月 午前9時から上午後10時まで 21,450 24 年月 午前9時から上午後10時まで 34,320 39 年月 午前9時から上午後10時まで 34,320 39 全日 午前9時から上午後10時まで 30,170 39 (成城木ール) 年後 午後1時から午後4時30分まで 45,330 58 で 45,340 70 年後5時30分から午後10時まで 30,170 47 年後5時30分から午後10時まで 30,170 47 年後5時30分から午後10時まで 30,170 47 年後5時30分から午後10時まで 30,170 47 年後 年後1時から正午まで 30,170 47 年後 年後1時から上午後10時まで 90,510 117 全日 午前9時から上午後10時まで 90,510 117 全日 午前9時から午後10時まで 90,510 117 全日 午前9時から午後10時まで 90,510 117 全日 午前9時から午後10時まで 5,000 6 年後 午後1時から午後10時まで 5,000 10 集会室A-B 午前 午前9時から上午後10時まで 5,000 6 全日 午前9時から上午後10時まで 5,000 6 年後 午後1時から午後10時まで 9,000 10 集会室C-D-E 午前 午前9時から上午後10時まで 9,580 12 年の9時から午後10時まで 9,580 12 年の9時から午後10時まで 9,580 12 年の9時から午後10時まで 9,580 12 年の9時から午後10時まで 9,580 12 年の9時から上午後10時まで 9,580 12 日の9時から				12,870	16,710
正川区民会館別館		第1・2・3・4・5集会室		3,710	4,820
宝川区民会館別館 (上用賀アートホール) 集会室 (平日) 午前 年前9時から正午まで (平日) 7,150 8 (正] 集会室 (平日) 午後 午後1時から上午後10時まで 全日 午前9時から正午まで (大日祝) 10,720 12 (本日祝) 東会室 (土日祝) 午前9時から正午まで (本日報) 8,580 9 (土日祝) 午後 午後1時から午後10時まで (大日祝) 12,870 14 (成城ホール) (平日) 午前9時から上午後10時まで (平日) 21,450 24 (区民会館 (成城ホール) (平日) 午前 午前9時から上午後10時まで (平日) 30,170 39 (日) 年後 午後1時から子後4時30分まで (平日) 45,330 58 (国 子後5時30分から午後10時まで (土日祝) 75,500 98 (国 子後5時30分から午後10時まで (土日祝) 120,830 157 ホール (土日祝) 午前 年前9時から子後10時まで (土日祝) 120,830 157 ホール (土日祝) 午前 年前9時から子後10時まで (土日祝) 30,170 47 中後 午後 年後1時から午後10時まで (土日祝) 120,830 157 ホール (土日祝) 午前 年前9時から午後10時まで (土田祝) 144,850 188 東会室A・B (平日 午前9時から午後10時まで (平日) 144,850 188 東会室A・B (土田祝) 午前 年前9時から午後10時まで (平日) 3,000 3 東会室A・B (土田祝) 午前 午前9時から子後4時30分まで (本日時まで (平日) 3,000 10 東会室C・D・E (平日)		(土日祝)	午後 午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430
全日 午前9時から午後10時まで 15,300 19			夜間 午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450
玉川区民会館別館 (上用賞アートホール) 集会室 (平日) 午前 午前9時から正年まで 不後 年後1時から午後4時30分まで (大田祝) 7,150 8 (日) 年後 年後1時から午後4時30分まで (大田祝) 10,720 12 (本日祝) 年後5時30分から午後10時まで (大田祝) 28,600 32 (土日祝) 年後 年後1時から子後20時まで (大田祝) 12,870 14 (本日 中前9時から正年まで (成城ホール) 34,320 39 (成城ホール) (平日) 午後 年後1時から午後10時まで (京間 午後5時30分から平後10時まで (大田祝) 45,330 58 (日) 年後 年後1時から午後410時まで (大田祝) 75,500 98 全日 午前9時から平後410時まで (大田祝) 120,830 157 ホール (大田祝) 午後 年後1時から午後4時30分まで (大田祝) 36,170 47 ホール (大田祝) 午後 年後1時から午後4時30分まで (大田祝) 36,170 47 本ール (土日祝) 午後 年後1時から午後10時まで (大田和祝) 30,170 47 本日本前9時から子後10時まで (大田和別) 30,000 30,170 47 本日本前9時から子後10時まで (平日) 30,000 30,			全日 午前9時から午後10時まで	15,300	19,880
(C) (平日) 午後 午後 1時から午後4時30分まで 10,720 12 夜間 午後5時30分から午後10時まで 17,870 20 全日 午前9時から午後10時まで 28,800 32 集会室 (土日祝) 午後 午後1時から午後4時30分まで 12,870 14 夜間 午後5時30分から午後10時まで 21,450 24 全日 午前9時から正午まで 34,320 39 イ 大田 10時間で 45,530 た日 10時間で 34,320 157 イ 大田 10時間で 45,530 た日 10時間で 120,830 157 イ 大田 10時間で 34,340 70 本日 10時間で 34,340 70 本日 10時間で 90,510 117 全日 午前 9時から正午後10時まで 144,850 188 集会室A・B (平日) 午後 午後1時から午後10時まで 2,000 2 年 午前 10時時から正午後10時まで 3,000 3 夜間 午後5時30分から午後10時まで 3,000 3 夜間 午後5時30分から午後10時まで 3,000 3 板間 午後5時30分から午後10時まで 3,570 4 板間 10時間で 9,580 12 集会室C・D・E 午前 年前9時から正午まで 3,140 4 年 (平日) 午後 年後1時から午後10時まで 9,580 12 集会室C・D・E 午前 年前9時から正午まで 3,140 4 年 (平日) 午後 年後1時から午後10時まで 9,580 12 年 10時間をで 9,580 12 日 10時	玉川区民会館別館	集会室	午前 午前9時から正午まで		8,220
Test			午後 午後1時から午後4時30分まで		12,320
全日 午前9時から午後10時まで 28,600 32 集会室 午前 午前9時から正午まで 8,580 9 (土日祝) 午後 午後1時から午後4時30分まで 12,870 14 夜間 午後 5時30分から午後10時まで 21,450 24 全日 午前9時から正午まで 30,170 39 (成城ホール) (平日) 午後 午後1時から午後1時まで 45,330 58 夜間 午後5時30分から午後10時まで 120,830 157 ホール 午前 午前9時から子後10時まで 120,830 157 ホール 午前 午前9時から子後10時まで 36,170 47 (土日祝) 午後 午後1時から午後10時まで 54,340 70 夜間 午後5時30分から午後10時まで 54,340 70 夜間 午後5時30分から午後10時まで 144,850 188 集会室A・B 午前 午前9時から子後4時30分まで 3,000 3 夜間 午後5時30分から子後10時まで 3,000 3 夜間 午後5時30分から子後10時まで 3,000 10 集会室A・B 午前 午前9時から子後4時あら子後4時30分まで 3,570 4 夜間 午後5時30分から子後4時まで 9,580 12 集会室C・D・E 午前 午前9時から正午まで 3,140 4 年後1時から午後4時まで 4,860 6 夜間		() = /			20,550
集会室 (土日祝) 午前 午前 9時から正午まで 不後 午後1時から午後4時30分まで 全日 午前9時から午後10時まで 全日 午前9時から下後10時まで 30,170 14,450 24,450 磁区民会館 (成城ホール) ホール (平日) 午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から正午後10時まで 全日 午前9時から正午後10時まで 30,170 39,170 (B) 中後 午後1時から子後4時30分まで 存置 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から正午まで 120,830 157,500 本ール (土日祝) 午前 午前9時から正午まで 存後 午後1時から正午まで 20,000 10,47 (土日祝) 午後 午後1時から正午まで (平日)等から午後10時まで 44,850 144,850 188 集会室A・B (平日) 午前 午前9時から正午まで 7年後5時30分から午後10時まで 7年後5時30分から午後10時まで 8,000 3,000 3 東会室A・B (土日祝) 午前 午前9時から正午後10時まで 7年後5時30分から午後10時まで 7年後5時30分から午後10時まで 9,580 12 集会室C・D・E (平日) 午前 午前9時から正午まで 7年後5時30分から午後10時まで 9,580 12 集会室C・D・E (平日) 午前 午前9時から正午まで 7年後5時30分から午後10時まで 7年後5時30分から午後10時まで 7年後7年後10時まで 7年後7年後10時まで 7年後7年後10時まで 7年後7年後10時まで 7年度10日まで 7年度10日まで 7年	l ^{ko} 2				32,870
(土日祝) 年後 午後1時から午後4時30分まで 12,870 14 夜間 午後5時30分から午後10時まで 21,450 24 全日 午前9時から午後10時まで 34,320 39 (成城ホール) (平日) 午後 午後1時から午後10時まで 30,170 39 存間 午後5時30分から午後10時まで 30,170 39 存間 午後5時30分から午後10時まで 75,500 98 全日 午前9時から午後10時まで 120,830 157 ホール 午前 午前9時から午後10時まで 120,830 157 ホール (土日祝) 午後 午後1時から午後10時まで 36,170 47 (土日祝) 午後 午後1時から午後10時まで 36,170 47 (土日祝) 午後 午後1時から午後10時まで 30,510 117 全日 午前9時から午後10時まで 144,850 188 集会室A・B 午前 午前9時から正午まで 144,850 188 集会室A・B 午前 午前9時から正午まで 2,000 2 (平日) 午後 午後1時から午後10時まで 3,000 3 夜間 午後5時30分から午後10時まで 3,000 10 年後 午後1時から午後10時まで 3,000 10 年日 午前9時から正午まで 2,280 2 日午前9時から子後10時まで 3,570 4 で後 午後1時から午後10時まで 3,570 4 で後 午後1時から午後10時まで 3,570 4 で後 1時から午後10時まで 3,570 4 年後 1時から午後10時まで 3,570 4 年後 1時から午後10時まで 3,570 16 年後 1時から午後10時まで 3,570 16 年後 1時から午後10時まで 3,570 16 年後 1時のから午後10時まで 3,570 16 年春日時から子後10時まで 3,570 16 年春日 10 年前 10 日前まで 12,870 16 年前 10 年前 10 年前 10 年前 10 日前まで 12,870 16 年前 10 年前 10 日前まで 12,870 16 日前まで		集 全 安			9,860
夜間 午後5時30分から午後10時まで 21,450 24 全日 午前9時から子後10時まで 34,320 39 (成城ホール) (平日) 午後 午後1時から子後10時まで 30,170 39 下中 午前9時から子後10時まで 30,170 39 「成城ホール」 (平日) 午後 午後1時から子後4時30分まで 45,330 58 夜間 午後5時30分から午後10時まで 75,500 98 全日 午前9時から正午まで 36,170 47 「土日祝」 午後 午後1時から正午まで 36,170 47 「土日祝」 午後 午後1時から正午後4時30分まで 54,340 70 夜間 午後5時30分から午後10時まで 90,510 117 全日 午前9時から上後4時30分まで 144,850 188 集会室A・B 午前 午前9時から正午まで 2,000 2 「平日) 午後 午後1時から午後10時まで 3,000 3 夜間 午後5時30分から午後10時まで 5,000 6 全日 午前9時から上午後10時まで 5,000 6 全日 午前9時から上後4時30分まで 3,570 4 夜間 午後5時30分から午後10時まで 9,580 10 集会室C・D・E 午前 午前9時から平後10時まで 9,580 12 集会室C・D・E 午前 午前9時から正午まで 3,140 4 「平日) 午後 午後1時から午後1時まで 9,580 12 集会室C・D・E 午前 午前9時から正午まで 3,140 4 「平日) 午後 午後1時から午後1時まで 3,140 4 「平日) 午後 午後1時から午後10時まで 3,000 10 年会5時30分から午後10時まで 9,580 12 年会2日 午前9時から上午まで 3,140 4 「平日) 午後 午後1時から子後10時まで 3,000 10 年会7時9時から上午まで 3,140 4					14,800
全日 午前9時から午後10時まで 34,320 39		(1)			24,660
ボール					39,460
(다反모수없	+			39,400
下の					
全日 午前9時から午後10時まで120,830157ホール午前 午前9時から正午まで36,17047(土日祝)午後 午後1時から午後4時30分まで54,34070夜間 午後5時30分から午後10時まで90,510117全日 午前9時から正午後10時まで144,850188集会室A・B午前 午前9時から正午まで2,0002(平日)午後 午後1時から午後4時30分まで3,0003夜間 午後5時30分から午後10時まで8,00010集会室A・B午前 午前9時から正午まで2,2802(土日祝)午後 午後1時から午後4時30分まで3,5704夜間 午後5時30分から午後10時まで6,0007全日 午前9時から正午まで3,1404(平日)午後 午後1時から午後4時30分まで4,8606夜間 午後5時30分から午後10時まで4,8606夜間 午後5時30分から午後10時まで4,8606夜間 午後5時30分から午後10時まで4,80010全日 午前9時から下午後10時まで8,00010全日 午前9時から下午後10時まで12,87016集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで3,7104		(40)			58,920
ホール (土日祝)午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 90,51047 90,510集会室A・B (平日)午前 午前9時から子後10時まで 午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 会日 午前9時から正午まで (土日祝)3,000 6 2日 午前9時から正午まで (土日祝)3,000 6 2日 午前9時から正午まで (土日祝)2 2,280 7 2 2 4 6,000 7 2日 午前9時から午後10時まで 2日 午前9時から午後10時まで 4 7 2日 午前9時から午後10時まで 2日 午前9時から午後10時まで 9,580 9,580 9,580 12 12 12 14 12 14 15 16 16 16 17 17 18 18 19 19 10	[r _R]				98,150
(土日祝)午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 年前9時から正午まで (平日)54,340 90,510 117 全日 午前9時から下後10時まで 年後 午後1時から午後10時まで 全日 午前9時から正午まで 2,000 2 年後 午後1時から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 2,280 2 10 10 10 11 12 13 14 14 14 15 16 16 16 16 17 17 18 18 18 19 10 19 19 19 19 19 10 <b< td=""><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>157,070</td></b<>		1			157,070
夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 144,850117 全日 午前9時から下後10時まで 年前9時から正午まで 年後 午後1時から午後4時30分まで で間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 全日 午前9時から下後10時まで 年後 午後1時から午後10時まで 年後 午後1時から午後4時30分まで で間 午後5時30分から午後10時まで で間 午後5時30分から午後10時まで で 12 中後 午後1時から午後10時まで で 2,280 で 3,570 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 5時30分から午後10時まで 年前9時から下後10時まで 年後 午後1時から午後10時まで 年前9時から午後10時まで 年後 午後1時から午後10時まで 第,140 年後 午後1時から午後10時まで 年後 午後1時から午後10時まで 12,870 16 年年前9時から午後10時まで 12,870 16 16 16 17 17 18 18 18 19 10 <b< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>47,020</td></b<>					47,020
全日 午前9時から午後10時まで144,850188集会室A・B (平日)午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から年後10時まで 大き 午前9時から正午まで (土日祝)3,000 6 全日 午前9時から正午まで (土日祝)8,000 年後 午後1時から午後10時まで 大き 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 年前9時から正午まで (平日)3,570 4 6,000 7 全日 午前9時から正午まで イ後 午後1時から午後10時まで 年後 午後1時から午後10時まで 4,860 6 7 4,860 6 6 7 7 6 7 6 7 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 12 13 14 14 15 16 16 16 16 17 16 17 18 18 18 19 19 19 10 		(土日祝)			70,640
集会室A・B (平日)午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から正午まで (土日祝)3,000 6 全日 午前9時から午後10時まで 年前9時から正午まで (土日祝)3,000 6 2日 午前9時から正午まで (土日祝)2,280 2 3,570 3,570 4 4 4 4 6 7 2 2 4 4 5 6 6 6 6 7 6 6 6 7 2 4 4 5 6 6 6 7 6 6 7 2 4 4 5 6 6 6 7 6 6 7 7 6 7 7 7 8 9 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>117,660</td>					117,660
(平日)午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 年前9時から正午まで 					188,300
夜間 午後5時30分から午後10時まで 5,000 6 全日 午前9時から午後10時まで 8,000 10 集会室A・B 午前 午前9時から正午まで 2,280 2 (土日祝) 午後 午後1時から午後4時30分まで 3,570 4 夜間 午後5時30分から午後10時まで 6,000 7 全日 午前9時から午後10時まで 9,580 12 集会室C・D・E 午前 午前9時から正午まで 3,140 4 午後 午後1時から午後4時30分まで 4,860 6 夜間 午後5時30分から午後10時まで 8,000 10 全日 午前9時から午後10時まで 12,870 16 集会室C・D・E 午前 午前9時から正午まで 3,710 4					2,600
全日 午前9時から午後10時まで8,00010集会室A・B午前 午前9時から正午まで2,2802(土日祝)午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで6,000 9,5807集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで3,1404(平日)午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 4,8606集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで12,87016		(平日)			3,900
集会室A・B (土日祝)午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 年前 午前9時から正午まで (平日)3,570 6,000 9,580 午前 午前9時から正午まで 年前 午前9時から正午まで 年後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 年前午前9時から正午まで2,280 3,570 4 3,570 4 4 4 4 6 6 7 6 7 16 12,870 4 4 4 4 5 6 7 7 8 9 9 10<				5,000	6,500
集会室A・B (土日祝)午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 年前 午前9時から正午まで (平日)3,570 6,000 9,580 午前 午前9時から正午まで 年前 午前9時から正午まで 年後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 年前午前9時から正午まで2,280 3,570 4 3,570 4 4 4 4 6 6 7 6 7 16 12,870 4 4 4 4 5 6 7 7 8 9 9 10<			全日 午前9時から午後10時まで	8,000	10,400
(土日祝)午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 会日 午前9時から正午まで3,570 6,000 9,58012集会室C・D・E (平日)午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 4,860 2日 午前9時から午後10時まで 4,870 3,71016		集会室A·B			2,960
夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 会日 午前9時から正午まで6,000 9,5807 9,58012集会室C・D・E (平日)午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで 4,860 2日 午前9時から午後10時まで 4,870 3,71016					4,640
全日 午前9時から午後10時まで9,58012集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで3,1404(平日)午後 午後1時から午後4時30分まで4,8606夜間 午後5時30分から午後10時まで8,00010全日 午前9時から午後10時まで12,87016集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで3,7104					7,800
集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで3,1404(平日)午後 午後1時から午後4時30分まで4,8606夜間 午後5時30分から午後10時まで8,00010全日 午前9時から午後10時まで12,87016集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで3,7104					12,440
(平日)午後 午後1時から午後4時30分まで 夜間 午後5時30分から午後10時まで 全日 午前9時から午後10時まで4,860 8,0006 8,000集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで12,87016		生会室C•D•F			4,080
夜間 午後5時30分から午後10時まで8,00010全日 午前9時から午後10時まで12,87016集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで3,7104		-			6,310
全日 午前9時から午後10時まで12,87016集会室C・D・E午前 午前9時から正午まで3,7104		(+4)			
集会室C·D·E 午前 午前9時から正午まで 3,710 4					10,400
		# ^ = -			16,710
/ 土口部 / 25 /7 25 1畦 から 左 36 /1					4,820
		(土日祝)	午後 午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430
					12,450
全日 午前9時から午後10時まで 15,300 19			全日 午前9時から午後10時まで	15,300	19,880

① 区民会館

				(3/
	区分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案
烏山区民会館	ホール	午前 午前9時から正午まで	27,850	32,020
[C]	(平日)	午後 午後1時から午後4時30分まで	41,840	48,110
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	69,690	80,140
		全日 午前9時から午後10時まで	111,540	
	ホール	午前 午前9時から正午まで	33,390	
	(土日祝)	午後 午後1時から午後4時30分まで	50,160	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	83,550	96,080
		全日 午前9時から午後10時まで	133,710	153,760
	集会室	午前 午前9時から正午まで	6,600	7,590
	(平日)	午後 午後1時から午後4時30分まで	10,030	11,530
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	16,630	
		全日 午前9時から午後10時まで	26,660	30,650
	集会室	午前 午前9時から正午まで	7,920	9,100
	(土日祝)	午後 午後1時から午後4時30分まで	12,010	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	19,930	
		全日 午前9時から午後10時まで	31,940	

区民センター、地区会館、区民集会所

≪別紙全ページ共通: 一部は上限額≫ (単位:円)

区分			利用時間枠·単位		1h単価 (行政財産使用料条例)	改定案
50㎡未満		午前	2 時間	200	130	260
改定前単価(1時間・円)	100	午前	3 時間	300		390
改定後単価(1時間・円)	130	午後	2 時間	200		260
		夜間	2 時間	200		260
		夜間	3 時間	300		390
		夜間	4 時間	400		520
50~70㎡未満		午前	2 時間	540	350	700
改定前単価(1時間・円)	270	午前	3 時間	810		1,050
改定後単価(1時間・円)	350	午後	2 時間	540		700
		夜間	2 時間	540		700
		夜間	3 時間	810		1,050
		夜間	4 時間	1,080		1,400
70~100㎡未満		午前	2 時間	840	540	1,080
改定前単価(1時間・円)	420	午前	3 時間	1,260		1,620
改定後単価(1時間・円)	540	午後	2 時間	840		1,080
		夜間	2 時間	840		1,080
		夜間	3 時間	1,260		1,620
<u> </u>		夜間	4 時間	1,680		2,160
100~150㎡未満		午前	2 時間	1,100	710	1,420
改定前単価(1時間・円)	550	午前	3 時間	1,650		2,130
改定後単価(1時間・円)	710	午後	2 時間	1,100		1,420
		夜間	2 時間	1,100		1,420
		夜間	3 時間	1,650		2,130
		夜間	4 時間	2,200		2,840
150~200㎡未満		午前	2 時間	1,800	1,170	2,340
改定前単価(1時間・円)	900	午前	3 時間	2,700		3,510
改定後単価(1時間・円)	1,170	午後	2 時間	1,800		2,340
		夜間	2 時間	1,800		2,340
		夜間	3 時間	2,700		3,510
		夜間	4 時間	3,600		4,680
200~300㎡未満		午前	2 時間	2,300	1,490	2,980
改定前単価(1時間・円)	1,150	午前	3 時間	3,450		4,470
改定後単価(1時間・円)	1,490	午後	2 時間	2,300		2,980
		夜間	2 時間	2,300	_	2,980
		夜間	3 時間	3,450	_	4,470
		夜間	4 時間	4,600		5,960
300㎡以上		午前	2 時間	3,200	2,080	4,160
改定前単価(1時間・円)	1,600	午前	3 時間	4,800	_	6,240
改定後単価(1時間・円)	2,080	午後	2 時間	3,200	_	4,160
		夜間	2 時間	3,200	_	4,160
		夜間	3 時間	4,800	_	6,240
		夜間	4 時間	6,400		8,320

男女共同参画センター

(単位:円)

335 13 11 1 2 H = 5				(I I I I I I I
区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定案
研修室1	午前 3 時間	810	350	1,050
	午後·夜間 4 時間	1,080		1,400
研修室2	午前 3 時間	300	130	390
	午後・夜間 4 時間	400		520
研修室3	午前 3 時間	810	350	1,050
	午後•夜間 4 時間	1,080		1,400
研修室4	午前 3 時間	300	130	390
	午後•夜間 4 時間	400		520

敬老会館、高齢者集会所

(単位:円)

区分		利用時間枠·単位		現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定案
北烏山東敬老会館	大広間	夕方	2 時間	200	130	260
		夜間	2 時間	200		260
	洋室	夕方	2 時間	200	130	260
		夜間	2 時間	200		260
桜高齢者集会所	大広間(舞台付き)	夕方	2 時間	1,100	710	1,420
		夜間	2 時間	1,100		1,420
上馬高齡者集会所	大広間(舞台付き)	夕方	2 時間	200	130	260
		夜間	2 時間	200		260
	多目的ホール	午前	3 時間	3,450	1,490	4,470
		午後	2 時間	2,300		2,980
		タ方	2 時間	2,300		2,980
		夜間	2 時間	2,300		2,980

ひたより及避会館					(単位:円)
区分		利用時間枠・単位			改定案
第1~5会議室	午前	3 時間	300	130	390
	午後・夜間	2 時間	200		260
第6会議室、総合会議室、講習室	午前	3 時間	810	350	1,050
	午後・夜間	2 時間	540		700
体育室		2 時間	2,300	1,490	2,980
		2.5 時間	2.870		3 720

健康増進・交流施設

健康増進・交流施設				(単位:円)
区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定案
会議室A·B		1,040	-	1,350
	午後0時30分から午後2時30分まで 2 時間	700	-	910
	午後3時から午後5時まで 2 時間	700		910
	午後5時30分から午後7時30分まで 2 時間	700		910
人举中。	午後8時から午後10時まで 2 時間	700		910
会議室C	午前9時から正午まで 3時間	670 450		870
	<u>午後0時30分から午後2時30分まで 2 時間</u> 午後3時から午後5時まで 2 時間	450 450		580 580
	午後5時30分から午後7時30分まで 2 時間	450		580
	午後8時から午後10時まで 2 時間	450		580
会議室D	午前9時から正午まで 3 時間	240		310
	午後0時30分から午後2時30分まで 2 時間	150	_	190
	午後3時から午後5時まで 2 時間	150	_	190
	午後5時30分から午後7時30分まで 2 時間	150	-	190
	午後8時から午後10時まで 2 時間 2 時間	150	_	190
交流室(平日)	午前9時から正午まで 3時間	3,630	_	3,610
※区民料金	午後1時30分から午後5時まで 3.5 時間 午後6時から午後10時まで 4 時間	4,900		5,580
交流室(土日祝)	<u>午後6時から午後10時まで</u> 4時間 午前9時から正午まで3時間	9,350 4,290		8,170 4,260
交流至(工户抗) ※区民料金	午後1時30分から午後5時まで 3.5 時間 3.5 時間	5,770		6,570
水区以行业	午後6時から午後10時まで 4 時間	11,000		9,780
多目的室(平日)	午前9時から正午まで 3 時間	3,630		3,610
※区民料金	午後1時から午後3時まで 2 時間	2,800		2,790
···	午後3時30分から午後5時30分まで 2 時間	2,800		2,790
	午後1時から午後5時まで 4 時間	5,610		5,580
	午後6時から午後10時まで 4 時間	9,350		8,170
多目的室(土日祝)	午前9時から正午まで 3 時間 3 時間	4,290		4,260
※区民料金	午後1時から午後3時まで 2 時間 2 時間 2 時間	3,300		3,280
	<u>午後3時30分から午後5時30分まで 2 時間 4 時間</u>	3,300	_	3,280
	<u>午後1時から午後5時まで 4 時間</u> 午後6時から午後10時まで 4 時間	6,600 11.000		6,570 9,780
娯楽室	<u>午後6時から午後10時まで</u> 4 時間 午前9時から午後5時まで(大人1日)	440		9,780 570
然末主 ※区民料金	午前9時から午後5時まで(小人(18歳以下)1日)	(新規)		250
X E CATT	午前9時から午後5時まで(高齢者1日)	200	_	250
	午前9時から午後5時(障害者1日)	200	_	250
	午後6時から午後10時まで(平日)	6,000		1,400
	午後6時から午後10時まで(土日祝)	7,180	-	1,400
運動室	午前9時から午後5時まで(大人1回)	440	-	570
※区民料金	午前9時から午後5時まで(小人(18歳以下)1日)	(新規)	-	250
	午前9時から午後5時まで(高齢者1日)	200	_	250
	午前9時から午後5時(障害者1日)	200		250
	午後6時から午後10時まで(平日)	9,350	_	5,960
交流室(平日)	午後6時から午後10時まで(土日祝) 午前9時から正午まで 3 時間	11,000 5,390		5,960 5,410
交流至(十日 <i>)</i> ※区外料金	午後1時30分から午後5時まで 3.5 時間 3.5 時間	7.310		8,370
☆ 四月 17 17 1	午後6時から午後10時まで 4 時間	13,970		12.250
交流室(土日祝)	午前9時から正午まで 3 時間	6,380		6.390
※区外料金	午後1時30分から午後5時まで 3.5 時間	8,650	_	9,850
	午後6時から午後10時まで 4 時間	16,500	-	14,670
多目的室(平日)	午前9時から正午まで 3 時間	5,390		5,410
※区外料金	午後1時から午後3時まで 2 時間 2 時間	4,180		4,180
	午後3時30分から午後5時30分まで 2 時間 4 時間	4,180		4,180
	<u>午後1時から午後5時まで 4 時間 4 時</u>	8,360		8,370
多目的室(土日祝)	午後6時から午後10時まで 4 時間 午前9時から正午まで 3 時間	13,970 6,380		12,250
多日的至(工口忧) ※区外料金	<u>午前9時から正午まで 3 時間</u> 午後1時から午後3時まで 2 時間	4.950		6,390 4,920
△ № 217 年至	午後1時から午後3時まで 2 時間 午後3時30分から午後5時30分まで 2 時間	4,950		4,920
	午後1時から午後5時まで 4 時間	9,900		9,850
	午後6時から午後10時まで 4 時間	16,500		14,670
娯楽室	午前9時から午後5時まで(大人1日)	660		850
※区外料金	午前9時から午後5時まで(小人(18歳以下)1日)	(新規)	_	850
	午前9時から午後5時まで(高齢者1日)	660		850
	午前9時から午後5時まで(障害者1日)	660		850
	<u>午後6時から午後10時まで(平日)</u>	9,000		2,100
海科克	午後6時から午後10時まで(土日祝)	10,760		2,100
運動室	午前9時から午後5時まで(大人1回)	660 (#C+B)		850
※区外料金	午前9時から午後5時まで(小人(18歳以下)1日) 午前9時から午後5時まで(京齢老1日)	(新規)		850
	午前9時から午後5時まで(高齢者1日) 午前9時から午後5時まで(障害者1日)	660 660		850 850
	午後6時から午後10時まで(平日)	13,970		8,940
	午後6時から午後10時まで(土日祝)	16,500		8,940
		10,500		0,940

郷土資料館(集会室)

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫

(単位:円)

ガニス・1 本 (木ム王)				(+14.13)
区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定案
郷土資料館(集会室)	午前 3 時間	1,260	540	1,620
	午後 3.5 時間	1,470		1,890

青少年交流センター			T	41 24 /m	(単位:円)
区分		利用時間枠·単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定案
		午前9時から午後零時50分まで	960	_	1,240
	学習室(交流室) I	午後1時から午後5時50分まで	960	-	1,240
		午後6時から午後9時50分まで	960	-	1,240
世田公园寺池寺上書小左 寺		午前9時から午後零時50分まで	300	-	390
世田谷区立池之上青少年交流	学習室(交流室)Ⅱ	午後1時から午後5時50分まで	300	-	390
流センター(1)		午後6時から午後9時50分まで	300	-	390
		午前9時から午後零時50分まで	300	-	390
	和室	午後1時から午後5時50分まで	300	-	390
		午後6時から午後9時50分まで	300	-	390
		午前9時から午後零時50分まで	1,920	_	2.490
世田谷区立池之上青少年交	音楽室	午後1時から午後3時50分まで	1,440	_	1,870
流センター(2)	日米主	午後4時から午後6時50分まで	1,440	_	1.870
		午後7時から午後9時50分まで	1,440	_	1.870
		午前9時から正午まで	1,440	_	1.870
	ホール	午後1時から午後4時30分まで	1,680	_	2.180
		午後5時から午後9時まで	1.920	_	2,490
	和室 I	午前9時から正午まで	300	_	390
		午後1時から午後4時30分まで	300	_	390
		午後5時から午後9時まで	300	-	390
	和室Ⅱ	午前9時から正午まで	300	-	390
世田谷区立野毛青少年交流		午後1時から午後4時30分まで	300	-	390
センター(1)		午後5時から午後9時まで	300	-	390
	交流室	午前9時から正午まで	300	-	390
		午後1時から午後4時30分まで	300	-	390
		午後5時から午後9時まで	300	-	390
	食堂•厨房	午前9時から正午まで	960	-	1,240
		午後1時から午後4時30分まで	1,080	-	1,400
		午後5時から午後9時まで	1,440	-	1,870
世田谷区立野毛青少年交流	創作活動室	午前9時から正午まで	1,440	-	1,870
センター(2)	剧作冶助主	午後1時から午後5時まで	1,920	_	2.490
		午前9時から正午まで	1,440	_	1.870
	多目的ホール	午後1時から午後5時まで	1,920	-	2,490
世田谷区立希望丘青少年交		午後6時から午後10時まで	1,920	-	2,490
流センター(1)		午前9時から正午まで	300	-	390
	調理室	午後1時から午後5時まで	300	-	390
		午後6時から午後10時まで	300	-	390
		午前9時30分から午前10時50分まで	300	_	390
		午前11時から午後0時20分まで	300	_	390
世田谷区立希望丘青少年交	立 ボッカバナ/ナ/	午後0時30分から午後1時50分まで	300	_	390
	音楽スタジオ(大)	午後2時から午後3時20分まで	300		390
流センター(2)	及び音楽スタジオ	午後3時30分から午後4時50分まで	300	_	390
	(小)	午後5時から午後6時20分まで	300	_	390
		午後6時30分から午後7時50分まで	300		390
		午後8時から午後9時20分まで	300		390

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫

保健医療福祉総合プラザ						(単位:円)
区分	}	利	用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定案
	区民活動支援	午前	3 時間	810	350	1,050
	会議室1-1	午後•夜間	2 時間	540		700
区民活動支援会議室	区民活動支援	午前	3 時間	810		1,050
已以石刻入版公職主	会議室1-2	午後•夜間	2 時間	540		700
	区民活動支援	午前	3 時間	810		1,050
	会議室2	午後•夜間	2 時間	540		700
	研修室A-1	午前	3 時間	810	350	1,050
	明修主へ「	午後•夜間	2 時間	540		700
	研修室A-2	午前	3 時間	810		1,050
	明修主人 2	午後•夜間	2 時間	540		700
	研修室B-1	午前	3 時間	300	130	390
	明修主し「	午後•夜間	2 時間	200		260
	研修室B-2	午前	3 時間	300	130	390
研修室	明修主して	午後·夜間	2 時間	200		260
的修主	研修室C-1	午前	3 時間	2,700	1,170	3,510
	明թ主の「	午後•夜間	2 時間	1,800		2,34
	研修室C-2	午前	3 時間	2,700	1,170	3,510
	明 沙王 0 2	午後·夜間	2 時間	1,800		2,34
	実習室	午前	3 時間	1,650	710	2,130
	大日王	午後•夜間	2 時間	1,100		1,420
	調理実習室	午前	3 時間	1,650	710	2,130
	阿	午後•夜間	2 時間	1,100		1,420
飲み物メニュー			·	1,000		1,300
食べ物メニュー			·	2,000		2,600
セットメニュー			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2,800	_	3,640
駐車場		1台につき20分ごと		100	_	15分ごと100円

保健センター(運動指導室)				(単位:円)
区分	利用時間枠·単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定案
運動指導室	1時間につき	900		1 170

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫

300

自動車1台30分

以内

公園施設(世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園、次大夫堀公園、二子玉川公園) (単位:円) 区分 利用時間枠・単位 現行料金 改定案 1面1時間以内 軟式野球場 平日 2,010 2,280 土日祝 1面1時間以内 2,370 2,680 庭球場 平日 1面1時間以内 1,440 1,630 土日祝 1面1時間以内 1,720 1,950 1人1回1時間以内(大人) 洋弓場 平日 280 310 1人1回1時間以内(小人(18歳以下)) 1人1回1時間以内(障害者) 1人1回1時間以内(高齢者(65歳以上)) 平日 (新規) 100 平日 (新規) 100 平日 (新規) 100 土日祝 1人1回1時間以内 370 360 土日祝 1人1回1時間以内(小人(18歳以下)) (新規) 120 1人1回1時間以内(障害者) 土日祝 (新規) 120 1人1回1時間以内(高齢者(65歳以上)) 土日祝 (新規) 120 プール(夏季) 2時間以内(大人) 440 390 2時間以内(高齢者(65歳以上)) 100 110 2時間以内(小人(18歳以下)) 100 110 2時間以内(幼児) 0 0 2時間以内(障害者) 100 110 2時間以内(障害者(18歳以下)) 0 0 2時間以内(幼児の付添者) 50 50 2時間以内(障害者の介護者) 0 0 和室(10骨) 平日 午前 3時間 2,520 2.860 土日祝 午前 3時間 3.000 3,400 平日 午後 4時間 3.360 3.810 土日祝 午後 4時間 3.960 4.490 平日 1日 7.620 6.720 土日祝 1日 8.040 9.120 午前 3時間 和室(8骨) 平日 2,160 2,450 土日祝 午前 3時間 2,520 2,860 平日 午後 4時間 3,260 2,880 午後 土日祝 4時間 3,360 3,810 平日 1日 5,760 6,530 土日祝 1日 6,840 7,760 午前 3時間 和室(4.5畳) 平日 1,440 1,630 土日祝 午前 3時間 1.680 1.900 平日 午後 4時間 1.920 2.170 午後 4時間 土日祝 2.280 2.580 平日 1日 3.840 4.350 土日祝 1日 4.560 5.170 平日 茶室 3時間 午前 2,400 2,720 午前 土日祝 3時間 2,880 3,260 午後 4時間 平日 3,120 3,540 午後 4時間 土日祝 3,720 4.220 平日 1日 6,360 7,210 土日祝 1日 8.580 7,560 18歳以下1回 50 50 ≅⊏SL 大人1回 100 110 学齢に達しない者 0 0 世田谷公園、 自動車1台30分以内 100 200 羽根木公園 駐車場 100 玉川野毛町公園、 自動車1台30分以内 100 自動車1台20分 次大夫堀公園 以内 200 二子玉川公園

自動車1台60分以内

0

③ 公園施設、スポーツ施設

公園施設(多摩川玉堤広場)

少年野球場

区分

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫ (単位:円)

0

改定案

現行料金

ツージが物			U	U
克琳 坦	平日	1面1時間以内	650	750
庭球場	土日祝	1面1時間以内	1,000	1,150
HB	平日	1面1時間以内	650	750
サッカー場	土日祝	1面1時間以内	1,300	1,500
/_ ## =n./#	温室シャワ一室	1回5分以内	100	100
付帯設備	駐車場	自動車1台30分以内	100	100 自動車1台20分 以内
大蔵運動場				(単位∶円)
区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
主競技場(団体)	平日	1時間につき	5,040	5,720
	土日祝	1時間につき	6,040	6,850
	平日	全日(午前9時から午後9時まで)	51,980	58,990
	土日祝	全日(午前9時から午後9時まで)	62,350	70,760
第1武道場(畳)、第2武道場	平日	1時間につき	640	720
(床)、弓道場、体育室(団	土日祝	1時間につき	720	810
体)	平日	全日(午前9時から午後9時まで)	6,190	7,020
	土日祝	全日(午前9時から午後9時まで)	7,340	8,330
エアーライフル場、洋弓場	平日	1時間につき	790	890
(団体)	土日祝	1時間につき	930	1,050
	平日	全日(午前9時から午後9時まで)	7,770	8,810
A	土日祝	全日(午前9時から午後9時まで)	9,210	10,450
会議室兼軽運動室(団体)	平日	1時間につき	500	560
	土日祝	1時間につき	570	640
	平日	全日(午前9時から午後9時まで)	4,750	5,390
第1武道場(畳)、第2武道場 (床)、弓道場、体育室、エ アーライフル場、会議室兼軽 運動室、洋弓場(個人)	平日	全日(午前9時から午後9時まで) 1人1時間以内	5,610 280	6,360 310
	平日(18歳以下)	1人1時間以内	(新規)	100
	平日(障害者)	1人1時間以内	(新規)	100
	平日(高齢者(65歳以 上)	1人1時間以内	(新規)	100
	土日祝	1人1時間以内	330	370
	土日祝(18歳以下)	1人1時間以内	(新規)	120
	土日祝(障害者)	1人1時間以内	(新規)	120
	土日祝(高齢者(65歳 以上)	1人1時間以内	(新規)	120

利用時間枠•単位

大蔵運動場

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫ (単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
陸上競技場	平日	(団体)1時間につき	5,680	6,440
	土日祝	(団体)1時間につき	6,760	7,670
	平日	(団体)全日	38,880	44,120
	土日祝	(団体)全日	46,650	52,940
	平日	個人1時間につき	140	150
	平日(18歳以下)	個人1時間につき	(新規)	50
	平日(障害者)	個人1時間につき	(新規)	50
	平日(高齢者(65歳以上)	個人1時間につき	(新規)	50
	土日祝	個人1時間につき	160	180
	土日祝(18歳以下)	個人1時間につき	(新規)	60
	土日祝(障害者)	個人1時間につき	(新規)	60
	土日祝(高齢者(65歳 以上)	個人1時間につき	(新規)	60
庭球場	平日	1面1時間につき	1,440	1,630
	土日祝	1面1時間につき	1,720	1,950
野球場	平日	1面1時間につき	2,010	2,280
	土日祝	1面1時間につき	2,370	2,680
トレーニングルーム(個人)		2時間(高齢者(65歳以上)	150	180
		2時間(15歳以上18歳以下の者)	(新規)	180
		2時間(障害者)	150	180
		2時間(上記以外)	520	590
		1時間(高齢者(65歳以上)	80	90
		1時間(15歳以上18歳以下の者)	(新規)	90
		1時間(障害者)	80	90
		1時間(上記以外)	260	290
水泳場		大人	520	590
	-2時間以内(6月~9	高齢者(65歳以上)	150	180
	月)	小人(18歳以下)	150	180
	717	幼児	0	0
	-1回(10月~5月)	障害者	150	180
	1 (10)1 0)1/	障害者(18歳以下)	0	0
		障害者の介護者	0	0
		大人	260	290
		高齢者(65歳以上)	80	90
		小人(18歳以下)	80	90
	1時間以内	幼児	0	0
		障害者 (1.4.1)	80	90
		障害者(18歳以下)	0	0
		障害者の介護者	0	0
	団体(50m)	2時間	9,360	10,620
	団体(25m)	2時間	6,240	7,080
駐車場		1台30分	100	1台20分 100

二子玉川緑地運動場

二子玉川緑地運動場				(単位:円)
区分		利用時間枠·単位	現行料金	改定案
サッカー場、少年サッカー場、球	平日	1面1時間	930	1,050
技場、野球場、少年野球場	土日祝	1面1時間	1,090	1,230
駐車場	平日	1台30分以内	0	1台20分以内 0
	土日祝	1台30分以内	100	1台20分以内 100

大蔵第二運動場

人咸弗—連凱場					(単位:円)
	区分	利用時間	引枠•単位	現行料金	改定案
体育館	平日	1時間につき		4,600	5,220
	土日祝	1時間につき		5,470	6,200
	平日	全日		52,410	59,480
	土日祝	全日		62,780	71,250
庭球場	平日	1面1時間		1,440	1,630
	土日祝	1面1時間		1,720	1,950
集会室	平日	午前 3時間		2,010	2,280
	土日祝	午前 3時間		2,300	2,610
	平日	午後 3.5時間		3,020	3,420
	土日祝	午後 3.5時間		3,600	4,080
	平日	夜間 4.5時間		5,040	5,720
	土日祝	夜間 4.5時間		6,040	6,850
	平日	全日		8,060	9,140
	土日祝	全日		9,640	10,940
ゴルフ練習場	<u> </u>	打席1席	午前5時~午前8時 (12月~2月午前6時 ~午前8時)	0	0
	平日	打席1席(大人)	午前9時~午後10時	420	470
	*	打席1席(18歳以下)	午前9時~午後10時	(新規)	150
		打席1席(障害者)	午前9時~午後10時	(新規)	150
		打席1席(高齢者(65歳 以上)	午前9時~午後10時	(新規)	150
		打席1席	午前4時30分~午前8 時(12月~2月午前5 時30分~午前8時)	0	0
		打席1席	午前8時30分~午後 10時	420	470
	土日祝	打席1席(18歳以下)	午前8時30分~午後 10時	(新規)	150
		打席1席(障害者)	午前8時30分~午後 10時	(新規)	150
		打席1席(高齢者(65歳 以上)	午前8時30分~午後 10時	(新規)	150
	平日	ボール1球1階	午前5時~午前8時 (12月~2月午前6時 ~午前8時)	12	14
		ボール1球1階	午前9時~午後10時	15	17
	土日祝	ボール1球1階	午前4時30分~午前8 時(12月~2月午前5 時30分~午前8時)	12	14
		ボール1球1階	午前8時30分~午後 10時	16	18
	平日	ボール1球2階	午前5時~午前8時 (12月~2月午前6時 ~午前8時)	11	12
		ボール1球2階	午前9時~午後10時	14	16
	土日祝	ボール1球2階	午前4時30分~午前8 時(12月~2月午前5 時30分~午前8時)	11	12
		ボール1球2階	午前8時30分~午後 10時	15	17

大蔵第二運動場

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
宿泊室	和室(18.5㎡)	1人 1人1泊	5,500	6,240
※幼児は無料		2人 1人1泊	3,700	4,190
※18歳以下は半額(100円未 満切り捨て)	和室(40㎡)	1人1泊	9,800	11,120
		2人 1人1泊	6,200	7,030
		3人 1人1泊	4,800	5,440
		4人 1人1泊	4,000	4,540
	2	5人 1人1泊	3,600	4,080
	洋室(40㎡)	1人1泊	9,800	11,120
		2人 1人1泊	6,200	7,030
		3人 1人1泊	4,800	5,440
		4人 1人1泊	4,000	4,540
		5人 1人1泊	3,600	4,080
	付帯設備(寝具)	1式	200	220
トレーニングルーム(個人)	3時間以内	大人	660	740
		15歳以上18歳以下の者	(新規)	250
		高齢者(65歳以上) 障がい者	250	250
	 3時間以内(サウナ付		250	250
	3時間以内(リソ)別	<u> </u>	1,150 (新規)	1,300
	(2)	高齢者(65歳以上)	(利死)	450 450
		<u> 同断句(00歳以工)</u> 障がい者	450	450
屋外プール(個人・大人)	午前9時から	大人	1,180	1,300
産がり ル(個人 人人)	午後5時まで	<u> </u>	450	450
	1回	小人(18歳以下)	450	450
		幼児	0	100
		障害者	450	450
		障害者(18歳以下)	0	0
		介助者	0	O
	・午前9時から	1回4時間(大人)	660	750
	午後1時まで	1回4時間(高齢者(65歳以上))	250	250
	・午後1時から	1回4時間(小人(18歳以下))	250	250
	午後5時まで	1回4時間(幼児)	0	0
	・午後5時から	1回4時間(障害者)	250	250
	午後9時まで	1回4時間(障害者(18歳以下))	0	C
	10	1回4時間(介助者)	0	C
駐車場		1台30分以内	100	1台20分以内 100

千歳温水プール

区分		利用時間枠·単位	現行料金	改定案
集会室(団体)		1時間	280	310
体育室(団体)		1時間	860	970
健康運動室	午後5時30分 ~午後9時(団体)		1,290	1,460
	午前9時	60歳以上	360	400
	~午後5時(個人)	付添 大人	360	400
		小人(18歳以下)	0	0
温水プール、トレーニング	1回(6月~9月は2時	大人	520	590
ルーム、体育室(個人)	間以内)	高齢者(65歳以上)	150	180
※トレーニングルームの小人		小人(18歳以下)	150	180
料金の対象は「15歳以上18		幼児	0	0
歳以下の者」		障害者	150	180
		障害者(18歳以下)	0	0
		介護者	0	0
	1時間以内	大人	260	290
		高齢者(65歳以上)	80	90
		小人(18歳以下)	80	90
		幼児	0	0
		障害者	80	90
		障害者(18歳以下)	0	0
		介護者	0	0
温水プール(25mプール・団 体)		1コース2時間以内	6,240	7,080
駐車場		1台30分以内	100	1台20分以内 100

地域体育館、地区体育室

Ø	公分	利用時間	引枠·単位	現行料金	改定案
尾山台地域体育館	団体	平日	午前9時~正午	4,890	5,550
		平日	午後1時~午後4時	5,470	6,200
		平日	午後4時~午後6時30分	5,470	6,200
		平日	午後6時30分~午後9 時	6,330	7,180
		平日	全日	19,290	21,890
		日·休日	午前9時~午後1時	8,060	9,140
		日·休日	午後1時~午後5時	8,780	9,960
		日・休日	午後5時~午後9時	12,240	13,890
		日·休日 全日	午前9時~午後9時	22,460	25,490
	個人	大人		140	150
		小人(18歳以下)		50	50
		大人(高齢者(65歳以)	L)	(新規)	50
사이 IIII III III III III III III III III		大人(障害者)	+-	(新規)	50
北烏山地区体育室	団体	午前9時から午前11時		860	970
		午前11時から午後1時まで 午後6時から午後9時まで(火曜日を除く)		860 1,720	970 1,950
	個人	午後1時から午後6時まで(火曜日について		1,720	1,950
		は、午後1時から午後9時まで)		0	0
希望丘地域体育館	団体	平日	午前9時~正午	6,740	7,640
们主工心次作月品		平日	正午~午後3時	7.540	8,550
		平日	午後1時~午後4時	7,540	8,550
		平日	午後4時~午後6時30分	7,540	8,550
		平日	午後6時30分~午後9時	8,730	9,900
		平日 全日	午前9時~午後9時	26,610	30,200
	団体	日·休日	午前9時~正午	8,080	9,170
		日·休日	正午~午後3時	9,040	10,260
		日·休日	午後1時~午後4時	9,040	10,260
		日·休日	午後4時~午後6時30	9,040	10,260
		日·休日	午後6時30分~午後9時	10,470	11,880
		日·休日 全日	午前9時~午後9時	31,930	36,240
	個人	平日	正午~午後1時	0	0
		平日	午後3時~午後4時	0	0
		日·休日	正午~午後1時	0	0
		日・休日	午後3時~午後4時	0	0

④ 文化施設

美術館

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫ (単位·円)

_美術館					(単位:円)
区分	•	利用問		現行料金	改定案
観覧料	常設の展示	個人	一般	200	220
		個人	高校生•大学生	150	170
		個人	小学生•中学生	100	110
		個人	高齢者	100	110
		個人	障害者	100	110
		個人	生活保護受給者	(新規)	110
		団体	一般	160	180
		団体	高校生•大学生	120	130
		団体	小学生•中学生	80	90
		団体	高齢者	80	90
		団体	障害者	80	90
		団体	生活保護受給者	(新規)	90
	特別の企画の展示	上限		1,500	1,700
特別観覧	熟覧	1点1日		500	560
	模写•模造等	1点1日		1,000	1,130
	撮影	1点1日(モノクロ)	学術研究	200	220
			出版等	2,000	2,260
		1点1日(カラー)	学術研究	400	450
V (5-A) 1 1	A 11 5 . —		出版等	4,000	4,530
美術館内区民ギャラリー	全体利用	1日		13,820	15,670
	4分の3利用	1日		10,360	11,740
	2分の1利用	1日		6,910	7,830
八色豆豆ど、こけ	4分の1利用	1日		3,450	3,910
分館区民ギャラリー	全体利用	1日		2,880	3,260
美術館講堂		2時間		3,600	4,080
		1日		10,800	12,240

文学館 (単位:円)

入丁卯					(十四.11/
区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
観覧料	常設の展示	個人	一般	200	220
		個人	高校生•大学生	150	170
		個人	小学生•中学生	100	110
		個人	高齢者	100	110
		個人	障害者	100	110
		個人	生活保護受給者	(新規)	110
		団体	一般	160	180
		団体	高校生•大学生	120	130
		団体	小学生•中学生	80	90
		団体	高齢者	80	90
		団体	障害者	80	90
		団体	生活保護受給者	(新規)	90
	特別の企画の展示	上限		1,500	1,700
特別観覧料		1点1日(モノクローム)	学術研究	200	220
	写真の撮影	「無」は(こ)ノローム)	出版等	2,000	2,260
	サ長の傾影	1点1日(カラー)	学術研究	400	450
		「灬」口(ひ) /	出版等	4,000	4,530
	ビデオ等の撮影			4,000	4,530

④ 文化施設

文化生活情報センター

区分	利用時間枠∙単位	現行料金	改定案
	全日 午前9時から午後10時まで	586,150	664,690
	前半 午前9時から午後4時まで	412,410	467,670
	後半 午後4時から午後10時まで	453,020	513,720
シアタートラム(小劇場)	全日 午前9時から午後10時まで	213,070	241,620
	前半 午前9時から午後4時まで	149,290	169,290
	後半 午後4時から午後10時まで	164,300	186,310
けいこ場A	全日 午前9時から午後10時まで	26,160	29,660
··· = % ··	前半 午前9時から午後4時まで	18,300	20,750
	後半 午後4時から午後10時まで	20,160	22,860
けいこ場B	全日 午前9時から午後10時まで	18,870	21,390
	前半 午前9時から午後4時まで	13,010	14,750
	後半 午後4時から午後10時まで	14,300	16,210
けいこ場C	全日 午前9時から午後10時まで	9,580	10,860
-	前半 午前9時から午後4時まで	6,430	7,290
	後半 午後4時から午後10時まで	7,290	8,260
作業室A	全日 午前9時から午後10時まで	17,440	19,770
	前半 午前9時から午後4時まで	11,720	13,290
	後半 午後4時から午後10時まで	13,290	15,070
作業室B	全日 午前9時から午後10時まで	16,010	18,150
	前半 午前9時から午後4時まで	10,720	12,150
	後半 午後4時から午後10時まで	12,150	13,770
音響スタジオ	1時間	850	960
セミナールームA(平日)	午前 午前9時から正午まで	2,880	3,260
	午後 午後1時から午後5時まで	3,740	4,240
	夜間 午後6時から午後10時まで	3,740	4,240
	全日 午前9時から午後10時まで	10,360	11,740
セミナールームA(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	3,450	3,910
	午後 午後1時から午後5時まで	4,460	5,050
	夜間 午後6時から午後10時まで	4,460	5,050
151	全日 午前9時から午後10時まで	12,380	14,030
セミナールームB(平日)	午前 午前9時から正午まで	3,160	3,580
	午後 午後1時から午後5時まで	4,320	4,890
	夜間 午後6時から午後10時まで	4,320	4,890
	全日 午前9時から午後10時まで	11,800	13,380
セミナールームB(土日祝)	午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から午後5時まで	3,740	4,240
	夜間 午後6時から午後10時まで	5,180 5,180	5,870 5,870
	全日 午前9時から午後10時まで	14,110	16,000
ワークショップ室A(平日)	午前 午前9時から正午まで	7,340	8,320
)	午後 午後1時から午後5時まで	9,790	11,100
	夜間 午後6時から午後10時まで	9,790	11,100
	全日 午前9時から午後10時まで	26,920	30,520
ワークショップ室A(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	8,780	9,950
, ,,,,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	午後 午後1時から午後5時まで	11,660	13,220
	夜間 午後6時から午後10時まで	11,660	13,220
	全日 午前9時から午後10時まで	32,110	36,410
ワークショップ室B(平日)	午前 午前9時から正午まで	5,610	6,360
	午後 午後1時から午後5時まで	7,480	8,480
	夜間 午後6時から午後10時まで	7,480	8,480
	全日 午前9時から午後10時まで	20,590	23,340
ワークショップ室B(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	6,620	7,500
	午後 午後1時から午後5時まで	8,920	10,110
	夜間 午後6時から午後10時まで	8,920	10,110
	全日 午前9時から午後10時まで	24,480	27,760

⑤ 高齢者・障害者施設

障害者休養ホーム			が似主ベーク共通	(単位:円)
	区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定案
ひまわり荘	宿泊室	1泊	1,700	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		1泊(18歳以下)	(新規)	880
		1泊(18歳以下)の追加料金 ※18歳以下で大人と同じ食事メニューを選択する場合	(新規)	880
	訓練室	1回	200	200
知的障害者生活寮				(単位:円)
	区分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案

(+ E 1 1)				
区分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案	
松原けやき寮	月額	24,000	24,000	

 身体障害者目立体験示一ム						
I	区分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案		
なかまっち	一般(玄関独立)	月額	66,000	66,000		
	一般	月額	54,000	54,000		
	短期	日額	1,800	1.800		

高齢者一時生活援助施設			(単位:円)
区分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案
ほのぼの	月額	41,000	41,000

⑥ 子育て施設

産後ケアセンター

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
第4条第1号に掲げる事業を 利用する場合(次項又は3の	宿泊1泊目	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (母子1組につき)	9,000	9,000
項に定める場合に該当する		18歳以下の場合	(新規)	—
ときは、それぞれ次項又は3 の項に定める額を加算す る。)		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(母子1組につき)	0	0
3 67		被保護者	0	0
	宿泊2泊目以降	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (母子1組につき)	4,500	4,500
		18歳以下の場合	(新規)	—
		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(母子1組につき)	0	0
		被保護者(母子1組につき)	0	0
	日帰り	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (母子1組につき)	3,000	3,000
		18歳以下の場合	(新規)	<u> </u>
		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(母子1組につき)	0	0
		被保護者	0	0
第6条第3項の規定により、 事業を利用する子の兄又は	宿泊1泊目	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (1人につき)	3,400	3,400
姉(次項に規定する多胎妊		18歳以下の場合	(新規)	<u> </u>
娠に係る子に該当する者を 除く。)が施設を利用する場 合		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(1人につき)	1,800	1,800
		18歳以下の場合	(新規)	
		被保護者(1人につき)	0	0
	宿泊2泊目以降	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (1人につき)	1,700	1,700
		18歳以下の場合	(新規)	
		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(1人につき)	900	900
		18歳以下の場合	(新規)	<u>—</u>
		被保護者(1人につき)	0	0
	日帰り	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (1人につき)	1,000	1,000
		18歳以下の場合	(新規)	
		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(1人につき)	600	600
		18歳以下の場合	(新規)	
		被保護者(1人につき)	0	0

⑥ 子育て施設

産後ケアセンター

たび / / こ /					
区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案	
事業を利用する子が多胎妊 娠に係る子の1人である場合	宿泊1泊目	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (1人につき)	1,000	1,000	
の当該利用に係る子以外の		18歳以下の場合	(新規)	—	
多胎妊娠に係る子が事業を 利用する場合		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(1人につき)	0	0	
		被保護者(1人につき)	0	0	
	宿泊2泊目以降	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (1人につき)	500	500	
		18歳以下の場合	(新規)	—	
		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(1人につき)	0	0	
		被保護者(1人につき)	0	0	
	日帰り	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者 (1人につき)	250	250	
		18歳以下の場合	(新規)	<u>—</u>	
		所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税 世帯を含む。)に属する者(1人につき)	0	0	
		被保護者(1人につき)	0	0	

⑦ 駐車場・駐輪場

区立自転車等駐車場

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫ (単位:円)

区分		利用	時間枠·単位	現行料金	改定案
			一般	2,000	3,000
	屋根有	定期月額	学生等	1,700	2,700
	全似 有	上别月 領	障害者	1,000	1,500
 自転車			学生等障害者	850	1,350
日 松年 I			一般	1,800	2,800
	屋根無	定期月額	学生等	1,500	2,500
	建似带	足	障害者	900	1,400
			学生等障害者	750	1,250
			一般	3,000	4,000
原動機付自転車		定期月額	学生等	3,000	4,000
		足	障害者	1,500	2,000
			学生等障害者	1,500	2,000
			一般	10,000	12,270
自動二輪車		定期月額	学生等	10,000	12,270
口 到 一 粣 干		X_7017.1 mg	障害者	5,000	6,130
			学生等障害者	5,000	6,130
自転車			1回	100	200
		<u>.</u>	1回(18歳以下)	(新規)	
原動機付自転車		日ぎめ	1回	200	400
			1回(18歳以下)	(新規)	
自動二輪車			1回	800	980
			1回(18歳以下)	(新規)	
自転車			24時間以内	300	600
			24時間以内(18歳以	(新規)	
		-+ 18.4	下)		
原動機付自転車		時間ぎめ	24時間以内	400	800
			24時間以内(18歳以	(新規)	
		_	下)		
目動二輪車	自動二輪車		24時間以内	800	980
			24時間以内(18歳以	(新規)	
			下)		
自転車用回数券		100円券	12枚つづり	1,000	2,000
原動機付自転車用回数券		200円券	12枚つづり	2,000	4,000
自動二輪車用回数券		800円券	12枚つづり	8,000	9,810

(単位:円) 区立駐車場

			\ : 1 3/
区分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案
世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと	100	120
世田谷区立砧総合支所駐車場	人場から退場までの時間15分までごと	100	120

L	シ	タナ	ナイ	'クル	ルオ	К —	۲

<u> </u>				\ /
区分	利	利用時間枠・単位		改定案
レンタサイクルポート		一般	3,000	3,000
	定期月額	学生等	2,700	2,700
	上	障害者	1,500	1,500
		学生等障害者	1,350	1,350
	日ぎめ	1回又は1日	300	300
		1回又は1日(18歳以 下)	(新規)	_

⑧ 教育施設

図書館

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫

 図書館					(単位∶円)
区分		利用時間枠·単位		現行料金	改定案
		一般投影	個人	400	520
	大人		団体(1人につき)	320	410
プラネタリウム		特別投影	上限	1,000	1,300
		一般投影	個人	100	130
	小人(18歳以下)	川又 1又 京ン	団体(1人につき)	80	100
		特別投影	上限	500	650

⑨ 観光施設

スカイキャロット展望ロビー

区分		利用時間枠・単位		改定案
スカイキャロット	1時間	1㎡あたり	30	40
コースメニュー			25,000	32,500
パーティーメニュー			10,000	13,000
ランチメニュー			5,000	6,500
料理単品メニュー			3,000	3,900
喫茶メニュー			2,000	2,600
アルコールメニュー			15,000	19,500

⑩ その他施設

区民斎場(みどり会館)

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫ (単位:円)

区分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案	
式場及び洋室	一式	84,000	91,560	
	午前8時30分から正午まで	11,000	11,990	
式場	午後零時30分から午後4時まで	11,000	11,990	
工场	午後4時30分から午後10時まで	16,000	17,440	
	午後10時30分から翌日の午前8時まで	16,000	17,440	
	午前8時30分から正午まで	6,000	6,540	
洋室	午後零時30分から午後4時まで	6,000	6,540	
什 里	午後4時30分から午後10時まで	9,000	9,810	
	午後10時30分から翌日の午前8時まで	9,000	9,810	
式場	1時間につき	3,200	3,480	
洋室	1時間につき	1,800	1,960	
仮安置室	1日につき	1,000	1,090	

区民農園 (単位:円)

	区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定案
ファミリー農園		【現行】 1年1区画(15㎡)※契約期間は1年11か月	11,520	15,240
ノ		【新区画】 1年1区画(10㎡)※契約期間は1年11か月	(新規)	10,200

⑪ その他施設

区民健康村

巴氏匠原门				(十四.11/
	区分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案
	大人	1人1泊	3,000	3,100
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	4,100
区民等	小人(小学生以下)	1人1泊	1,500	1,550
区以守	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	2,050
	幼児(小学生未満)	1人1泊	750	770
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	1,020
	大人	1人1泊	9,000	9,270
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	10,270
区民以外	小人(小学生以下)	1人1泊	4,500	4,640
区民以外	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	5,140
	幼児(小学生未満)	1人1泊	2,250	2,320
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	2,570
延長利用		1室1回	5,000	5,450
日帰り利用		1室1回	5,000	5,450
浴室	大人	1人1回	1,200	1,300
	小人(小学生以下)	1人1回	600	650
夕食(標準)メニュー			2,500	2,720
朝食(標準)メニュー			1,500	1,630
特別メニュー(年末年始	à、充実食等)		15,000	16,350
パーティーメニュー			10,000	10,900
料理単品メニュー			6,000	6,540

⑪ 学校開放施設

(単位:円)

训 字校開放施設			 	(単位:円)
	分	利用時間枠·単位	現行料金	改定案
体育館	団体	学校休業日 1時間	320	410
		平日 2.5時間	790	1,010
	個人	大人 1回	130	160
		小人(18歳以下) 1回	50	60
		幼児 1回	0	C
格技室		学校休業日 1時間	320	410
		平日午後5時まで1時間	320	410
		平日午後6時半以降2.5時間	790	1,010
教室		1室4時間	260	330
庭球場		1面1時間	850	1,080
校庭		1時間	320	410
夏季プール開放(一部の中 学校)	大人	日中2時間	240	300
	大人	夜間2時間	360	460
	高齢者	2時間	100	120
	小人(18歳以下)	2時間	100	120
	幼児	2時間	0	0
	障害者	2時間	100	120
	障害者(18歳以下)	2時間	0	0
	障害者の介護者	2時間	0	0
温水プール	大人		480	540
(太子堂中、玉川中、烏山中、梅丘中)	高齢者		150	170
※公園、スポーツ施設グループの経費増加割合(113.5%)を用いて算出	小人(18歳以下)	2時間(10月~5月1回)	150	170
	幼児		0	0
	障害者		150	170
	障害者(18歳以下)		0	C
	障害者の介護者		0	C
	大人		240	270
	高齢者		80	90
	小人(18歳以下)	 1時間	80	90
	幼児	[中寸 [申]	0	0
	障害者		80	90
	障害者(18歳以下)		0	0
	障害者の介護者		0	C
	団体	1コース2時間	5,760	6,530
中町ふれあいホール		平日 午前9時~正午	3,960	5,070
		平日 午後1時~午後4時30分	6,600	8,460
		平日 午後5時30分~午後10時	9,240	11,840
		平日午前9時~午後10時	15,840	20,300
		土日祝 午前9時~正午	5,280	6,760
		土日祝 午後1時~午後4時30分	7,920	10,150
		土日祝 午後5時30分~午後10時	11,880	15,230
		土日祝 午前9時~午後10時	19,800	25,380
良山市カラノン・グウェー!	大人	1時間	360	460
烏山中クライミングウォール	小人(18歳以下)	1時間	150	190

② 空き時間利用施設

(単位:円)

① 空き時間利用施設					(単位:円)
区	 分	利用時間枠·単位	現行料金	1h 単価 (行政財産使用料条例)	改定案
ふれあいの家		夜間 2時間	200	130	260
教育総合センター	研修室1	平日 3時間	4,800	2,080	6,240
	研修室2∙3	平日 3時間	1,650	710	2,130
	研修室1	土日 午前 3時間	4,800	2,080	6,240
		土日 午後 2時間	3,200		4,160
	研修室2∙3	土日 午前 3時間	1,650	710	2,130
		土日 午後 2時間	1,100		1,420
池尻児童館	プレイルーム	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 2.5時間	840		1,620
		夜間 1.5時間(水・土曜日)	840		1,080
	音楽室	午前 3時間	300	130	390
	ピアノ室	午後 4時間	300		520
		夜間 2.5時間	300		390
		夜間 1.5時間(水・土曜日)	300		260
若林児童館	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 3時間	960		1,620
弦巻児童館	遊戯室	午前 3時間	1,440	710	2,130
		午後 4時間	1,920		2,840
		夜間 3時間	1,440		2,130
上町児童館	体育館	午前 3時間	1,440	710	2,130
		午後 4時間	1,920		2,840
		夜間 3時間	1,440		2,130
	集会室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 3時間	300		390
桜丘児童館	創作広場・コーナー	夜間 3.5時間	1,680	710	2,840
代田児童館	遊戯室	午前 3時間	1,440	710	2.130
		午後 4時間	1,920		2,840
		夜間 3時間	1,440		2,130
		夜間 2時間(金·土曜日)	1,080		1,420
	音楽室	午前 3時間	300	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	390
		午後 4時間	300	<u>-</u>	520
		夜間 3時間	300	<u>-</u>	390
		夜間 2時間(金・土曜日)	300		260

⑫ 空き時間利用施設

(単位・四)

松沢児童館	ミーティングルー ム 遊戯室 集会室	利用時間枠·単位 午前 3時間 午後 4時間 夜間 3時間 午前 3時間 午後 4時間	現行料金 300 300 300 1,440		改定案 390 520 390
松沢児童館	遊戯室	午後 4時間 夜間 3時間 午前 3時間 午後 4時間	300 300 1,440		520
		夜間 3時間 午前 3時間 午後 4時間	300 1,440	710	
		午前 3時間 午後 4時間	1,440	710	200
		午後 4時間		710	
	生	午後 4時間		710	2,130
	生	■75 BB 0 G± BB	1,920	_	2,840
	住	夜間 3時間	1,440		2,130
	未云王	午前 3時間	720		1,050
		午後 4時間	960		1,400
		夜間 3時間	720		1,050
代田南児童館	大集会室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 3時間	300		390
	ダンス室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 3時間	300		390
森の児童館	談話室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 3.5時間	300		520
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 3.5時間	1,080		2,160
上用賀児童館	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 2.5時間	840		1,620
新町児童館	音楽室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 2.5時間	300		390
	集会室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 2.5時間	300		390
船橋児童館	和室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 2.5時間	300		390
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 2.5時間	840		1,620

② 空き時間利用施設

(単位:円)

(12) 空き時間利用施設 区分	}	利用時間枠・単位	現行料金	1h 単価 (行政財産使用料条例)	改定案
	図書室	午前 3時間	300		390
		午後 4時間	300		520
		夜間 3時間	300		390
		夜間 2時間(木・金曜日)	300		260
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 3時間	960		1,620
		夜間 2時間(木・金曜日)	840		1,080
成城さくら児童館	集会室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 3時間	300		390
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 3時間	960		1,620
祖師谷児童館	音楽室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 3.5時間	300		520
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 3.5時間	1,080		2,160
鎌田児童館	遊戯室	午前 3時間	1,440	710	2,130
		午後 4時間	1,920		2,840
		夜間 3時間	1,440		2,130
烏山児童館	音楽室	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 3.5時間	300		520
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 3.5時間	1,080		2,160
上祖師谷ぱる児童館	集会室	午前 3時間	720	350	1,050
		午後 4時間	960		1,400
		夜間 3時間	720		1,050
	遊戯室	午前 3時間	720		1,050
		午後 4時間	960		1,400
		夜間 3時間	720		1,050

⑫ 空き時間利用施設

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h 単価 (行政財産使用料条例)	改定案
母子生活支援施設		夜間 2時間	1.080		1,420
デイ・ホーム世田谷	会議室1	午前 3時間	1,440		2,130
		午後 4時間	1,920		2,840
		夜間 4時間	1,920		2,840
	会議室2	午前 3時間	300	130	390
		午後 4時間	300		520
		夜間 4時間	300		520
デイ・ホーム深沢	研修室	午前 3時間	960	540	1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 4時間	1,440		2,160
デイ・ホーム玉川田園調布	交流室	平日 夜間 4時間	960	350	1,400
		日·祝日 午前 3時間	720		1,050
		日·祝日 午後 4時間	960		1,400
		日·祝日 夜間 4時間	960		1,400
デイ・ホーム中丸	研修室	午前 3時間	960		1,620
		午後 4時間	1,440		2,160
		夜間 4時間	1,440		2,160
児童相談所内	会議室A·B	午前 3時間	1,650		2,130
団体活動支援スペース	同時利用	午後 2時間	1,100		1,420
		午後 4時間	2,200		2,840
	会議室A	午前 3時間	810	-	1,050
	会議室B	午後 2時間	540		700
	活動支援室	夜間 4時間	1,080		1,400
奥沢福祉園	会議室	午前 3.5時間	840		1,220
		午後 4時間	960		1,400
		夜間 3.5時間	840		1,220
土と農の交流園		午前 3時間	300		390
1		午後・夜間 4時間	400		520

行政財産使用料条例					(単位:円)
区分		利用時間枠•単位	現行料金	1h 単価 (行政財産使用料条例)	改定案
50平方メートル未満		1時間	100		130
50平方メートル以上70平方メ		1時間	270	/	350
70平方メートル以上100平方.	メートル未満	1時間	420	/	540
100平方メートル以上150平方	デメートル未満	1時間	550	/	710
150平方メートル以上200平方	デメートル未満	1時間	900	/	1,170
200平方メートル以上300平方	デメートル未満	1時間	1,150	/	1,490
300平方メートル以上		1時間	1,600		2,080
陶芸室	陶芸室	4時間以内	400		520
	陶芸窯室(出力25kw以上)	24時間以内	4,320	/	5,610
	陶芸窯室(出力25kw未満)	24時間以内	3,960	/	5,140

附帯設備一覧

					(単位:円)					(単位:円
	施設名称		附帯設備(条例)				附帯設備	(規則)		
施設種別		附帯設備(条例)	単位(条例)	額(条例)	改定案	附帯設備	i (規則)	単位(規則)	額(規則)	改定案
区民会館	区民会館	舞台器具	1式、1台、1枚、1脚又	7, 000	9. 100	所作台		1式 1回	7, 000	9, 10
		74 1 111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	は1個 1回	7,000	0, 100	松羽目		1式 1回	1, 500	1. 95
						指見幕		1式 1回	1, 500	1, 9
						金屏風		1式 1回	1, 500	1, 99
						平台		1台 1回	200	20
						<u>山台</u> もうせん		1台 1回 1枚 1回	400 150	<u>52</u>
						反響板		1式 1回	4, 000	5, 20
						演台		1式 1回	700	9
						<u>譜面台</u> 指揮者台・指揮者用譜面台		1台 1回 1式 1回	50 400	5
						リノリウム		1枚 1回	700	9
						バレエバー・バレエスタンド		1式 1回	700	9
						展示パネル		1式 1回	1, 000	1. 3
		音響器具	1本、1台、1基、1個又	3, 000	3 900	マイクロホン	Α	1本 1回	1, 500	1, 9
			は1式 1回	3, 333	5, 55.		В		500	6
						ワイヤレスマイクロホン	A	1本 1回	1, 500	1, 9
							В		700	9
						<u>レコードプレーヤー</u> オープンデッキ		1台 1回 1台 1回	1, 000 1, 500	1, 3 1, 9
						カセットデッキ		1台 1回	700	1, 8
						DAT		1台 1回	1, 000	1, 3
						ディスクデッキ 拡声装置	+	1台 1回 1式 1回	1, 000 3, 000	1, 3 3. 9
							<u>大</u> 小	1九 凹	1, 500	ა, <u>ა, ყ</u> 1. 9
						ダイレクトボックス		1台 1回	300	3
						パワードスピーカー		1式 1回	1, 000	1, 3
						サブウーハー 音響効果装置		1式 1回 1台 1回	1, 000 300	1, 3 3
						ポータブルミキサー		1台 1回	1, 000	1, 3
			照明器具 1台、1回路又は				<u>12チャンネルを超えるもの </u> 		2, 000	2, 6
		照明器具	1本 1回	2, 500	3, 250	スポットライト	500ワット以下のもの 500ワットを超え1キロワッ	1台 1回	300	3
						I	ト以下のもの		500	6
							1キロワットを超えるもの	4.5.4.	700	9
						ピンスポットライト	1キロワット以下のもの 1キロワットを超えるもの	1台 1回	1, 500 2, 000	1, 9 2, 6
						照明効果装置	1 1 2 7 1 2 KE7C & 0 007	1台 1回	1, 500	1, 9
						ボーダーライト		1回路 1回	300	3
						ホリゾントライト フットライト		1回路 1回 1回路 1回	300 150	ა 1
						バーライト		1台 1回	300	3
						ストリップライト		1回路 1回	300	3
		楽器	1台又は一式 1回	4, 500	5 850	展示用ライト ピアノ	フルコンサート	1台 1回 1台 1回	100 4, 500	<u> </u>
		X-111		4,000	0, 000		セミコンサート	тд тд	2, 000	2, 6
						18 = 7 1	その他のもの		1, 000	1, 3
						<u>ドラムセット</u> ギターアンプ		1式 1回 1台 1回	500 500	6
						ベースアンプ		1台 1回	500	6
						モニタースピーカー・ミキ		1式 1回	500	6
		映写器具(映写機)	1式 1回	6, 000	7 800	サー 映写機	16ミリ	1式 1回	1, 500	1.9
		グラ 服 ス (0,000	7, 000	l	スライドA	- 14 - 12	1, 500	1, 9
						1	スライドB		500	6
						1	テレビ受像機 ビデオデッキ		1, 000 1, 000	1, 3 1, 3
						1	ビデオカメラ		1,000	1, 3
							DVDプレーヤー		1, 000	1, 3
							オーバーヘッドプロジェクター		700	9
							ビデオプロジェクター		3, 000	3, 9
							レーザービジョンビデオディ		3, 000	3, 9
		映写器具(スクリーン)	1式 1回	1, 500	1 05/	スクリーン	スク装置	1式 1回	1, 500	1. 9
		吹子命兵(ヘンリーノ)	T. T. III	1, 500	1, 950		大 小	1五、1円	700	1, 9
		電気設備(ホールに限る)	1台(1キロワット) 1回	150	190				, , , ,	
	1	浴室	1室 1回	1, 500	1, 950					

≪別紙全ページ共通:一部は上限額≫ (単位:円)

(単位:円) 附帯設備 (条例) 附帯設備 (規則) 施設種別 施設名称 附帯設備 (条例) 単位 (条例) 額(条例) 改定案 附帯設備 (規則) 単位(規則) 額(規則) 改定案 ② 区民集会施設等 区民センター 地区会館 区民集会所 男女共同参画センター 健康増進・交流施設(せたがやがや館) 温水シャワー室 1回5分以内 100 3,000 ※使用料対象から除外 カラオケ機器 1台 池之上青少年交流セン 野毛青少年交流センター 希望丘青少年交流セン 敬老会館•高齢者集会所 ひだまり友遊会館 郷土資料館 保健医療福祉総合プラザ (うめとぴあ) 夜間照明(軟式野球場) 夜間照明(庭球場) ③ 公園、スポーツ施設 3, 300 820 区立公園施設 930 総合運動場(二子玉川緑 夜間照明 (庭球場) 820 930 1面 1時間 地運動場含む) 夜間照明 (野球場) 1面 1時間 3, 300 3, 740 夜間照明(陸上競技場) 電子計測器(陸上競技場) 1時間 1式 1回 1面 1時間 2, 470 3, 000 2, 800 3, 400 照明 (庭球場) 寝具 (宿泊室) 820 200 大蔵第二運動場 千歳温水プール 地域体育館・地区体育室 560 展示台(世田谷区立世田谷美 術館内区民ギャラリー) ④ 文化施設 美術館 展示用設備 500 1単位1日(上限) 1台 1日 200 220 彫刻台(世田谷区立世田谷美 100 110 1台 1日 術館内区民ギャラリー) スポットライト(世田谷区立 世田谷美術館内区民ギャラ 1個 1日 100 110 展示台大(世田谷区立世田谷 美術館分館清川泰次記念ギャ 1台 1日 200 220 ラリー内区民ギャラリー) 展示台小(世田谷区立世田谷 美術館分館清川泰次記念ギャ 1台 1日 100 ラリー内区民ギャラリー) スポットライト(世田谷区立 世田谷美術館分館清川泰次記 1個 1日 念ギャラリー内区民ギャラ 講堂用ピアノ 講堂用音響器具 1台 1回 1式 1回 4, 500 3, 000 文化生活情報センター 音響・映像機器 9, 300 1式 1回 10,540 音響セット 1式 1回 セミナールーム及びワーク 映像セット 1式 1回 1, 400 1, 58 ショップ室用 メディア工房用A メディア工房用B DTPセット 1式 1回 1式 1回 1, 800 9, 300 2, 040 10, 540 1式 1回 1式 1回 1式 1回 1式 1回 1式 1回 1.40 1,810 調理・食器セット 工作道具セット 染物道具セット その他 1式 1回 1,600 1, 600 1, 810 800 被服道具セット 文化生活情報センター 1式、1列、1双、1台、1室又は 舞台設備 13, 100 14, 85 (劇場) 1枚 1回 音楽設備 工作機械 映写機 音響設備 12, 100 1, 500 1 70 1, 810 22, 680 9, 070 1.600 20, 000 8, 000 1式、1本又は1台 1回 1式 1時間以内 1式、1台、1列又は1組 1回 1台(1キロワット) 1回 照明設備 持込み機材 59,000 66, 900 障害者休養ホーム(ひま 知的障害者生活寮(松原 けやき寮) 身体障害者自立体験ホーム(なかまっち) 高齢者一時生活援助施設 (ほのぼの) ⑤ 高齢者・障害者施設

					(単位:円)				≪別紙全ページ共通	祖:一部は上限額≫ (単位:円)
			附帯設備(条例)				附帯設備	(規則)		
施設種別	施設名称	附帯設備(条例)	単位(条例)	額(条例)	改定案	附帯設備	(規則)	単位(規則)	額(規則)	改定案
⑥ 子育て施設	産後ケアセンター	133.12.22.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23	1		7.7.2.7.	11.7			221 11201 121	*****
⑦ 駐車場・駐輪場	区立駐車場 区立自転車等駐車場 レンタサイクルポート									
⑧ 教育施設	図書館									
9 観光施設	スカイキャロット展望ロ ビー	附帯設備	1時間(上限)	100, 000	130, 000					
⑩ その他施設	区民斎場 区民農園 区民健康村									
〕学校開放施設	区立小・中学校	夜間照明(校庭)	1時間以内	1, 320		校庭夜間照明(小学校) 校庭夜間照明(中学校)		1時間 1時間	880 1, 320	1, 120 1, 690
		夜間照明(庭球場)	1時間以内	660	840	庭球場夜間照明		1面1時間	660	840
		照明器具(小ホール)	1台又は1回路 1回	750	960	小ホール照明奋具	アッパー・ロアーホリゾント ライト	1回路1回	150	190
							フットライト	1回路1回	100	120
							ボーダーライト サスペンション・シーリング ライト	1回路1回 1回路1回	150 150	190 190
		ピアノ (小ホール)	1台 1時間以内	1, 000	1, 280	小ホールピアノ		1台1時間	1, 000	1, 280
① 空き時間利用施設	土と農の交流園				,				,	,
	ふれあいの家									
	教育総合センター									
	児童館									
	母子生活支援施設									
	デイ・ホーム内会議室									
	児童相談所内団体活動支 援スペース									
	奥沢福祉園内共同会議室									
	陶芸室									

令和6年9月2日 政策経営部 生活文化政策部 保健福祉政策部 都市整備政策部 教育委員会事務局

施設使用料等の見直しの考え方について

1 主旨

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」(地方自治法第244条第1項)であり、各施設の設置根拠となる区の条例において、それぞれの施設の設置目的が定められている。

区は、その設置目的を達成するため、公の施設の機能を存続させなければならないが、持続可能な財政基盤を築くためには、各施設の機能の維持・運営等に要する経費(管理運営経費)は、施設利用者に使用料・利用料(以下「使用料等」という。)として経費の一部を負担してもらう必要がある。

前回(平成30年10月)の使用料等の改定時と比較すると、物価高騰等の昨今の社会情勢を背景として施設の管理運営経費の規模が増大していることから、施設の使用料等の見直しを行う。

なお、施設の維持管理経費の抑制や、利用率の向上による施設収入の増加については、世田谷区公共施設等総合管理計画に基づき、引き続き推進する。

2 経過

平成22年12月 「適正な利用者負担の導入指針」策定

平成25年 7月 区民利用施設の使用料等の改定

平成26年 4月 消費税5%から8%へ引き上げ

平成30年10月 区民利用施設の使用料等の改定

令和 元年10月 消費税8%から10%へ引き上げ 以後使用料等の改定なし

3 使用料等の見直し理由

(1) 施設に係る経費の概念図

施設に係る経費には、管理運営経費と建設・賃借料があり、その内、施設の管理運営経費 を利用者負担の対象として、利用者が負担する使用料等と区が負担する税金で賄っている。

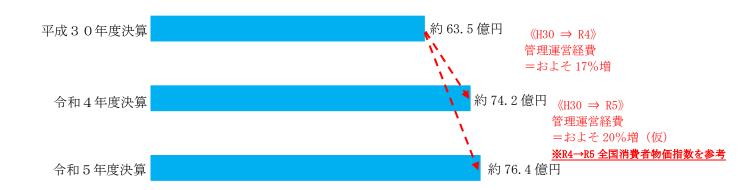
•		
	経費全体 (施設別行政コスト計算書	· 「費用」)
		⇒約 105.5 億(令和 4 年度)
	【利用者負担対象経費】管理運営経費 (人件費、光熱水費、委託料、負担金など)	【利用者負担対象外経費】建設・賃借料 (土地建物賃借料、減価償却費など)
	⇒約 74.2億(令和4年度)	⇒約31.3億(令和4年度)
	利用者の負担 (使用料等) (税金)	
	、	

⇒約4.5億(令和4年度)[管理運営経費の約6%]

「適正な利用者負担の導入指針」(平成22年12月)において、 利用者の負担(使用料)と区の負担(税金)との適正な割合について記載あり

(2) 管理運営経費の増加(平成30年度→令和4年度比較)

施設別行政コスト計算書に基づき、前回改定時(平成30年度)と令和4年度の施設(後記5「見直し検討対象施設(別紙2)」のうち、空き時間利用施設等を除いた施設)の管理 運営経費を比較したところ、およそ17%増加している。



類似施設のグループごとの管理運営経費の比較については、【下表】のとおり。

At an or mi	A.+ 1. 7 4-25.	管理	運営経費(千	円)	增減率(R5←H30比較)	増減率(R4←H30比較)
施設種別	含まれる施設	R5(A)	R4(B)	H30(C)	(A/C)	(B/C)
	世田谷区民会館別館	24,104	23,402	23,717	101.6%	98.7%
	北沢区民会館	76,078	73,862	65,762	115.7%	112.3%
区民会館	北沢区民会館別館	17,940	17,417	19,003	94.4%	91.7%
※世田谷・玉川を除く6館 (改築工事の期間中のた	玉川区民会館別館	55,684	54,062	42,971	129.6%	125.8%
	砧区民会館	72,959	70,834	33,476	217.9%	211.6%
	烏山区民会館	75,048	72,862	57,935	129.5%	125.8%
	合計	321,812	312,439	242,864	132.5%	128.6%
	区民センター	731,134	709,839	570,933	128.1%	124.3%
	地区会館	651,849	632,863	443,540	147.0%	142.7%
	区民集会所	263,598	255,920	227,046	116.1%	112.7%
	男女共同参画センター	107,197	104,075	92,185	116.3%	112.9%
区民集会施設等	健康増進・交流施設	95,951	93,156	64,939	147.8%	143.5%
※保健センター(運動指導 室)、保健医療福祉総合	青少年交流センター	282,229	274,009	204,103	138.3%	134.3%
プラザを除く	敬老会館	5,243	5,090	4,445	117.9%	114.5%
	高齢者集会所	9,512	9,235	12,681	75.0%	72.8%
	ひだまり友遊会館	59,068	57,348	51,534	114.6%	111.3%
	郷土資料館(集会室)	73,082	70,953	72,277	101.1%	98.2%
	合計	2,278,863	2,212,488	1,743,683	130.7%	126.9%
	区立公園施設	422,254	409,955	373,289	113.1%	109.8%
	多摩川玉堤広場	58,896	57,181	53,169	110.8%	107.5%
	総合運動場(二子玉川緑地運動場含む)	512,360	497,437	440,640	116.3%	112.9%
公園、スポーツ施設	大蔵第二運動場	212,159	205,980	198,659	106.8%	103.7%
	千歳温水プール	338,736	328,870	264,042	128.3%	124.6%
	地域体育館·地区体育室	158,636	154,016	97,472	162.8%	158.0%
	合計	1,703,042	1,653,439	1,427,271	119.3%	115.8%
	美術館	674,499	654,853	615,234	109.6%	106.4%
サル歩訊	文学館	336,320	326,524	279,348	120.4%	116.9%
文化施設	文化生活情報センター	1,099,670	1,067,641	977,279	112.5%	109.2%
	合計	2,110,489	2,049,018	1,871,861	112.7%	109.5%

施設種別	含まれる施設	管理運営経費(千円)			增減率(R5←H30比較)	增減率(R4←H30比較)
爬改性別	さまれる他設	R5(A)	R4(B)	H30(C)	(A/C)	(B/C)
	障害者休養ホーム(ひまわり荘)	129,105	125,345	116,625	110.7%	107.5%
	知的障害者生活寮(松原けやき寮)	30,762	29,866	30,561	100.7%	97.7%
高齢者・障害者施設	身体障害者自立体験ホーム(なかまっち)	84,230	81,777	81,257	103.7%	100.6%
	高齢者一時生活援助施設(ほのぼの)	37,088	36,008	26,669	139.1%	135.0%
	合計	281,186	272,996	255,112	110.2%	107.0%
子育て施設	産後ケアセンター	197,352	191,604	190,731	103.5%	100.5%
丁月 ()	合計	197,352	191,604	190,731	103.5%	100.5%
	区立駐車場(砧のみ)※H30年度は玉川が工事中のため	20,222	19,633	13,546	149.3%	144.9%
 駐車場・駐輪場	区立自転車等駐車場	67,986	66,006	62,972	108.0%	104.8%
計平场"駐粣场 	レンタサイクルポート	20,231	19,642	17,305	116.9%	113.5%
	合計	108,439	105,281	93,823	115.6%	112.2%
教育施設	図書館(プラネタリウム)	30,206	29,326	25,438	118.7%	115.3%
教 月 心 改	合計	30,206	29,326	25,438	118.7%	115.3%
観光施設	スカイキャロット展望ロビー	48,711	47,292	5,971	815.8%	792.0%
飯 无心改	合計	48,711	47,292	5,971	815.8%	792.0%
	区民斎場	11,522	11,186	8,972	128.4%	124.7%
その他	区民農園	62,648	60,823	38,966	160.8%	156.1%
ての他	区民健康村	425,094	412,713	395,418	107.5%	104.4%
	合計	499,264	484,722	443,356	112.6%	109.3%
当 扶胆 壮 佐孙	区立小·中学校	64,652	62,769	54,378	118.9%	115.4%
学校開放施設	合計	64,652	62,769	54,378	118.9%	115.4%
	総計	7,644,015	7,421,374	6,354,488	120.3%	116.8%

4 改定後の使用料等の額の考え方

(1) 算定方法

- ① 平成30年度決算と令和5年度決算の管理運営経費を類似施設のグループごと(区民集会施設等、文化施設)に比較し、その増加割合に平行して各施設等の使用料等(利用料金上限額含む)の額を一律スライドとする。
- ② 前記①の額に、以下ア~エの観点から一定の調整を加える。
 - ア 子ども・子育て世帯への配慮

別紙1のとおり

イ 築年数・利便性(区民会館のみ)

別紙1のとおり

- ウ 高齢者・障害者への配慮 高齢者・障害者への配慮の観点から、改定額について一定の調整を加える。
- エ 区民生活への配慮

区民生活への影響に配慮し、急激な改定とならないよう改定後の使用料等は原則、 現行の使用料等の概ね3割を上限とする。なお、選択的かつ私益性の高い施設につい ては、この限りでない。

③ さらに各施設の実情に応じた調整を加えて、改定後の額を確定する。

(2) 使用料等の額の算出基礎として算入する経費

使用料等の算出基礎は、施設別行政コスト計算書に記載の「物件費(うち土地建物設備賃借料のみ除く)」、「扶助費・補助費等」、「人件費」を合算した「管理運営経費」とする。

なお、土地購入費や減価償却費等は、これまでどおり算入しない。

5 見直し検討対象施設 別紙2のとおり

6 今後の課題

今後も施設機能を維持するためには、使用料等の引き上げ改定だけでなく施設運営におけるサービス向上にも併せて取り組み、利用率の改善を図る必要がある。

具体的な取組み内容としては、「新たな行政経営への移行実現プラン」に掲げる取組みを含む以下のものが挙げられる。※「新たな行政経営への移行実現プラン」取組み番号

*	取組み内容	現状・課題
1-24	公共施設の多機能化の推進(地区会	現在、区民集会施設等において、夜間時間帯を活
	館等の区民集会施設における夜間時	用した中高生の自習スペース開放を行っている。
	間帯の有効活用、学校施設・児童館	今後は、この取組みの時間帯や施設の拡大に加
	の活用拡充)	え、学校施設の開放促進、児童館での居場所の確保
		など検討していく。
2-6	区民会館のキャッシュレス決済の導	現在、北沢区民会館への Web 予約システム及びキ
	入及び申請手続き等のオンライン化	ャッシュレス決済を導入している(令和5年度末よ
		り開始。)。
		今後は、令和6年度中に砧区民会館、令和7年度
		中に残りの全ての区民会館への導入を完了させ、区
		民の利便性向上を図っていく。
2-7	けやきネットの利便性の向上(本人	現在、令和5年度に本人確認資料の電子申請を実
	確認資料の電子申請機能の追加、	施している(令和5年度から開始)。
	WEB 口座振替の導入、クレジットカ	今後は、令和7年度にWeb口座振替の導入をする
	ード払いの導入)	ことにより、区民が自宅で Web から登録手続きを完
		了させることができるようにするとともに、決済手
		法の選択肢を増やすため、令和8年度中にクレジッ
		トカード払いの導入に向けて検討を進める。
2-22	魅力ある図書館運営・サービスの推	①現在、3年毎に図書館の窓口で利用者カード(共
	進(①スマートフォンアプリへの利	通利用カード)の更新手続きを行う必要がある。今
	用者カード機能搭載、②予約資料受	後、スマートフォンのアプリ等により利用者カード
	取等のサービススポットの拡充)	機能を持たせ、Web からの登録更新を可能とする。
		②現在、下北沢駅に1か所のみ設置となっている。今
		後、拡充のため利便性の高い場所の確保に向けた取
		組みを進める。
_	コロナ禍後の区民活動ニーズに基づ	現在進めている区民集会施設や児童館、新 BOP・
	く区民利用施設等における Wi-Fi 整	学童クラブ等への Wi-Fi 整備を令和6年度中に完了
	備	させるとともに、Wi-Fi の利活用促進講座等を実施
		し区民活動を支援する。

7 今後のスケジュール (予定)

令和6年9月5常任委員会報告(見直しの考え方)11月5常任委員会報告(改定案)

区民意見募集

令和7年 2月 区議会第一回定例会(条例改正案)

10月 新料金適用

別紙1

改定後の使用料等の額の算定に係る一定の調整について

ア 子ども・子育て家庭への配慮

「子ども・子育て応援都市」として、子どもや子育て家庭に対する経済的支援を進める観点から、施設の個人利用料金について、次の料金設定を行う。

(1) 【個人料金で子ども料金が設定されていない場合】

「一律料金」から「大人料金」・「小人料金(高校生以下)」へと区分の細分化

①概要

現在、公園・スポーツ施設等で設定している個人利用の「一律料金」について、料金区分 を「大人料金」・「小人料金(高校生以下)」へと区分を細分化する。



②検討対象施設

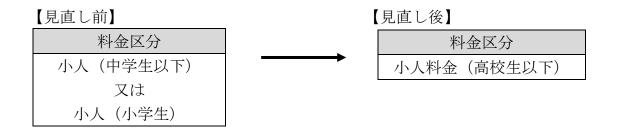
区分	施設名
区民集会施設等	健康増進・交流施設
公園・スポーツ施設	区立公園施設、総合運動場、大蔵第二運動場
高齢者・障害者施設	障害者休養ホーム (ひまわり荘)
子育て施設	産後ケアセンター
駐車場・駐輪場	区立自転車等駐車場、レンタサイクルポート

(2) 【個人料金で子ども料金が設定されている場合】

小人料金を「高校生以下」の料金に変更

①概要

現在、公園・スポーツ施設等で設定している、中学生以下(一部の施設は小学生)を対象とした小人料金について、対象者を拡大し、「高校生以下」の料金とする。



②検討対象施設

DCH1/1/4/2/WEBC								
区分	施設名							
公園、スポーツ施設	区立公園施設、総合運動場、大蔵第二運動場、千歳温水プール、 尾山台地域体育館							
教育施設	図書館(プラネタリウム)							
学校開放施設	区立中学校、八幡山地域体育館							
その他	区民健康村							

イ 築年数・利便性(区民会館のみ)

区民会館施設は区民以外の利用も可能であり、区民集会所等の近隣住民の利用を主とする施設と比較すると、利用者にとっては、他自治体を含め複数の区民会館同士が並列・競合する選択肢となりやすいことから、各区民会館の利用率を高め、教育、文化、産業及び経済の振興を一層推進するとともに、税外収入の確保を図ることを目的として、「築年数」及び「利便性」を勘案した改定率とする。

① 築年数

対象施設の築年数に応じ、以下の3つに分類する。

- ・新しい(基準日時点で5年以内)
- ・普通
- ・古い(基準日時点で築45年以上)

※基準日:新料金適用日(予定)=令和7年10月1日

② 利便性(最寄り駅からの距離)

対象施設の最寄り駅からの徒歩分数に応じ、以下の2つに分類する。

- ・近い(徒歩10分未満)
- ・遠い(徒歩10分以上)

上記①②の分類を勘案して対象施設を表1のとおり区分し、それぞれの区分ごとに表2に 定める改定率を適用する。

表 1

対象施設	区分
世田谷区民会館	A
世田谷区民会館別館(三茶しゃれなあど)	A
北沢区民会館(北沢タウンホール)	В
北沢区民会館別館(梅丘パークホール)	В
玉川区民会館 (玉川せせらぎホール)	В
玉川区民会館別館(上用賀アートホール)	С
砧区民会館 (成城ホール)	В
烏山区民会館	С

表 2

区分	改定率
A	「管理運営経費の増加割合」の1.2倍の割合
В	「管理運営経費の増加割合」と同じ割合
С	「管理運営経費の増加割合」の2分の1の割合

別紙 2

使用料・利用料見直し検討対象施設一覧

<区民会館>

区分	施設名	箇所	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
区民会館	区民会館	8	-	約 55% (38%~75%)	※世田谷 ホール(土日祝) 午前(3h): 65,950 円 夜間(4.5h): 165,160 円 全日(13h): 264,240 円 ※世田谷 集会室 A(土日祝) 午前(3h): 8,110 円 夜間(4.5h): 20,300 円 全日(13h): 32,470 円	1割改定 (平成 30 年 10 月) ※世田谷区民会館は 2 割改定

<区民集会施設等>

	施設名	箇所	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
	区民センター	12	0	55.7% (33.7%~86.2%)	行政財産使用料条例 →平米に応じて料金を規定	概ね2割未満の改定(1~3割)
	地区会館	48	0	50.7%		
L				(14.0%~87.9%)	※烏山区民センター(3h)	
	区民集会所	29	0	56.1%	定員 48 人:1,260 円	
				(19.9% ~ 91.9%)	36 人:810 円	
	男女共同参画センター (研修室)	1	_	_	18 人:300 円	
	敬老会館(北烏山東)	1	0	20.3%		
			(夕方夜間)			
	高齢者集会所(上馬、桜)	2	0	73.9%(上馬)		
			(一部夕方・夜間)	4.2%(桜)		
	ひだまり友遊会館	1	_	_		
-	健康増進•交流施設	1	O (A = # = 1)	63.0%	·会議室(A·B)	概ね2割未満の改定(1~3割)
			(会議室)		(3h):1,040 円 •交流室·多目的室(平日)	
					午前(3h): 3,630 円	
					- 娯楽室・運動室	
L	Inn I shall be				9~17 時(大人 1 日):440 円	
	郷土資料館	1	_	_	集会室	概ね3割改定
	(集会室)				午前(3h):1,260 円	
	青少年交流センター	3	<u> </u>	_	※池之上青少年交流センター	-
					·学習室(交流室) I	
					午前 9 時~12 時 50 分:960 円	
					・音楽室	
					午前 9 時~12 時 50 分:1,920 円	
	保健医療福祉総合プラザ	1	_	_	·区民活動支援会議室(1-1)	_
					午前 3h:810 円	
					·研修室(研修室 A-1•2)	
					午前 3h:810 円	
f	保健センター	1	_	_	運動指導室	_
	(運動指導室)				午前(3h): 2,700 円	

<公園、スポーツ施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
公園施設	世田谷公園	軟式野球場、軟式少年野球場、庭球場、洋弓場、 水泳場、和室、茶室、駐	0	63.8%	・屋外プール(夏季のみ、2h) 高校生以上 390 円 子ども・高齢者・障害者 100 円	概ね2割改定 ※プール(子ども、高齢者、障害者)は据え置き ※夜間照明は据え置き
設	羽根木公園	車場、附帯設備(夜間照 明に限る。)	0	58.9%	●野球場平日 2h:4,020 円●庭球場	次後间思明は描え直さ
	玉川野毛町公園		0	70.2%	平日 2h: 2,880 円 ・夜間照明(1h) 軟式野球場 3,300 円 庭球場 820 円 ・ミニSL 小学生 50 円、中学生以上 100 円	
	多摩川玉堤広場	庭球場、少年野球場、サッカー場	_	_	・庭球場 平日 2h:1,300 円 ・サッカー場 平日 2h:1,300 円	
スポーツ施設	総合運動場(二子玉川緑 地運動場含む)	体育館、洋弓場、水泳場、庭球場、野球場、少年野球場、陸上競技場、サッカー場、少年サッカー場、球技場 ※夜間照明あり	0	総合運動場 71.7% 二子玉川緑地運動場 42.7%	 ・温水プール(夏季 2h 制) 大人 520 円、子ども・高齢者・障害者 150 円 ・体育館(平日、全面、3h) 15,120 円 ・陸上競技場(平日、3h) 17,040 円 ・洋弓場(平日、3h) 2,370 円 ※庭球場は公園施設と同じ 	概ね2割改定 ※プール、トレーニングルームは概ね1割未 満の改定 ※プール、トレーニングルーム(子ども、高齢 者、障害者)は据え置き ※夜間照明は据え置き
	大蔵第二運動場	体育館、庭球場、集会室、ゴルフ練習場、宿泊室、屋外プール、トレーニングルーム、駐車場	0	81.1%	・屋外プール(夏季のみ、1日) 1,180円 ・体育館(平日、午前3h) 13,800円 ・トレーニングルーム(3h) 大人660円(サウナ付1,150円)、高齢者・ 障害者250円(サウナ付450円) ※庭球場は公園と同じ	概ね2割改定 ※ゴルフ練習場、宿泊室は据え置き ※プール、トレーニングルーム(子ども、高齢者、障害者)は据え置き ※夜間照明は据え置き
	千歳温水プール	温水プール、トレーニングルーム、体育室、健康運動室、集会室、駐車場	0	43.3%	温水プール(夏季 2h 制) 大人 520 円、子ども・高齢者・障害者 150 円	概ね2割改定 ※プール、トレーニングルームは概ね 1 割未満の改定 ※プール、トレーニングルーム(子ども、高齢者、障害者)は据え置き
	尾山台地域体育館	体育館・会議室、トレーニング室	0	97.5%	体育館(平日・3h) 4,890 円 ※個人は大人 140 円、小・中学生 50 円	概ね2割改定
	北烏山地区体育室	体育室·会議室、運動広場、第2運動広場	0	87.5%	体育室(2h) 860 円	概ね2割改定
	希望丘地域体育館	体育館	0	79.9%	体育館(平日・3h) 6,740 円	

<文化施設>

区分	<u> </u>	施設内容	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
文化施設	美術館	常設展示、特別展示、美術館内ギャラリー、分館区民ギャラリー、講堂	<u> </u>	——————————————————————————————————————	常設展示(一般/個人) 200 円 常設展示(小・中学生、高齢者、障害者/個人) 100 円 区民ギャラリー(1 日、全体利用) 13,820 円 分館区民ギャラリー(1 日) 2,880 円 講堂(2h) 3,600 円	2割改定
	文学館	常設展示、特別展示	_	_	常設展示(一般·個人) 200円 常設展示(小·中学生、高齢者、障害者·個人) 100円	
	場)、シアタートラム(小劇場)、稽古場、作業室、音	パブリックシアター(主劇場)、シアタートラム(小劇場)、稽古場、作業室、音響スタジオ		_	パブリックシアター(1日) 586,150円 シアタートラム(1日) 213,070円	1 割改定
		セミナールーム、ワークシ ョップ室	0	約 66.3%	セミナールーム A(平日・午前 3h) 2,880 円 ワークショップ室 A(平日・午前 3h) 7,340 円	2 割改定

<障害者施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
高齢者	障害者休養ホーム (ひまわり荘)		_	_	宿泊料(1 泊) 1,700 円	
•障害者施設	知的障害者生活寮 (松原けやき寮)	_		_	生活寮(月額) 24,000 円	
施設	身体障害者自立体験ホーム(なかまっち)	_			・一般入居用居室(玄関独立型)(月額)66,000 円・一般入居用居室54,000 円・短期入居用居室1,800 円	
	高齢者一時生活援助施 設(ほのぼの)	_	_	_	使用料(月額) 41,000 円	

<子育て施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)			
子育て施設	産後ケアセンター				・ショートステイ(宿泊) 1 泊 2 日:9,000 円 ・デイケア(日帰り) 1 日:3,000 円 ・アウトリーチ(訪問) 1 回:2,000 円 ※1日(1回)につき 2,500 円(アウトリーチは 2,000 円)割引となる「世田谷区産後ケア事業 クーポン券」を 5 枚上限で配付	課税世帯は概ね4割改定 ※低所得者への配慮を踏まえ、非課税世帯 区分に「均等割りのみ課税世帯」を含める。 ※生活保護世帯は無料			

<駐車場・駐輪場>

区分	施設名	箇所	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
駐車場・	区立自転車等駐車場	54	_	_	・定期(自転車(屋根有・一般)) 2,000円/月 ・日極(自転車) 100円.回	
駐 輪 場	区立駐車場 (玉川·砧)	2	_	_	100 円/10 分(玉川) 100 円/15 分(砧)	
场	レンタサイクルポート	7	_	_	・定期(一般) 3,000 円/月 ・日極 300 円/1 回又は1日	

<教育施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
教育施設	図書館	プラネタリウム	_	_	大人(個人):400円 小人(個人):100円	

<観光施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
観光施設	スカイキャロット展望ロビー			_	・小宴会場(3h) 1,200 円 ・中宴会場(11~14 時) 1,800 円/平日 ・レストラン貸(11~14 時) 3,500 円/平日	

<学校開放施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
学校開放施設	小学校	体育館、格技室、教室、 校庭、庭球場、プール、 小ホール、トレーニング室 、クライミングウォール	0	71.7%	・体育館、校庭、格技室(学校休業日・2h) 640円 ・校庭夜間照明(1h) 1,320円 ・庭球場(2h) 1,700円(夜間照明 1h 660円) ・屋外プール(夏季のみ、2h)	概ね2割改定 ※子ども、高齢者、障害者の個人利用(プール及びクライミングウォール)は据え置き ※夜間照明は据え置き
	中学校		0	71.6%	大人 240 円 子ども・高齢者・障害者 100 円 ・温水プール(2h) 大人 480 円、 子ども・高齢者・障害者 150 円	

<その他施設>

区分	施設名	箇所	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
その他施設	区民斎場(みどり会館)	1			1 式(式場及び洋室) 84,000 円	_
設	区民農園	22	_	_	1 区画(1 年):11,520 円	2割改定
	区民健康村 (なかのビレジ、ふじやまビレジ)	2	_	_	·区民等宿泊 大人(中学生以上)3,000 円 ·区民等以外宿泊 大人(中学生以上)9,000 円	区民利用 2 割改定 区民以外 7 割改定

<空き時間利用施設等>

区分	施設名	箇所	施設内容	利用率(令和5年度)	使用料	前回改定(平成 30 年 10 月)
空き時間利用施設等	ふれあいの家 (松原西、中町、成城、南烏山)	4	_	24.6% (16.3%~34.2%)	行政財産使用料条例 → <u>平米に応じて料金を規定</u> ・ふれあいの家 夜間(2h):200円	3割改定
	教育総合センター	1	研修室	_	─ ・教育総合センター 研修室 1(定員 240 名)	_
等	児童館	18	プレイルーム、音楽室、ピアノ室、 遊戯室など	_	土曜日·午前 3h(全面):4,800 円 ·若林児童館(遊戯室) 午前 3h:960 円	_
	母子生活支援施設	1	集会室	_	·母子生活支援施設(集会室) 夜間 2h:1,080 円	
	デイ・ホーム内会議室	4	会議室	_	・デイ・ホーム世田谷(会議室) 午前 3h:300~1,440 円	_
	児童相談所	1	団体活動支援スペース	_	·児童相談所(会議室 A·B、活動支援室) 2h:540~1,100 円	_
	奥沢福祉園	1	共同会議室	_	• 奥沢福祉園共同会議室 午前 3.5h:840 円	_
	土と農の交流園	1	和室、研修室	_	・土と農の交流園 午後・夜間(4h):400円	3 割改定 ※午前(3h)は据え置き
	陶芸室 (代田地区会館、船橋小学校、駒沢地区会館、野毛青少年交流センター)	4	陶芸室、陶芸窯 室	_	 ・陶芸室(4h) 400 円 ・陶芸窯室(24h) 出力 25kw 以上 4,320 円、25kw 未満 3,960 円 	概ね3割改定 ※陶芸窯室は据え置き